

令和 3 年

12月熊取町議会定例会会議録

令和 3 年 12 月 2 日開会

令和 3 年 12 月 16 日閉会

熊 取 町 議 会

令和3年12月定例会会議録目次

(12月2日)

出席議員	1
議事日程	1
町長挨拶	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
一般質問	3
1. 田中圭介議員	3
1) くまとりコロッケについて	
①くまとりコロッケを始めた当初のコンセプトについて	
②くまとりコロッケの主催は熊取町かについて	
③コロッケの原材料「里芋」はすべて熊取産使用かについて	
④くまとりコロッケの製造元について	
(1)保管場所について	
(2)品質管理はどのようにしているかについて	
⑤費用対効果が出ているか、また取扱い先がどのようにくまとりコロッケをPRしているか確認しているかについて	
⑥補助率を改定する予定はあるのかについて	
⑦本町と同じように自治体が補助金を出し販売促進に要する経費を支援している自治体はあるのかについて	
⑧補助金なしで購入してもらえる事業所はあるのかについて	
⑨今回10/10の補助金で取り扱い事業所が増えているが、どのように件数を増やしたのかについて	
⑩産業活性化基金事業補助金はいつまで出し続けるのかについて	
2) 災害ベンダー自動販売機について	
①来年度、庁舎敷地内に設置する予定について	
3) 消防団について	
①消防団員の出勤報酬などの処遇改善の進捗状況について	
2. 鱧谷陽子議員	17
1) マイナンバー制度について	
①マイナンバー制度により行政事務の効率化は進んでいるか、また情報セキュリティは守られているかについて	
②現在のマイナンバーの交付枚数、紛失者、暗証番号を忘れた人数について	
③5,000ポイントを得るためにはキャッシュレス決済サービスと紐づけし、2万円を消費することが必要だが、説明は十分したのかについて	
④各種証明書交付のためのコンビニ機械設置費用、コンビニへの手数料など高くついているのではないかについて	
⑤マイナポータルで代理人設定ができるが、なりすましや本人と利益相反する任意代理人による行為に対しての国の防止対策について	
2) コロナ後のフレイル予防介護体制について	
①2025年問題が迫っている中、どのような体制でフレイル予防、介護体制を作っていくのかについて	

3. 浦川佳浩議員	29
1) 令和3年度全国学力学習状況調査結果からみる児童生徒のコロナ禍の影響と、今後の対策について	
①分類番号2（挑戦心・達成感・模範意識・自己有用感等）について	
(1)コロナ前と比べて肯定的解答の割合が全国平均値よりも大きく下回ったが、この要因と今後の改善に向けた具体的な取組みについて	
(2)現在取り組んでいるキャリア教育だけでは不十分ではないかについて	
②分類番号5（ICTを活用した学習状況）について	
(1)全国平均値よりもICT機器の利用頻度が大きく遅れを取っている事が判明したが、この要因と挽回に向けた具体的な取組みについて	
(2)現在、児童生徒のICT端末をどの程度（頻度）持ち帰って利用させているか、また、今後はどの様な計画でいるのかについて	
③分類番号7（学習に関する興味・関心や授業の理解度等）の英語について	
(1)中学生の英語が好きな割合が過半数を下回ったが、この要因と挽回に向けた新たな取組みの計画について	
④分類番号8（新型コロナウイルス感染症の影響）について	
(1)今後、小中学校が休校、または学級閉鎖等が発生した際の対応について	
4. 江川慶子議員	42
1) コロナ対策について	
①第6波に備える本町の対策について	
②保健所との連携で変更や発展したところについて	
2) 女性用トイレへの生理用品の設置について	
①前回の質問後どのように取り扱っているかについて	
3) 外環状線の渋滞について	
①渋滞が続き住民生活にとって悪影響があるが、その対策について	
5. 田中豊一議員	51
1) 熊取町内の交通安全対策について	
①大阪体育大学と浪商高校の自転車通学マナーについて	
(1)7月と10月に府道泉佐野打田線で起きた、対歩行者との自転車事故について	
②住民の安全を守るための自転車事故防止への取組みについて	
(1)交通安全対策の学校・泉佐野警察署・町の取組みについて	
(2)信号無視・夜間の無灯火運転の実態と対策について	
(3)危険交差点への防犯カメラ設置・定期的な違反者取締の実施について	
③通学路の安全対策（久保交差点）の改善について	
(1)信号機設置などの抜本的な改修に向けてのロードマップについて	
(2)横断歩道事故をだまし絵で防ぐ取組みの進捗について	
2) 文化財保護と活用計画について	
①文化財保存活用計画にどう取組んだかについて	
②なぜ熊取町は国の登録文化財が0件なのかについて（近隣市の資料提供）	
③熊取町指定文化財の最近5年間の指定件数、内容について	
④国史跡「土丸・雨山城跡」の活用計画の進捗について	
⑤埋蔵文化財行政について、南泉州の市町が令和4年度から行う広域連携に、何故本町が入らないのかについて	
⑥街づくり・観光・文化・町アイデンティティの観点から文化財行政の考え	

方について	
6. 文野慎治議員	59
1) 普通河川雨山川災害復旧事業に関する検証委員会からの提言を受けて、今後の町の対応について	
①設計などについて	
②入札制度の改善について	
③人員体制について	
④美熊台被災住民への対応について	
2) 主権者教育について	
①特に若い世代の投票率の低さについて	
(1)選挙管理委員会の見解について	
(2)教育委員会として取り組みの現状と問題点について	
 (12月3日)	
出席議員	71
議事日程	71
一般質問(続き)	72
1. 河合弘樹議員	72
1) マイナンバーカードについて	
①これまでの経緯について	
②今後の予定と課題について	
2) ご当地ナンバープレートについて	
①これまでの採用検討について	
2. 大林隆昭議員	77
1) 地域公共交通網について	
①熊取町公共交通に関するアンケート結果を見て、どう思うかについて	
②熊取駅への乗り入れについて、今後どのように考えていくのかについて	
③デマンド交通の実証実験について	
(1)実証実験の時期、実施方法、実施エリア、エリア選定方法について	
(2)実証実験の結果、実証実験後の計画について	
④持続可能な公共交通について	
(1)地域公共交通計画の策定プランはあるかについて	
3. 渡辺豊子議員	84
1) 子宮頸がん予防について	
①現在の接種状況、取り組みについて	
②今後の取り組みについて	
2) ヤングケアラー支援について	
①ヤングケアラーへの相談窓口の設置と福祉との連携についてどの様に取り組んでいくのかについて	
3) 飼い主のいない猫不妊去勢活動支援の拡充について	
①活動支援の現状について	
②さくらねこ無料不妊手術事業への参加について	
4) 弱視の早期発見について	
①3歳児健診における屈折検査導入について	
4. 坂上巳生男議員	96

1) 産業振興ビジョンの具体化について	
①実施計画の準備状況について	
②農業振興、農地保全の「計画」の中での位置づけについて	
③産業活性化基金の活用として、基金の積み増し、創業支援の拡充について	
2) 西保育所民営化について	
①移管先保育園との間の、引継ぎ保育の状況について	
②移管先保育園での「配慮を必要とする児童」の受け入れ体制、休日保育について	
③「民営化の是非」も含めた保護者の意見の尊重について	
5. 坂上昌史議員	106
1) 熊取町老人福祉センターについて	
①現在も予算を投じて施設を更新する考えかについて	
②耐震補強するだけで地域共生社会の拠点に出来るのかについて	
③地域共生社会の拠点作りは現在の老人福祉センターを利用してやらなければならないのかについて	
2) ふるさと納税について	
①返礼品はタオルが多いが、これは町が意図したラインナップであるかについて	
②一般に人気のある返礼品である肉や米、魚介類など食料品を強化する考えはないかについて	
6. 矢野正憲議員	111
1) 学習用タブレットの使用トラブル、情報モラル教育について	
①子どもが安心・安全にタブレットを利用するうえでの課題やトラブルの内容や件数について (資料提供)	
②学校全体や教育委員会でトラブルから対応までの共有がなされているのかについて、またその対応と効果について	
③情報モラル教育の実践状況について	
2) コミュニティ・スクール (学校運営協議会) と地域学校協働本部の一体整備について	
①熊取町はコミュニティ・スクールは導入していないが、本町としての対応について	
提案理由説明	
議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	121
質 疑	122
事業厚生常任委員会付託	122
提案理由説明	
議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについて	122
質 疑	122
事業厚生常任委員会付託	122
提案理由説明	
議案第65号 指定管理者の指定 (熊取町学童保育所) について	122
質 疑	123
事業厚生常任委員会付託	123
提案理由説明	

議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第7号)	123
質 疑	127
総務文教常任委員会付託	127
提案理由説明	
議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)、以上3件一括付議	127
質 疑	129
事業厚生常任委員会付託	130
提案理由説明	
議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)	130
質 疑	131
事業厚生常任委員会付託	131
(12月16日)	
出席議員	133
議事日程	133
委員会報告	134
議会運営委員会報告	134
議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第7号)	134
総務文教常任委員会委員長報告	134
質 疑	134
採 決	135
議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについて、議案第65号 指定管理者の指定(熊取町学童保育所)について、議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)、以上7件一括付議	135
事業厚生常任委員会委員長報告	135
質 疑	136
採 決	136
提案理由説明	
議案第71号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第8号)	137
質 疑	138
採 決	145
提案理由説明	
議員提出議案第8号 飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に求める意見書、議員提出議案第9号 沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書、以上2件一括付議	145
質 疑	147
採 決	147
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	147

議会改革検討特別委員会の調査状況の経過報告 148

12月熊取町議会定例会（第1号）

令和3年12月定例会会議録（第1号）

月 日 令和3年12月2日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	10番 田中 圭介
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	濱田 隆之	兼 道 路 課 長	永橋 広幸
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
教育委員会事務局理事	林 栄津子	教 育 次 長	原田 哲哉
		教育委員会事務局理事	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについて

議案第65号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について

議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）

議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。令和3年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言お願いを申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、併せて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

議長(二見裕子君) なお、発言される方は、マスクをつけたまま、起立の上、発言していただきますようお願いいたします。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和3年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、師走に入り、何かと気ぜわしい時節となりましたが、煉瓦館と熊取駅前の夢広場では、12月25日までイルミネーションが飾られ、シンボルツリーのライトアップと重なり、幻想的かつ癒やしの雰囲気になっております。マスクの着用やソーシャルディスタンスなどの感染対策にご配慮いただきながら、皆様お誘い合わせの上、ぜひお楽しみいただければと存じます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、一部改正条例につきましては国民健康保険条例の一部を改正する条例、その他、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについて、指定管理者の指定(熊取町学童保育所)についてでございます。また、補正予算につきましては、令和3年度熊取町一般会計補正予算(第7号)ほか4件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長(二見裕子君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席12番 矢野議員、議席13番 江川議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長(二見裕子君) 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君) それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る11月25日午後1時30分から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月2日から12月16日までの15日間といたします。

本会議の日程であります。本日12月2日、3日、6日及び16日の4日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を12月9日に、事業厚生常任委員会を12月8日に開催していただきます。

第2回目の議会運営委員会につきましては12月8日に、議員全員協議会につきましては12月9日に、議会改革検討特別委員会につきましては12月8日に、それぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からお諮り願います。

以上で議事運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日12月2日から12月16日までの15日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月2日から12月16日までの15日間と決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、田中圭介議員。

10番（田中圭介君）議長のお許しを得ましたので、令和3年最後の一般質問をさせていただきます。

ただいま全国的に、また大阪府下においても新型コロナウイルス新規感染者数が減少しており、経済も徐々に回り出してきたように思われます。一方、新たな変異株、オミクロン株が世界数か国で確認されており、我が日本でも昨日の時点で2例目を確認し、警戒度も最も高いレベルに引き上げられました。第6波も来ると言われていますが、今の水準を維持し続けられるよう、引き続き個人一人一人が、また今までどおり気をつけていただき、3回目のワクチン接種も始まろうとしておりますので、理事者の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。

そしたら、一般質問に入らせていただきます。

まず、1点目でございます。熊取コロッケについて質問をさせていただきます。

1点目、熊取コロッケをやり始めた当初のコンセプトを教えてください。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問、熊取コロッケについての1点目、熊取コロッケを始めた当初のコンセプトについてご答弁申し上げます。

平成22年度第2次産業振興ビジョンの策定の際に実施しましたアンケート調査におきまして、本町の産業振興における課題として農産物のブランド力、今後の重要な施策として特産品や農産加工品の開発など地域ブランドの確立といったご意見を多数いただいております。

そこで、熊取の特産品を使った商品を開発すべく、平成24年に開催しました第1回農業祭で、熊取コロッケの試作品を提供したことを機に、産官学による主要な団体の方々が参画した熊取食のブランド創造会議で議論を重ね、平成28年2月にレシピを確定、その後、熊取コロッケのブランド化を産業活性化の一つのメニューとして、認知度を高めるべく取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、28年から6年目に入ったということですね。

僕も当初、多分、恐らく中央小学校の調理室で何名かの住民の方が、いろいろB級グルメ的な、あのときはB級グルメが多分はやっていた時期だと思います。取りあえず、熊取産の里芋を使い、B級グルメな感じで、飲食店または販売できるところに置いていただいて、熊取コロッケというものをアピールし、そして、ほかの市町から熊取コロッケを食べに来ていただいたり買っていたりというのが、最終的、そしてまた、需要が増えるとともに里芋を生産している農家に対してもメリットがあり、熊取町にお金を落としてもらえという好循環な取組を目指してやってきているということでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今もうまさに議員がおっしゃっていただいたこと全てが、最終的な目標でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、次の2点目にいきたいと思います。

この熊取コロッケの主催は、熊取町でよろしいですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは2点目、熊取コロッケ主催は熊取町かについてでございますが、こちらにつきましては、本町と熊取町商工会との協働事業となつてございまして、販売等においては熊取町商工会主導で行っていただいております、町は、事業の主体を担う熊取町商工会や熊取コロッケを取り扱う事業者に対しまして産業活性化基金を活用した支援を行いながら、各取扱事業者の自走化を目標としているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）今おっしゃられた商工会との協働事業というのは、具体的にそういうふうに熊取町商工会と熊取町とで協働でこの事業を進めようという形で、何か交わしたりとかはしましたか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）明確に何か交わしたということではないんですけれども、商工会において熊取コロッケをPR等していただくというところで、産業活性化基金の支援をさせていただいております。そちらのほうを使つていただいて、こちらの熊取コロッケのPR、販売の取組等事業をやつていただいているというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）これ、そもそも商工会がタッグを組んでやるような事業ではないと思うんです。熊取町主催でそういうふうな熊取町を盛り上げようプラスアルファ商工会がいろいろなお助け、会員もたくさんおられるんで、そういう方に関してご協力をしますというような僕らの認識でございます。それについて、どういうふうに思われますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません。こちらについては、当初平成28年につきましては、行政主導で当時の地方創生の加速化交付金を使って取り組ませていただきました。その中で、今、議員もおっしゃられたように、町内の商店、お店等の活性化、そういうところも含めまして、それを取りまとめておられる商工会のご協力も必要というところで、当時平成29年になりますか、そのときに取組についてご相談させていただいて、私どもは一緒にやつていただけるというふうに理解はしてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）おっしゃられたように、私どもはということで、商工会側から見たら、これは熊取町の事業やと、もちろん思っています。熊取町から言われたら、やらなしようがないというような認識でおるとは思われますし、我々商工会員からしても、それはちょっと熊取町主導で熊取コロッケというのを販売したりとかするのが主だと、これまた後で同じようなことが出てくるんで、また後で言いたいと思いますが、熊取町として商工会とタッグを組んでいるとは思われておりますが、商工会からしたら、タッグを組んでいるようなことはさらさら思っていないと思います。

それは、僕は職員とよく話もしますし、その辺はちょっとこれからルールというのを変えていただけないかなど。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そういうところで認識のそごがあるということでございましたら、また今後、そこは商工会事務局ときつちりと意見のすり合わせといいますか、私どものほうでもちょっと確認はさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、次の3番目にいきたいと思います。

このコロッケの原材料里芋というのは、全て熊取産でしょうか。もし、違うのなら熊取産の割合というのを教えていただけますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）3点目の熊取産100%かというところでございますが、現在、熊取コロッケにおきましては100%熊取産の里芋を使っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）今回、10分の10の補助を出しているということで、結構例年よりか倍ぐらいあるんですかね、作られているということで、それも全部100%という理解でよろしいですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今年度も個数にしまして約2倍ほどの発注という形になりましたけれども、今年度におきましても、原材料、何とか100%熊取産の里芋を活用できたというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）その里芋農家というのは、何軒ぐらいご協力していただいているのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ちょっとお待ちください。すみません、ちょっとお時間いただいていますか。

はい、すみません。今、里芋農家として私どもで把握しているのは、9軒の農家になってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）これはもちろん熊取町内の農家で間違いないですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）熊取町内の農家でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）これがだんだん増えていったりして、この9軒の農家で賄える量は取れるんですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）実際のところ、今現状の発注の個数であれば、賄えていっているというところではございます。ただ、熊取コロッケ取扱店、先ほど申しましたように、最終的にはもっと取扱店舗とか増えていっていただくというところを目標としておるんですけれども、一方、生産者のほう、こちらのほうは実際のところ、取扱いのところは減っていっているというか、農業者は減っていている、耕作面積も減っていっているというところが課題というふうに認識してございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）農家が減少しているというのは、継ぐ人がいないとかということで減少していっているんですよね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）これは、里芋を作っておられる農家に限らず、農家の問題としまして後継者不足というところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）新規で里芋農家をしようかという方は、現在おられるとか把握しておりますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）新規就農者につきましては、おかげさまでここ数年で増えてきてはおるんですけれども、今、新規就農者の方で里芋を取り扱うという表明、意思表示されている方は、今のところおりません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）なかなかちょっと先行きが暗いというか、多分、単価的というか、もうけ的にも、水ナスとかのほうの方が利益がいいとは聞いております。そしてまた里芋というのは、毎年毎年そこでできるわけではないみたいで、4、5年に1回のペースぐらいで1個の畑、ということは、ストックでいうたら、どこかに借りる畑が4つぐらいストックを持っておかなあかんとは、僕はこの間農家から聞きまして、となったら、新規でやろうと思ったら、なかなか里芋だけやったら厳しい。

そして水ナスに関しても、毎年毎年、実は作れるものではないらしいんですけど、そこはハウスやいろいろ、今の農家というのは何個か借り土地があるからできておるんで、新規参入で里芋を作ろうと思ったら、何個かまた畑を借りなあかんということになってきたら、とてもじゃないけれど、里芋をまずしようかというの難しいという答えも聞いております。

今年度から、JAが所有する高田の今余らせている畑を新しい方に貸すような事業も取り組まれていると聞いておるんですが、その辺ちょっと内容を教えていただいてもいいですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ちょっとすみません。今、議員がおっしゃられたそのJAの取組というのは、申し訳ないんですが、今、私どものほうではちょっと把握はしてございません。

ただ、今後の将来的な展望としまして、私どもも最終的には、里芋を取り扱う農家、今現状の方にもそういった取り扱っていただくというところと、新規就農者に対して、里芋は熊取コロッケでこういう需要があるよというようなところで、今現在、産業活性化基金の見直し等を着手しているんですけれども、今後そういったところの何か支援策はないかというところは、今現状、検討しているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）取りあえず今のところは100%熊取産で使用しているということで、一応安心はしました。

そして、ちょっとこれ、話ずれるかもしれませんが、ふるさと納税のほうにはこの熊取コロッケというのはもう入っているんですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）たしか平成29年あたり、そのときには一度、熊取コロッケをふるさと納税には一旦入れておったんですけども、当初は保管の期間の加減もありまして、通年なかなか取り扱うところが難しいというところで、在庫がなくなった時点で一旦ふるさと納税からは、今、落ちている状況でございます。ただ、現状、今もう冷凍保管できる形になっておりますので、そこはまた改めて担当部署のところで取扱いについて調整していただいているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ということは、正確にはまだふるさと納税の返礼品に上がってきていないということですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）はい、今現在は取扱いはなされていないというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）分かりました。

そしたら、4番目の熊取コロッケの製造元、そしてまた保管場所、そして品質管理はどのようにしているのかご答弁お願いいたします。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）熊取コロッケの製造元についてでございますが、製造会社は、豊中市にあるコロッケを専門に製造している合同食品株式会社というところでございます。

保管場所については、製造後、中継保管場所として泉佐野市内の冷凍倉庫へ搬入し、そこから各取扱事業者の引取りの状況を見ながら商工会の冷凍庫へ搬入し、保管してございます。

品質管理については、食品ですので、製造会社においては食品衛生検査指針に基づき検査を実施しており、保管場所においても、食品衛生法に定められているマイナス15度以下のマイナス18度を維持した冷凍保管を行っております。また現在は、賞味期限切れの出ないような発注形態となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、保管場所の冷凍庫というのは、商工会と煉瓦館のあれですかね、ショップ、違うんですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）冷凍庫を置いているのは、本当にもう商工会のこちらの事務所の横のところにございまして、あともう一個、中継地点というのは、泉佐野市内の冷凍保管倉庫業をやられているところで、一旦中継地点として保管させていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）その保管場所の冷凍庫を商工会に置く理由は教えてもらえますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）2点目、先ほど申し上げましたように、本町では商工会の協働事業というところで考えてございまして、各店舗への配送といいますか、店舗が取りに来ていただく場所としまして商工会の冷凍庫のほうでやっていたらというところでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そして、今回10分の10補助ということで、実際は無料で上限10万円まで配っていただいているということで、これは、コンビナートで冷凍の会社があるんですよね。そこまでは誰が取りに行っているんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そちらについては、商工会の事務職員の方に取りに行っているという形になります。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）何で産業振興課の職員が行かないんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）何度も申し上げますが、そこが商工会と本町との協働というところで、事務分担を決めさせていただいているということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）商工会の職員も商工会の仕事というのがあるんです。毎朝1時間ぐらい早く出勤して、そして、この間の12月20日から約1か月の中で、片道20分か30分かかります。それを17日も行っているんですよ。何でこれ、半分は手伝おうとかというそういうのはないんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そちらについては、業務上でどうしても商工会の方が無理というときは、本町

の担当職員もお手伝いをさせていただいているというふう聞いております。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それは、商工会から各事業所、取り扱っているところに産業振興課の職員が配達しているという聞いておりますけれど、それとはまた別ですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）私が確認しておりますのは、今、議員おっしゃられたように、どうしても配達ができないというときはもちろん手伝わさせていただいておりますが、その佐野の保管庫のほうへ取りに行くのも、担当のほうはどうしても無理というときは行かせていただいているというふう聞いております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それは何回ぐらい行っているんですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません。申し訳ございませんが、回数まではちょっと確認できておりません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）また後で確認しておいてください。

そして、そこに置いてある先ほど言われた冷凍庫の電気代、人件費、販売手数料、管理費、これはお支払いしていますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今、冷凍庫のその電気代云々というのは、商工会の冷凍庫のことをおっしゃられているんですか。泉佐野市の保管庫のことでしょうか、すみません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）商工会に置いているあの2台の冷凍庫の電気代でございます。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）こちらについては、個々個別で、そういう名目ではお支払いはさせていただいてございません。先ほど申し上げましたように、産業活性化基金の中で、商工会のほうに50万円支援させていただいている中で運用いただいているというふうに理解しております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）その産業振興活性化基金で電気代というのは落ちないですよ。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）名目は別としまして、くまとりやもん[♪]のそのコロッケを扱っていただくという形の名目でお支払いはさせていただいているものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ごめんなさいね、そしたら、毎年毎年50万円を商工会に払っているということですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）はい、そのとおりでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それは使おうが使うまいが、返却もなしで50万円渡しているということですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）いえ、そこは使う項目においてはちゃんと申請していただいております、実際使っていただいているのは、くまとりやもん[♪]のホームページ、また熊取コロッケのホームペー

ジ、そういったものの更新費用でありましたり、熊取コロッケのポスターとか販促グッズ、そういった作成のもので使っていただいています。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、人件費、取りに行くのにも1時間ぐらいかかりますよね。あと電気代や管理費、販売手数料というのはどうなんか分かりませんが、その辺は出ていないですよね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そういう名目という形では、はい、お支払いはしていません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）その50万円は、のぼりやらチラシやら最低限、何らかのPRの必要なものとしては50万円出しているけれど、それ以外のものには出していないということですよね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）はい、そういう形になります。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それやったら、やっぱり商工会の職員も不満が出てきます。

皆さん、熊取コロッケ、理事者の方も議員の方もそうですけれど、なかなか知名度もそんなに多分、僕まだ6年目にしないような気がするんですけど、この冷凍庫とかの電気代とかというのも、最初、お支払いするような話で言っていたと聞いております。そして、やり始めのときも、商工会はちょっと手数料として上乘せしてくださいとも言われたと言っているんですが、それが全部なくなると。これ、普通でいうたら委託事業みたいな感じですよ、ほとんど丸投げ。

今回、理事者の方が提出していただいたちょっと資料を見ていただけますでしょうか。そこに57事業所、載っています。57事業所が載っている中で商工会の取扱いがしているというのが、57引く4、53社が商工会のところに取りに来たり何やらかんやらしているんですわ。そしたら、一般の業務の間に何回も何回も一日に来られると。そしたら、日頃の業務をストップさせて、その人らにお渡しして、チェックして、お金をもろうてとかという事業も全部しているんです。いろいろ単価が書いておりますけれど、この数字、ほとんど商工会が多分チェックしていると思います。それで、お金も預かっています。そのお金をくまこ作っているところに振り込んでいるのも商工会、その振込手数料も商工会持ち、全部が全部商工会じゃないですか。ちょっとおかしいと思いませんか、町長。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）申し訳ございませんが、今、議員がおっしゃられているような、そういった不満というのが、すみません、直接私どもこれまでは聞いてございませんでしたので、当初、今おかしいと言われているようなところ、先ほど2点目の答弁をさせていただいたように、すみ分けとして、販売等においては熊取町商工会主導ということで役割分担を決めてございましたので、本町としてはそういう認識でしております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）熊取町商工会主導で熊取コロッケをやっているんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、何度も言いましたように本町と商工会が協働でやっております、販売等におきましては商工会が主導でやっていると。本町のほうは、商工会及び熊取コロッケ取扱事業者に対して支援をさせていただいているというところでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）電気代もちろんそうですけれど、電気代は、この冷凍庫のところに僕電話したらすぐ答えてくれました、月これぐらいかかりますと。2つで3万9,600円、年間、約4万円ですよ

ね。大体ここ2年ぐらい、多分フル活動で動かしていると聞いております。これ、商工会費から8万円、我々の会員の会費から出ているんです。それは、僕ら会員も何でそんなもん熊取町出せへんねんと、ごもつともな意見と思うんですけど、どうですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今おっしゃっているようなところ、当然議員は今回質問するに当たって、商工会からそういうところを聞いてこられて質問されているということで認識をさせていただきました。そのあたりにつき、先ほど言いましたように、私どものほうには直接そういったところというのは今まで聞いてございませんので、そちらについては、今回この質問を受けまして、また改めて商工会のほうときっちりと調整をさせていただきたいと思っております。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）なかなか商工会の職員も、熊取町から約五百数十万円の補助をもらっているんでそれはもう言いにくいから、僕らがこういうふうに言うていて、本音であの方らと僕らお話しすることが出来る立場だし、ここにおられる方でも商工会員の方もおられますし、やはり皆さん、ただで入っているわけじゃないんで、会費を払って、熊取町のやっているような里芋のことを全部職員がやっていると聞いたら、ちょっと待てよこれと、誰でも多分思うと思うんです。そこは多分、巖根部長までには行っていないのかもしれないかもしれませんが、そこは本当にちょっとこれから考え直していかないと、何でもかんでも商工会に振ったらいいいというものでもないと思うんです。

この後、ちょっとまた進ませていただきますけれど、これ、次が5番目になります。

基金を投入し始めて6年となりますが、どれだけの費用対効果が出ているのか。また、取引先には、どのように熊取コロッケをPRしていただいているか、どう確認をしているか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは5点目、費用対効果が出ているか等につきましてご答弁させていただきます。

費用対効果については、里芋を出荷している農業事業者への効果、コロッケを仕入れ販売している小売事業者の効果、また、その他波及効果としまして、広告経費などの周辺産業への売上げの効果というものが想定されるんですけども、コンセプトはあくまでブランドづくりでございますので、地方創生加速化交付金を活用した当初の目標数値は販売個数で行っておりまして、令和元年度末の販売個数4万個を設定してございました。それに対しまして、平成29年度に4万7,860個、平成30年度に5万4,520個、令和元年度は5万5,450個と前倒しで達成してございます。

なお、販売個数だけではなく取扱事業者においても、平成29年度の16社から平成30年度は19社、令和元年度18社、令和2年度31社、令和3年度57社と、順調に増加していること。また、熊取コロッケを仕入れるのではなく、自ら里芋を仕入れレシピをアレンジして提供されている事業者も出てきているというところから、事業効果は出ていると判断してございます。

取扱い先のPR状況の確認につきましては、取扱事業者には産業活性化基金事業をご利用になる際の条件としまして、店内掲示用ポスター、ミニのぼりなどを配布しPRにご協力いただいております。町職員が事務連絡など取扱事業所を訪問した際に、そちらを確認させていただいております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）今言われましたとおり、徐々に年々個数は上がっていると思われまして、事業所も増えていると思われまして。これは当初やり始めたときは5分の4の補助金、そして、去年かおととしぐらいから3分の2になったと思われまして。これがあるからこそこれだけ増えているのかなと、それは職員の営業努力というのものもあると思われましてけれど、これも後でまた同じような話が出てくるので、まあ、ここではあれですけど、そしたら、先ほど言われた自らレシピをして里芋コロッ

ケを作っているというのは、何件あるんでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まだ、現時点では2件と聞いております。2件でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）やっぱりいろいろ工夫していただいて、自分のところでいろいろなアイデアを出していただいているというのは、すごく誇らしいとは思われますが、6年間やって2件ですよ。これは多いんか少ないんかは人それぞれの感じ方とは思われますが、ごく一般的からしたら、5万個6万個の熊取コロッケを販売し、その中の約2件の事業者がやっているといったら、ちょっと少ないかな、寂しいかなというのが僕の意見でございます。

そしてまた、町外の事業所にも補助金を出しているかと思われませんが、その理由を教えてくださいませんか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今回の10分の10の補助金に関して、町外というところでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、まずは、今回コロナ禍での支援というところで10分の10支援させていただいたんですけれども、まず現在、この10分の10やる以前、3分の2の支援をしているときから町外業者の方も扱っていただいてございました。10分の10を支援するに当たりまして、そこを町内町外で切るのではなく、それをももう包括するような形で町内町外の区分なく対処させていただいたところでございます。

ただ、当然支援する中で、町外の今まで取り扱っていないところもというご意見かとは思いますが、そちらにつきましては、私どもは、逆にそこを逆手に取って熊取コロッケの認知度を高めると、今後のための、ある意味、投資というようなことで対応させていただいたところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）この間、すみません、ちょっと覚えていないんですけれど、9月議会なんか6月議会なんかはちょっと忘れちゃったけれど、町外業者に対しての10分の10の補助を出すに当たっては、今まで取引があるところにだけ出すというふうな回答をもらったと思いますが、それは間違いないですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今、実際、現状、今まで取引なかったところで、実は1件、10分の10補助しているところが実際にはございました。ですから、3分の2で取引しておった町外業者のときから、1件10分の10で補助させていただいているというところで、そこにつきましては、先ほど私言いましたように、今後の取扱いを要請できるといいますか、そこを周知、認知を図るための対策として取らせていただいたものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それ多分、弁当の中に入ってくる弁当屋ですよ。それ、僕が聞いたときには、町外の、今まで取引をしていただいている業者にはもう10分の10無料でお配りさせていただきますという回答やったのが、ちょっと今変わっていますよね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ちょっとすみません、この今言っている弁当がどの段階で入ったのか、ちょっと私も記憶が定かではないんですけれども、9月議会、たしか決算の委員会の中で、うちの課長のほうが答弁させていただいたところかと思えます。

ただ、すみません、ちょっとここは確認させていただきたいんですけれども、それ以降で実際、先ほども言いましたように、私としましては熊取コロッケの認知度を高めていくために、これをきっかけとして今後取り扱っていただけたらいいというふうに考えてございまして、幅を広げさせて

いただいているというところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）幅を広げて認知度をというのは分かるんですけど、何でここの弁当屋1社だけなんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）こちらに関しましては、今回10分の10でこういう支援をさせていただきますよというのは、ホームページや広報で募集させていただいております。そのときには、今まで取り扱っているところだけですよというような制限はかけさせていただいてございません。もうそのときから既に、広く公募、今まで取り扱っていないところも来ていただけたらというふうには認識はしてございました。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それやったらそれで、決算委員会のときにおっしゃっていただいたらよかったと思うんですが。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そこはすみません、申し訳ございません。私どもの中で意思の疎通が図れていなかったということで、おわび申し上げます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、もう次の6番目にいきたいと思います。

現在、補助率3分の2、今年度は上限10万円まで10分の10で販売をしておりますが、補助率を改定する予定はありますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）補助率を改定する予定はあるかにつきましては、2点目で申しあげましたように、最終的には各取扱事業所の自走化を目指しておりますので、スケールメリットが働くような発注方法の見直しなどコストの削減、こちらに努めるとともに、段階的に補助率の引下げも含めて見直しを検討してまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それ、どれぐらいこの補助率、3分の2を2分の1にするのか、それかゼロにするのかというのは、ある程度、もうそろそろ6年目に入ってきているんで決めておいたほうがいいと思うんです。これ、ずるずるいっていてもしょうがないと思うんです。その辺のお考えちょっと聞かせてもらえますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）10点目のところで、いつまでも出し続けるのかというようなところもあるかと思うんですけども、もう先こちらを答弁させていただく形のほうがいいですか。

私どもとしましては、熊取ブランドというところがございます。もう、先、そしたら読ませていただきますね。

10点目、産業活性化基金の補助金はいつまでも出し続けるのかというところについてでございますが、コンセプトであるブランドづくりには、一定の期間が必要であるというふうを考えておまして、物の本とかにもよりますと、ブランドづくりには10年は必要であるというふうに言われております。

現在、熊取コロッケの取扱いに補助金を出して、こちら、ちょっと議員との認識の違いがあるんですけど、6年目というところなんですけれども、当初、1年目は加速化交付金を使ってという形ですので、実際、活性化基金を使っているというのは5年目になりますので、そこだけちょっとご

承知おきいただけたらと思います。5年目というところになりまして、熊取コロッケの個数だけではなく取扱事業者数も増えてきております。もちろん補助金ありきではありますが、平成29年度の補助率5分の4から令和2年度は補助率3分の2に引き下げた中での増加であり、一定の需要は出てきたのではないかというふうに考えており、また、各メディアでの熊取コロッケや里芋の取扱いも増えてきており、認知度も高くなっていることというふうに判断しております。

今後も、一定の期間、10年目をめどに、こちら令和8年度になりますが、さらに認知度を高め、産業活性化につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、令和8年までは3分の2でいくという形ですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まだ検討段階でございますが、当初、3年間5分の4でいかせていただいております。令和2年度から3分の2、今年度も3分の2で、一応、今考えておりますのは、来年度も一応3分の2というふうに考えておまして、そのあたりで、もちろんまた取扱店舗らとはまたアンケートを取りながら、そこで次、2分の1に落とすのか、そういった割合も含めまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）前の決算のときも言うたとは思んですけど、一回本当に、補助金ゼロでどれだけ買っていただけるかというアンケートとかを取ったんですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）アンケートについては、平成30年度、令和2年度と続けて取らせていただいております。そのときにも、補助金なしでという当然質問もさせていただいております。そのときにも、補助金なしでももう取扱いはするよと言っていたいただいている業者は複数社ございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）それは、何件にアンケートを取って、何件が補助率ゼロで買うという回答があったんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、ちょっとアンケートにつきましては、もちろん取扱業者ですので、その時点時点で取り扱っている件数になるかと思うんですけども、アンケート回収できたところの件数とか、ちょっと今、手元にないんですけども、平成30年度で取り扱ってもいいよとおっしゃっていただいたところが6件、令和元年度は3件でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）3件ですよ。3件のためにこの補助金をずっと出し続けて、これ、平成30年から令和3年になって下がっているじゃないですか、この取扱い。何かちょっとごめんなさいね、これ変な言い方かもしれませんが、結構、営業に行かれて取ってきていると聞いております、確かに。それも、まあまあ結構強引な取り方をしているとも聞いております。

3件のために、そのゼロベース、基金を投入しないでやろうかと思いませんか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）申し上げましたように、ブランドづくりに4年5年でブランドというものができるといふふうには考えてございません。これからまだ先ある中で、そういった先ほど議員もおっしゃられたように、私どもも、いつまでもこれをこういう形で作っておる熊取コロッケを購入して

いただく、仕入れていただくだけではなくて、本町の熊取産の里芋を自ら仕入れてオリジナルで熊取コロッケを作っていたといたるところが目指すところでございます。

それに向けての今、土壌づくりをやっているというふうに考えてございます。6件から3件に減ったところ、その3件の方についてどういった理由かというのは、ちょっとすみません、こちらで今現在は確認はできておらないんですけども、やはりまだまだお店の売上げの事情であったりとかそういうところが、やはり商売ですので、もうけにならないところというのはやらないと思いますので、そういったところはしっかりと調査させていただいて、そういう支援ができるようにやっていきたいと思えます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ちょっと時間が押してきたんで、次にいきたいと思えます。

7番目の本町と同じように自治体が補助金を出し、熊取コロッケのような販売促進に要する経費を支援している自治体はあるのか教えてください。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）本町と同じように自治体が補助金を出している、販売に要する経費を支援している自治体はあるかについてでございますが、販売促進に要する経費といいましても、広告費やパッケージ、ラベル等製作の作成費、イベント経費、材料費など様々な補助対象経費がありますが、現在、地産地消が推進されている中で、多くの自治体で多様な補助がされております。

近隣では、これはもう既に補助が終わっておるんですが、和泉市が和泉市の木材を使って家を建てた場合には補助金を出すというような支援をしておると聞いております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そしたら、こういうB級グルメ的なことに関しての補助をしている自治体というのはないということですね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）直接的な本町がやっているような補助の出し方というのは、この近隣では確認はできておりません。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）多分、何でかと言うたら、あまり官主導でやるよりか民間がやるほうがいいからというものもあると思うんですけど、ほかのところがないというのは、考えたら分かるような話だと思うんで僕の口からは言いません。

続きまして、8番目にいきたいと思えます。

補助金なしで購入してもらえる業者は何件あるか。あれ、これさっきと一緒か。事業所はあるかということ。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）こちら先ほど、すみません、答弁させていただいた形になるんですけども、現在は補助メニューを活用してやっておりますので、補助金なしで購入いただいている取扱事業者はございません。アンケートで、将来なくなったときでも取り扱ってもいいよと書いていただいたのが、先ほどの件数でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）今回、そしたら57件あるんで、もう一度アンケートを取っていただくことはできますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今回は、特別なコロナ禍における支援というところでやっておりますので、そのあたりも含めまして、そういったアンケート調査のほう検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）そして、9点目の今回10分の10の補助金で取扱いしている事業所が増えておられるんですが、どのように件数を増やしたのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、こちらも先ほど答弁させていただいて重複しますが、令和3年6月18日付で議員の皆様にも情報提供させていただきましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響を受けている店舗等に対して何かできる支援をとということで、取り組ませていただきました。

広報、ホームページなどで公募するとともに、これまで取り扱っていただいていた事業者には個別に連絡し、また、問合せのあった事業者には補助内容等を説明させていただいた結果、コロナ禍で困っている飲食店に対し、食材を提供するという支援策が功を奏したものと考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）これは、電話で営業されたのか、足を運んでいただいて営業していただいたのか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）担当のほうは、よく現場のほうにも出て行っておりますし、職場のほうで電話でいろいろ営業しているということも確認はしております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）これって、声がかかっているところとかかかっていないところもありますよね。それはちょっと不公平にならないのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、まずは広く広報、ホームページで公募はさせていただいているところ。まず、個別にあと当たっておるのは、先ほど申しましたように、これまで取り扱っていただいたところ、あと、そういった取り扱っていただいているところからご紹介いただいたというようなところに営業させていただいているものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）この提出資料の19番から39番が、恐らく新しい店舗と思われるんですが、これほどのようにして営業していただいたんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）先ほど申しましたように、公募で問合せがあったところ、また、現取扱いのところからご紹介いただいたところというふうに聞いております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）こういうときこそ商工会を使っていただいて、毎月毎月、封筒が来るんです、僕らのところにも。そこにちょっと入れていただいたら、すごい手間が省けると思うんです。皆さんいつも言われるようにホームページ、そして、また広報に載せているからというのでも、皆さん皆さんがそれを見ているとは限りませんよね。

この中でも、もう具体的に名前を出したら、大林議員の大林米穀店のほうには声がかかっている。僕、田中商店のほうには声がかかっていない。なぜか。その不公平、別に僕は欲しいわけでは

ないんです。そういうふうは何でここに声がかかって、こっちには声がかかっていない。おかしいでしょう。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そちらについては大変申し訳ございません。

冒頭も言いましたように、本町としては協働とさせていただいている中で、商工会のほう、そういった形、連絡網があるというところで、今後、しっかりそういうところを活用させていただけたらというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）不公平感のないようにやっていただけるようお願いいたします。

そしたら、もう10点目が先ほど答弁いただきましたので、次に入らせて……

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、先ほどお問合せあった冷凍倉庫まで行った回数等につきまして、ご答弁だけさせていただきます。

泉佐野市の冷凍倉庫まで本町職員が行った回数は1回。町内店舗へ商工会の方の代わりに配達させていただいた回数が3回。すみません、あと里芋の農家の軒数なんですけれども、私の申し上げた軒数がちょっと古いものでございまして、最新は、農家軒数は5軒というふうになってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）職員がコンビナートまで行かれたの1回、商工会の職員が行ったの17回、まだ行っています。今、一応落ち着いたみたいですが、その辺もちょっと考えていただきたいと思います。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）もう時間ない中で申し訳ございません。

基本的に熊取コロッケを発注して取りに行っていた時期というのは、もうこれは集中してございます。年間通してずっとそういう日々が続くのではなくて、受注して納品して配付する時期が決まっておりますので、その中でも17回というのは大変多うございます。そこは認識しておる中で、その辺、先ほど言いましたように、ちょっと今後、商工会との見識、そのあたりも含めて改めて調整させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）よろしくようお願いいたします。

すみません、続きまして2番、災害ベンダー自動販売機について。

来年度、庁舎敷地内に設置する予定はありますか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問いただいております来年度、庁舎敷地内における災害ベンダー自動販売機の設置予定についてご答弁申し上げます。

庁舎敷地内の自動販売機につきましては、本年2月に、1年ごとの更新により最長6年間継続して設置できることを条件としました設置事業者の公募を行い、最大の価格で募集申込みをした事業者を設置事業者としまして、令和3年度から新たな自動販売機を設置しているところでございます。

については、来年度に向けた更新の際に、災害ベンダー自動販売機に切り替えた場合の条件等を設置事業者と交渉を行うなど、災害ベンダー自動販売機の設置について検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

10番（田中圭介君）ぜひとも向こうの業者にもちょっと利益があるような話合いをしていただいて、ぜひとも災害のときに中核となる庁舎の前とかに2台ぐらい災害ベンダーを置いていただいたら、町民の方も停電とか起こしたときにも自動販売機を使えるような形で、人命のほう、そしてまた、いろいろストレスのないようなまちづくりをしていきたいと思っておりますので、話合いのほうよろしくお願ひいたします。

次にまいります。3番目、消防団について。

1、消防団員の出動報酬などの処遇改善の進捗状況を教えてください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、消防団について、消防団員の出動報酬などの処遇改善の進捗状況について答弁いたします。

消防団員の処遇改善に当たっては、総務省消防庁が令和2年12月に消防団員の適切な処遇のあり方に関する検討会を設置し、令和3年4月に中間報告書を取りまとめたもので、当該報告書を踏まえて、令和3年4月13日付で消防団員の報酬等の基準の策定等についてとして、消防庁長官通知が発出されたところです。

当該通知を受け、消防団員の処遇改善の検討が全国的になされているところで、本町におきましても、府内市町村の検討状況を調査しつつ検討を行ってきたところです。また、消防団幹部の消防団長及び副団長には、当該通知や中間報告書の内容の説明を行うとともに本町の検討状況についても説明を行いまして、一定のご理解をいただいたところです。

今後の予定といたしましては、府内市町村の検討状況がようやく出そろってきたことから、その状況を整理した上で、このたび示された出動報酬の基準を満たすことはもとより、消防団の高い士気を堅持し、団員の確保に資するものとなるよう本町の処遇改善を取りまとめてまいります。その上で、前述の消防庁長官通知において求められている令和4年4月1日の施行を実現させるべく、必要な条例改正及び予算措置について、令和4年3月の議会定例会への上程を想定しているところです。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（二見裕子君）田中圭介議員、まとめてください。

10番（田中圭介君）すみません。そしたら、令和4年度、来年度から消防団の報酬のアップ、今まで言ってきたようなことも処遇改善等も、団長、副団長、そしてまた分団長とも話合いをしていただいて、処遇改善のほうよろしくお願ひいたします。

以上で僕の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、私より質問させていただきます。

まず初めに、マイナンバー制度についてであります。

マイナンバーカードの交付は進んでいると伝えられていますが、行政事務の効率化は進んでいるのでしょうか。また、情報セキュリティーは守られているのですか。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、マイナンバー制度についての1点目、マイナンバー制度による行政事務の効率化について答弁申し上げます。

マイナンバー制度は、申し上げるまでもなく、社会保障、税、災害対策の3分野で分野横断的な共通の番号を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことを可能とするものであり、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤でございます。

ご質問の行政事務の効率化につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に規定された法定事務のほか、条例規定による独自利用事

務に加え、個人情報保護委員会への届出による情報連携により、国・地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されるとともに、複数の業務の間での連携が進み作業の重複など無駄が削減され、行政事務の効率化につながっているものと認識しております。

一例になりますが、住民税賦課業務などの名寄せの効率化等のほか、医療費助成や保育所の入所申込みなど各種の申請において、課税証明書などの添付書類が省略され、窓口対応や書類管理に係る労力が軽減されるとともに課税証明書の発行側の業務軽減にもつながっているところです。

なお、国においては、今後さらにマイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化を進めることとしており、住民の利便性が向上されつつ行政事務の効率化が進んでいくものと期待しております。

次に、情報セキュリティの確保につきましては、マイナンバー制度では、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報の保護措置として、制度面における保護措置とシステム面における保護措置の両面で安全対策が図られております。

まず、制度面における保護措置としましては、大きく6項目ございます。

具体的には、①なりすまし防止のための本人確認措置、②マイナンバーを含む個人情報の収集、保管、ファイル作成の禁止措置として、目的外利用を禁止し、マイナンバーの利用範囲・情報連携の範囲の法律による限定、③個人情報保護委員会による監視・監督措置、④特定個人情報保護評価措置や、⑤従来の個人情報保護法などよりも厳罰化した罰則の強化、それから、⑥マイナポータルによる情報提供等記録の確認措置により、国の運営する専用サイト、マイナポータル上で自分の特定個人情報をいつ誰がなぜ利用したのか確認すること、以上の6項目がマイナンバー制度に組み込まれ、情報セキュリティの確保につながっております。

次に、システム面における保護措置としましては、大きく4つの対策が取られています。

具体的には、①分散管理により、特定個人情報を1か所に集めて管理をするのではなく、個別の機関において分散して管理を行う仕組みが取られております。②マイナンバーを直接用いない情報連携として、個人情報が芽づる式に漏えいしないよう特定個人情報の照会・提供について、国が設置する情報提供ネットワークシステムを通じて、マイナンバーによらずに行われています。また、③アクセス制御として、情報システムにおいて特定個人情報にアクセスできる職員を制限することや、いつ誰が情報にアクセスしたのか、その記録を残すことにより、不正アクセスなどの防止を行っています。④通信の暗号化により、国や地方公共団体等の中で情報連携が行われる際は、通信自体も暗号化され、行政専用のネットワークであるLGWANを用いて行われることで、不正アクセス等の情報セキュリティの脅威から個人情報を守っています。

以上のように、国のほうでは様々な情報セキュリティ対策が実施され、利用者の安全確保が非常に重要視されております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

行政事務の効率化というのは、ある程度は進んできてはいるんだとは思いますが、熊取町で行政事務が、これは確かに進んでいるというふうなものがありましたら教えていただけますでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 内閣府によりますと、令和元年10月時点で2,068の手続が情報連携の対象となっております、データの提供件数は1週間当たり平均約115万件となっております。

本町においても、社会保障、税に関する行政手続で、所得証明書類の添付が削減されたことが影響しまして、税務課における町府民税課税証明書の交付申請件数については、平成28年度においては8,000件程度あったものが、令和2年度では4,000件程度と約半減しております。つまり、こうし

た半減した分の署名、交付に係る住民の負担あるいは職員の労力、時間が削減されたことにつながっております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） マイナンバーカードを作成していない方の分もそんなふうに短縮できるということではないんですね。カードを作成した方のみということに理解していいのでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） マイナンバーカードとマイナンバーを付されていることは、また別の議論になりまして、マイナンバーそのものは住民の皆様に付されておりますので、この削減については、カードのあるなしに関係なく削減されたものでございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。

いろいろとセキュリティーはされているということなんですけれども、それが本当にそうになっているのかどうかという、何か少し疑わしいところも感じることは感じているんですけれども、セキュリティーというのは情報が漏れていくということではなくて、マイナンバーカードを作るときに、お年寄りに手続を手伝いますと言ってお金を請求していくというふうな、そういう事件も起こっていたそうです。

これから進めていかれようとしている事務手続なんかのことなんですけれども、聞きますと、図書館とか、それから医療の保険証とか、それからいろいろと進んでくるんですけれども、熊取町としてこういうことをしていきたいというふうな、それがありましたら教えていただけますでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 熊取町としてといいますか、そもそも行政DXの推進計画というものが国のほうでも示されておりまして、マイナンバーカードを使って、いわゆる行政の、住民の皆さんが一番よく必要になる手続ということで31業務、詳細言いますと、自動車税等の業務は町からは外れますので、27の業務については、マイナンバーカードを使ったオンライン化を進めてまいるということで方針を示されておりまして、これについては熊取町としてもしっかりと対応してまいるということで予定しております。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 27全部言っていただくのは、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、これを先に進めたいというのがありましたら教えていただけたら、どういうものなのでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） どれがということはないんですが、もう状態としては、この27手続については、今でも進められる、制度上、システム上は取組ができる状態になっています。だから、あとは熊取町として始めるか否かという状況にはもうなっておりますので、各手続対応する原課において、これについて、進めることで当然オンラインでやることに対する対応というものが生じてきますので、それがスムーズにできるように、できたところから順次進めていくということで考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） オンライン化するというのもかなり時間がかかるかは聞いているんですけれど、それにつきましては、大体何年度ぐらいまでに各行政の同士の連絡網とか、それから国への連絡網とか、そういうのが完成するというのは大体決まってきているのでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）先ほど申しあげました自治体DX推進計画によりますと、2022年度末を目指して、先ほど申しあげた27手続はオンライン化を進めることとされておりますので、当然これに従って順次進めてまいるといことになります。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）あと1年ほどしかないんですけども、それができるとい状況にまでは来ているといこといいんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）マイナポータル上のシステム構成上はもう出来上がっておりますので、後は、先ほど申しあげたように、町の業務を開始するに当たって、一定の住基情報、いわゆる基幹情報との情報のやり取りについてのシステムを一定修正するといいますか、手を入れる必要がありますけれど、それは大きな時間のかかるものではないと聞いておりますので、順次進めてまいるといことでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）デジタル化のそれは一歩だと思んですけど、マイナンバーカードとしての、私たちがマイナンバーカードを使うといこと便利になるといふうなことといのは、どれぐらいあるんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ただいま申しあげたその27手続といのは、オンライン化するに当たって、マイナンバーカードを使って個人の認証を行ってログインしてまいりますので、これはカードを使うことでオンラインで手続ができるといことの便利ができる形になります。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今でも税務の手続ができるといことは、カードを作らなくても、必要があれば庁内の中でそういうことができるといふうな回答ではなかったんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ちょっとすみません、質問の趣旨がちょっと私、捉え切れていないかもしれんですけども、当然、カードがなくても今までも当然やっている事務でございまして、窓口で対応はできますし、一定ホームページなんかから入ることができる業務もあろうかと思えますけれども、特に個人の認証がしっかり必要な手続、個人に権利、義務が生じるような手続については、その方が本人であるとい確認は厳しくする必要がありますので、それはオンラインでするときに、その窓口で対応しませんので、マイナンバーカードを使ってしっかりと個人認証を行うとい意味でございまして。

以上でございます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。

中では、誰々さんと言ったら、すぐにぱっと出てくるような感じではあるけれど、私たちが請求する場合にはカードがないとできないといそういう感じなんです。さっきの答弁ずっと聞いていたら、何かもう中でシステムができて、誰々さんと言ったらずっとその人の全部が出てきそうな、そんな感じに受け取れてしまいましたので、はい。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）先ほどの答弁でございましたマイナンバーカードがなくても、例えば児童手当の申請でありますとか、就園奨励補助金でありますとか、ここにはもう通知カードでご本人の番号がわかりますので、そのカードがなくても、番号を書けばそれでいけるといものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。

カードがなくてはいけないというのは、自分で住民票を取るとか、そういうときにはきちっとカードがないと、自分が誰々というのが認証しないといけないというところで、はい、理解できました。ありがとうございます。

住民課にお聞きします。

現在のマイナンバーカードの交付数はどれくらいでしょうか。現在までのカードの紛失者数とか暗証番号を忘れた方は何名か。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の2点目、現在のマイナンバーカードの交付枚数、紛失者、暗証番号を忘れた人数についてご答弁申し上げます。

令和3年10月末現在での累計で、マイナンバーカードの交付枚数は1万9,202枚、マイナンバーカードの紛失者につきましては、カードの再発行者数ということで捉えさせていただきまして、115人となっております。

また、暗証番号を忘れた方につきましては、住民課窓口において暗証番号再設定、こちらの手続を行っていただくこととなりますので、その件数を申し上げますと、令和2年度で1,289件、令和3年度は10月末現在で325件であり、延べ1,614人の方から申請を受け付けております。

なお、申し訳ございませんが、マイナンバー制度開始からもう5年経過するんですけれども、暗証番号再設定の件数につきましては、令和元年度までちょっと集計してございませんので、データございません。申し訳ございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。

特別給付金配賦のときに、マイナンバーカードのほうが多く早く給付できると宣伝されたんですけど、マイナンバーカードを申請する人、暗証番号を忘れた人、5年の期限の切れた人が窓口に並んだそうです。そして、カード申請した人のほうが遅かった模様です。熊取町でのそのときのようすというのは、どんな感じだったのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）再設定等につきましては、先ほどおっしゃられましたように、そういった給付金のときに暗証番号等必要になるというところ、また、先ほどおっしゃっていただきましたのは、電子証明の期限というのは5年になりますので、ちょうどそのあたりを迎えるに当たって、ちょっと暗証番号を忘れたというような方が増えておまして、月ごととなりますと、若干やはりそのあたりのところで増えているというようなところの傾向はございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）紛失者とか暗証番号を忘れた方への対応というのは、どのようにされているか具体的に教えていただけたら。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）紛失された場合は、また新たに再交付という手続が必要になってきますので、当初交付させていただくときと同様に、必要な写真でありましたりとか、そういった持ち物を持って役場のほうに来ていただくという形になります。

暗証番号を再設定する際につきましても、こちらは物をなくしているわけではございませんので、マイナンバーカードをお持ちでありましたらマイナンバーカードと、あとご本人を証明する書類ということで、マイナンバーカード以外で顔写真つきのものでありましたら1点、顔写真がないような保険証等でありましたら2点、そういったものを窓口を持って来ていただきましたら、もうその場で対応させていただいているというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 紛失したときの再発行の金額というのはあるんでしょうか。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 再発行する場合は、基本的なマイナンバーカードというのは、発行に関して800円かかってきます。そこに電子証明をのせると200円プラスになりますので、合計1,000円。基本的には大半の方がもうその電子証明のせた形をされていますので、1,000円というふうに理解いただければと思います。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。

政府は、今回、マイナンバーカードを普及させようとポイントをつけて宣伝していました。12月でもう終わるらしいんですけども、作ったら5,000ポイントつくんで、得だなというふうに私も感じたんですけども、よくよく聞きますと、5,000ポイントもらうためにはキャッシュレスサービスとひもづけして2万円を使って5,000ポイントがやっともらえるということを知りました。

私らみたいな高齢者とか、あまりキャッシュレスを使わないというそういう方とか、生活貧困者の方には難しく、情報やお金を盗まれるのではないかというような不安やそういうことを感じる方もあると聞いております。その辺については、どうお考えでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、マイナンバー制度についての3点目、マイナポイント事業の説明について答弁申し上げます。

マイナポイント事業については、マイナンバーカードの取得促進を目的に、令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請された方が、マイナンバーカードを利用したマイナポイントの予約、キャッシュレス決済サービスの登録後にチャージやお買物を行うと、利用金額の25%分、上限5,000円分のポイントが付与されるものでございます。

基本的に、予約、登録は利用者自身がスマートフォンや手続スポットにある端末などから行うことが可能であります。スマートフォンをお持ちでない方や端末の操作が行えない方、特にご高齢の方などについては、熊取町役場の窓口及び電話にて、本町の職員がマイナポイント事業の説明に加え、予約、登録の支援を行っております。

特に、5,000ポイントの取得には2万円のチャージやお買物が必要である旨の説明を行っております。さらに、マイナンバーカード等の紛失による情報漏えいやキャッシュレス決済サービスに対する不安を持つ方に対しては、マイナンバーカードのセキュリティーに関する説明を行ってまいりました。また、キャッシュレス決済サービスについては、サービス事業者において十分なセキュリティー対策が行われている旨の説明をしております。

なお、個々のキャッシュレス決済サービスの詳細については、民間事業者のサービスであることから職員からは説明できず、利用者自身がサービス事業者に説明を受けるよう案内をした上で、納得された利用者の方に予約、登録していただいております。こうした本町職員の対応による11月末までの予約、登録の支援件数は約950件に上っており、この件数にカウントされていない住民からの電話や窓口での対面による相談も日常的に対応し、長い方ですと1時間以上の説明を丁寧に行っております。

今後とも、これまでと同様に丁寧な支援を行うとともに、11月19日に閣議決定が行われましたマイナポイント第2弾についてもしっかりと支援を行い、もって、マイナンバーカードの取得促進につなげられるよう取り組んでまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）丁寧な説明していただけているということで、まあ安心したんですが、でも、それに恩恵をもらえない、2万円もそういうキャッシュレスに使える、もうその日その日の生活でいっぱいいっぱいという方には、そういうことってできませんし、高齢者になってきますと、そういう買物に行くというふうな、そういうふうなこともできなくなってくるというのが実情ですので、その辺も考えていただけて、国の問題ですけれども、考えていただけなかったのかなというふうには感じております。

次、いかせていただきます。

コンビニでも様々な証明書が発行され、窓口よりも安いと言われていますが、交付のための機械設置費用やコンビニへの手数料など、これはあるかどうか分からないんですけれども、高くついているかと思うんですけれども、そういうことはないんでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の4点目、各種証明書の交付のためのコンビニ機械設置費用、コンビニへの手数料など、高くついているのではないかについてご答弁申し上げます。

コンビニ交付サービスに係る経費につきましては、導入初年度における構築費のほか、システム利用料や保守経費、コンビニ事業者への手数料など維持経費が必要となっています。

決算額で申し上げますと、令和元年度は2,965万5,731円、令和2年度は494万6,703円、令和3年度においては約578万1,000円を見込んでおりますが、コンビニ交付システム導入には国の財政支援として、令和3年度まで、今年度まで特別交付税措置の適用があり、それぞれ経費の2分の1こちらが対象になりますので、本町の実質的負担額は、初年度の元年度につきましては約1,480万円、令和2年度は約250万円、令和3年度は予算額で約330万円となっております。

コンビニ交付に係る経費が高くつくというご質問でございますが、コンビニ交付サービスは、自動交付機による証明書交付に代わる住民サービスとしまして、平成31年4月16日からサービスを開始しており、導入に際しましては、平成29年11月の議員全員協議会でもご説明させていただいておりますが、新たな自動交付機の構築、保守費用、こちらと比較しましてもコンビニ交付導入の経費のほうが安く、また全国各地のコンビニ交付が可能となり、また交付時間も拡大されるというところから、住民サービスの向上に寄与しているものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）コンビニ交付も、これも5時までしか交付されないんですよね。土曜日や祝日なども交付をできると行って行った方が、できなかったというような話を聞きました。やっぱりコンビニなので、いつでもできるというふうな皆さんの考えがあるかと思うんですけれど、それは。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）コンビニ交付で5時までしかできなかったというお声があったということですかね。コンビニにおきましては、平日、土日、祝日関係なく機械のメンテナンス、また年末年始を除きまして基本的に常時取り扱っております、時間帯におきましても、朝の6時半から夜の11時まで発行できるような形となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

これは、そしたら昔のあれなんかもしれないけれど、コンビニ交付に行った方が、こういうふうなネットで日曜日で取り扱ってもらえなかったというふうな記事が載っていたんでね、ネットで。そうなんだというふうに感じてしまったんですけれど、そしたら、そういうことはないということですね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そういうことはございません。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今度のカード取得を進めるための制度を創設する費用として、今、国が1兆8,000億円余りを今年度の補正予算に計上していくというふうなことが載っております。やはりそういうポイントをつけるという事業ですよ、かなりお金がかかるんだというふうな感じで受け取ったんですけども、町のほうの負担というのは全くないということなんですよ。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 今度の新たに取得するに当たってのポイント、さらに口座のひもづけであったりとかというようなお話が今、出ておるかと思うんですけども、そういったところについての、今、町への負担というところは私どものほうで聞いてございません。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 1兆8,000億円をかけてマイナンバーカードを進めようとしている国の制度なんですけれど、これだけのお金があったらほかに使えるのではないかというふうな感じで思っていました。

5番にいかせていただきます。

マイナポータルで代理人設定ができると書いてありますが、なりすましや本人と利益が相反する任意代理人による不正が行われるかという不安があります。国での防止策というはあるんでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） では、なりすまし等に対しての国の防止策について答弁させていただきます。

マイナポータルでの代理人設定につきましては、代理人登録を行う際に、本人のマイナンバーカード及びパスワードでマイナポータルにログイン後、代理人のマイナンバーカード及び代理人のマイナンバーカードのパスワードが必要となっているため、原則本人が同席しないと設定できません。

また、代理人が行えることには4つの制限があります。

まず、1つ目として、行政機関の間で利用者本人のマイナンバー制度に関わる情報照会、2つ目として、情報提供が行われた記録であるやりとり履歴、3つ目として、世帯や所得の情報であるわたしの履歴の確認、4つ目として、行政機関からのお知らせの閲覧、年末調整アプリや確定申告書作成などの外部サイトに対するお知らせ情報提供、この4つの機能のみの利用制限となっております。勝手に行政手続の申請等はできない仕組みとなっております。

また、代理人を登録する際に、委任しないと設定したサービスは代理人が作業できず、加えて、代理人の操作履歴が自動的に残り、誰が閲覧をしたかが分かるシステムであるため、なりすまし等による不正行為を行い難く、安心して代理人設定ができる仕組みとなっております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 代理人が本人になり代わって登録してしまうというふうなことは起こり得るのではないかというふうな感じで受け取っているんですけども、本人の全ての情報が分かっている、代理人が親族でそういうふうな関係で相反する、この人には知られたくないというふうな人が代理人設定するとき、本人の全ての情報が分かっているならば、その人が代理人設定に入っていけるのではないかというふうな感じを思っています。それができない情報システムがあるとおっしゃるんですけども、私はその辺がすごく不安を感じております。

また、マイナンバーカードが盗まれた場合、お年寄りなんか自分の生年月日だったりとか、もうすぐ分かるような暗証番号をつくっているという方が、やっぱりどうしても、私もそうなんですけれども多くなってしまうんです、忘れてしまうという恐怖のほうが多いため。マイナポータル上で情報が盗まれて、それで暗証番号が推定されてしまった場合、本人になりすましてお金を盗まれ

たり、なりすましされたり、勝手にそういう代理人になることも考えられるのではないかというふうに感じますが、その辺は、さっきの説明ではちょっと納得いかなかったんですけども。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）マイナポータルで、答弁でも申し上げたんですけども、代理人設定する際には本人のマイナンバーカードが必要になります。パスワードが必要になります。併せて代理人の方のマイナンバーカードも必要になる。それで、マイナンバーカードには写真がついております。だから、なりすましでやるにも、本人がいないと、写真で確認ができますのでなりすましというのは非常に難しい仕組みになっています。ですので、そういう点で、今おっしゃっているような懸念というのは、入り口のところでかなりもう非常に困難なことであって、難しいんじゃないかなと思います。

ただ、紛失されてパスワードまで漏れてしまったということに対しては、一定そこにはリスクが、これはマイナンバーカードにかかわらず全てのことでリスクとしては残ることだと思いますけれども、そこについても我々としては、直ちに利用を停止してコールセンターに利用停止の手続と、警察には遺失物届等出してというようなことで、ご案内させてもらっているということでございまして、かなりそのシステム上、先ほど一番最初の答弁で申し上げたとおり、制度上も、厳罰がそれに科されることになっておりますし、システム上も、非常に幾つかそういうことが生じないような手だてが取られておりますけれども、どこまで行ってもそのリスクについてはゼロにはならないものであって、それは、利用される全ての国民の皆様が、そういうこともあるということは、議員もおっしゃっているとおり認識した上で、全ての方がしっかりと自分の保護もしながら、快適な利便性の供与というものは受けていただくということになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）このマイナンバー制度については、本当に皆さん方のご苦勞というのは、つくっていくというのは大変なお仕事だろうし、いろんな面でも大変なことが多くあるかと思えます。それに加えて、本当に莫大なお金がこのマイナンバー制度に使われていっているということに対して、私はすごく非常に不安と怒りは感じているんですけども。

2018年、EU全ての加盟国に個人情報保護を義務づける一般データ保護規則を施行しました。これには、プロファイリングを含む処理に対して異議を申し立てる権利、自らに関するプロファイリングを含む自動処理に基づく決定をされない権利を有しております。プロファイリングとは、いろいろな情報を集めて個人を特定するということです。

ドイツでは80年前、ヒトラー率いるナチスは政権を握ると、国勢調査などで得たデータをパンチカードやシステムで処理することでユダヤ人を効率的に選別し、強制収容所や絶滅収容所に送り殺害しました。また、国民や非占領地の住民をプロファイリングすることで、能力に応じた効率的な方法で戦場などへ送り込みました。障がい者や障がい児など数十万人を生きるに値しない命として選別し、薬やガス、けがなどにより安楽死させました。西ドイツであった頃、このような暗黒の歴史を踏まえ、プライバシー保護を求め国勢調査違憲訴訟が1983年に行われ、今ではドイツでは国勢調査も違憲であるとされております。

ところが、日本の政府は官民一体となってマイナンバーカードを普及し、プロファイリングした情報をもうけの手段としようとしております。また、政府は個人の選別をし、軍隊が必要になったときにすぐに集められるような社会にしているのかもしれない。そうならないことを願って、私は次の質問へ移らせていただきます。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません。先ほどの4点目の答弁で、決算額で令和元年度の数字、ちょっと私、読み誤りがあったようでございましたので、改めてすみません。決算額で2,965万5,371円という額になります。

もう一点、補足としまして、マイナンバーカード紛失された際の窓口に来ていただくというところで、本人の確認申請書、顔写真等申し上げた中で、大切なものを伝え忘れておりましたので。

紛失された場合は、一旦警察のほうへ紛失届というのをを出していただきます。その紛失届のほうもこちらに持ってきていただくという形になりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。

次の質問へ移らせていただきます。

2025年には、私たち団塊の世代が後期高齢者になり、労働人口が減少しているため、医療、介護、年金が現在のままでは維持できず、変わらなければならない状況となっていきます。そのような前提の中、国は在宅医療、在宅介護を進めようとしております。

しかし、コロナ禍の中で高齢者は施設への通所を控えたり外出を控えたりしています。介護施設へ話を聞いても、コロナ患者が少なくなって戻ってこられる方も増えてきてはいるが、身体が弱ったことを訴える方が多いと聞きました。

2025年には、介護施設へ入れる割合も少なくなり、年金も破綻するおそれもあります。今の状況が続くと大変なことになるのではと心配しています。どのような体制でフレイル予防を広く進めていくのか、介護体制をつくっていくのか、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 次に、2点目のコロナ後のフレイル予防介護体制につきましてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事や会合、交流の場などが中止あるいは縮小となり、また、高齢者自身が通所施設等の利用を控えるなどによりまして、閉じ籠もりや運動不足となり、いわゆるフレイルが進むことが懸念されております。そのため、本町では短期集中予防サービス通所型サービスC、いわゆるふれあい元気教室をはじめ、介護予防教室の楽しく生きる知恵探しなど、感染状況を見極めながら実施方法を工夫した上で、その実施をしておるところでございます。

また、コロナ禍で外出を自粛される高齢者の方々が自宅で簡単にできる運動、タピオ体操プラス・プラスのチラシ配布や、ホームページ、ユーチューブでタピオ体操動画配信などを行い、フレイル予防の周知、啓発を行っておるところでございます。加えまして、地域包括支援センターにおきまして、独居の高齢者など見守り対象の方の現状把握を行うため、定期的に電話や訪問を行い、健康状態やコロナ禍におけるお困り事などの相談を受け、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行っております。

続いて、2025年問題が迫っている中、どのような体制でフレイル予防、介護体制をつくっていくのかについてでございますが、本年3月に策定いたしましたいきいきくまとり高齢者計画2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）、こちらにおきまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年、そして団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、介護予防・健康づくり、認知症施策の推進、そして担い手の育成、これらを重点取組として掲げて取り組んでおります。中でも、介護予防・健康づくりの取組といたしまして、まず、団塊の世代の方が全て75歳以上となり、身体機能の低下により日常生活に困り事が出てくる方、いわゆる要支援認定者、事業対象者の方の増加が見込まれます。

そこで、平成29年4月から開始しております総合事業のサービスの一つである短期集中予防サービス通所型サービスC、いわゆるふれあい元気教室、こちらを主軸といたしました総合事業の再構築に取り組み、高齢者が可能な限り元の生活を継続できるように健康寿命の延伸を目指し、自立支援、重度化防止及びフレイル予防の推進に取り組んでまいります。

この事業の推進に当たりましては、今年度より大阪府の介護予防活動強化推進事業のモデル事業

の重点支援市町村として、3年間支援を受けながら効果的に進めてまいりたいと考えております。

次に、身近な地域で気軽に介護予防、フレイル予防に取り組める集いの場といたしまして、タピオステーションの全地区での立ち上げを目指しております。現在は、コロナ禍の中で新たな地区展開は難しい状況が続いておりますが、今後も、多様な専門職並びにボランティアの支援とリーダー育成によりまして、新たな拠点の立ち上げに向け、地域に根づいた活動をさらに推進してまいります。

また、令和3年度より、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施といたしまして、後期高齢者医療広域連合より委託を受けまして、健診の機会を活用いたしまして、受診結果を踏まえた個別相談や受診勧奨を行っております。また、その際の間診票によるフレイルリスクを把握し、個々に応じたフレイル予防の教室や、あるいはタピオステーションなどを案内しております。

このように、それぞれの介護予防、フレイル予防の取組を、連携いたしながら健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）いろいろと言っていたんですが、今、タピオ体操で実施地区は何地区で、あと何地区残っているんでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今、タピオが、いわゆる立ち上がっているのは24地区になっております。

ただ、このコロナ禍におきまして休止しているところもございまして、現在、さらに耐震化の工事で一時休止をしておるところもございまして、今現在で24地区立ち上がっているんですけども、そのうち19地区、こちらのほうはもう既に再開をしてタピオステーションとしての機能を果たしていただいております。今、既に立ち上がっているタピオステーションの約8割は、コロナ禍ですけれども回復して頑張っているという状況にございます。

議長（二見裕子君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） まだできていない地区への働きかけというのは、どういうふうにするおつもりでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今、おっしゃっていただいたとおり、これから全地区でこのタピオステーションを展開して、それぞれの身近なところに気楽に立ち寄って、そして、健康づくりあるいはご近所のお付き合いの拠点として使っていただきたいというふうに我々思っております。

ただ、やはりそれぞれの自治会のご事情、どの組織がタピオステーションを立ち上げるのかとか、そういったもろもろのご事情がございまして。その辺を、各地区ごとに違いますので、これからその立ち上げに向けて直接自治会のほうに接触をし、交渉を重ねていきたいというふうに考えております。ただ、今すぐにというのがなかなかちょっと厳しい状況にございますので、タイミングと、それから個々に応じたご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 大変な事業とは思いますが、近くでそういう集いの場があるということは、すごい大きな高齢者にとっては救いになると思いますので、ご努力いただきたいと思います。

次、介護施設を2025年までに増やしていくというような計画はないでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 介護のサービスの供給量につきましても、3月策定のこちらの計画のほうに掲載しております。認知症対応型のデイサービスであったりとか、それから定期巡回の訪問ステーションであったりとか、そういった本当に今必要とされているそういう施設、そちらのほうを早急に立ち上げたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、先ほども申し上げました、今の現状ですぐにということはなかなか難しい状況でございますので、丹念にその辺、事業者のほう、公募をかけるとか手続を踏んだ上で、その辺、より皆さん方に安心してもらえる介護サービス体制、こういったものを進めていきたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 本当に75歳を過ぎますと、やはり体の弱りというのは急激に起こってくるような感じであります。これからどんどんそういう人が増えていくという状態ですので、今のままでは介護施設に入れない方、それから、私たち年寄り2人が住んでいるというようなところでは老老介護というのが、まず、これからも続いていかなければならないというふうな状況に来ているかと思っておりますので、介護施設を増やすのはもうすごく大変なことだとは思いますが、そういう人が十分に施設に入れるというふうな努力をお願いしたいと思います。

また、在宅介護、介護度3以上ですね、普通だったら施設へ行けるような方も家で見なければならぬというような状況が起こってくるかと思っておりますので、できれば24時間介護、それから在宅医療・介護の計画を増やしていくという計画はありませんでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） まず、この計画の中で我々今回一番重要視しておりますのは、要は、自立支援、重度化防止、こういった視点を前面に計画を進めていきたいというふうに考えております。その中で、タピオステーションの活用であったりとか、まずは、お一人お一人がお元気で過ごせる、そういった期間を一日でも長く、健康寿命の延伸、これを図るとというのがこれからの介護保険の基本だろうというふうに考えております。

先ほど申しました介護サービスの事業所の分も、もちろん検討は当然していかなあかんのですけれども、そこに入らずともご自宅で元気に過ごしていただける、そういった方々を多くつくってきたい。そのために今回、先ほどご答弁で申し上げましたとおり、ふれあい元気教室、こちらのほうにまずはお通いいただいて、少しでも筋力の回復、こちら、非常に参加者に好評でございまして、最初来られたときにはちょっとしんどいなという感じで、腰を引きずりながら来られた方も、教室がワンクール約2か月ほどの期間通っていただくんですけども、それが終わりますと、しゃきっと元気になって帰っていただけると、非常に皆さん喜んで帰っていただけるとようなそういう教室でございます。

まずはこちらを中心にして、そして、また地域に戻っていただいて、あるいはタピオステーションにつながっていただく、そういったことを我々検討してございますので、それを、今後、より進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） それは進めていただくというのは全く同意ですけれども、ただ、人数が今までのペースとは違うんです。もう私たちの人口というのは、かなりの人口で膨らんでいきます。その中で、やはり介護を受ける方も膨らんでいきます。このコロナ禍の状況で体が弱ってきているという方も増えていっております。だからその方を今度、老老介護で見なあかんというのをずっと続くというのは大変ですから、どこかで預けなあかん。そのときにあふれてしまうという方が増えないような状況をつくっていただきたいということをお願いしているんで、またその辺もお考えいただきたいと思っております。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） これ、また重なる答弁になるかと思っておりますけれども、今、議員がおっしゃっていただいたの、まさに我々一番懸念しているところでございます。

一体誰が支えるんやろうなど。今までは騎馬戦型で支えていたのが、2040年には、それこそ肩車型で支えるというそういったときに、一体どういふことを我々は進めておけば皆さんに安心してい

ただけるか、これはもう、今、福祉のキーワードになっている地域共生社会、こちらを構築していくこと。これは一日、二日でできる話ではございません。長いスパンで考えた上で実施していかなくあかんですけれども、この考え方でもって、地域でそれこそ我が事に全て考える、人ごとを我が事に考えて、ひっくるめて考える地域共生社会、こちらの構築を我々目指していきたいというふう

に考えております。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 地域共生社会を否定しているわけではないんです。ただ、もう24時間地域で守っていけるという時代ではだんだんなくなってきます。2025年問題は、労働人口の減少に伴って、現状でも不足している介護従事者がさらに不足し、38万人もの人材不足が予想されております。行き場のない高齢者を増やさないためにも早い解決が望まれます。外国人介護人材はコロナ禍の中でも増えているようですが、まだまだ不足している感じです。

これからも問題が山積みでしょうが、2025年までに、老老介護がずっと続くというふうなそういうふうな社会をつくらないように、それから、年金も破綻するというふうなことも言われておりますけれども、そんなときに、高くて入れない介護施設、高くて行けない病院とかがないように、本当に難しく大変なご苦労いただく問題だと思っておりますが、一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（二見裕子君） 以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時5分まで休憩をいたします。

（「12時06分」から「13時04分」まで休憩）

議長（二見裕子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、新型コロナウイルスが子どもたちの心理にどのような影響を及ぼしたのかを、全国学力・学習状況調査の結果を見ながら質問してまいりたいと思ひます。

本年5月に、およそ2年ぶりに全国学力・学習状況調査が行われ、本町でも小学6年生及び中学3年生の児童・生徒を対象とした調査が行われました。私たち議員は、この調査結果だけが本町の児童・生徒の現状を深く知る唯一の情報であり、特に昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったため、前回、およそ2年前、コロナ前の調査と今回とで大きく結果が異なった点について、順次伺ってまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

では、調査内容のうち、幾つか分類番号で区切られた質問があったかと思うんですが、そのうちの2番目、挑戦心・達成感・模範意識・自己有用感等について伺ひます。

今回質問に当たり、添付資料のほうを作らせていただきました。こちらの添付資料の1枚目をご覧いただきながら質問したいと思ひます。今回質問するに当たって、今回の令和3年度の結果、そして、前回となる令和元年度の結果を表記させていただいております。たくさん質問があったので、その中から気になった質問内容を抽出して、記載のほうさせていただいております。

まず、分類番号2の6番目になるんですが、自分にはよいところがあると思ひますかという質問では、小学生はコロナ前と比べて、およそマイナス9ポイントの減少、79%から70%、小学生の部では、自分にはよいところがあると思ひているという方が、9%マイナスになってはいますけれどもという結果になったと。中学生の分には、マイナス2ポイント。

そして、その次の質問、学校に行くのは楽しいと思ひますかといった質問では、前回は90%だったものが今回は81%と、マイナス9ポイント。中学生に至っては、マイナス1ポイントと。

次に、難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦していますかという質問には、小学生は、前回78%

だったものが今回は10ポイントマイナスとなって、68%。中学生では、マイナス2ポイントだったと。

こういったように、肯定的意見が非常に少なくなったというところについて、この要因をどのように捉えておられて、今後、解決に向けて何か取組等についてはどういった形でされるのか、ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の令和3年度全国学力・学習状況調査結果から見る児童・生徒のコロナ禍の影響と、今後の対策についてご答弁申し上げます。

2年ぶりとなった令和3年度調査は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年より約1か月遅れの5月27日に実施されました。調査内容は、国語、算数・数学の学力調査と児童・生徒質問紙による学習状況調査となっております。

まず、議員ご質問の1つ目、多くの質問でコロナ前と比べて、肯定的回答の割合が全国平均値より大きく下回った要因をどのように捉え、今後、改善に向けて具体的にどう取り組むのかについてお答えします。

各学校においては、学校教育目標に向かい、自分も相手も大事にできる力、諦めずに考える力、仲間と協力して問題解決する力など、これからの社会で生き抜くために必要な力を子どもたちが身につけることができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点での授業づくりや行事等、教育活動に鋭意取り組んでおります。また、教育委員会としましては、子どもたちが本来持っている力を十分発揮できるよう、SSW（スクールソーシャルワーカー）や学習支援ボランティア等の人材を配置し、安心して学校生活が送れるよう、環境整備に取り組んでいるところです。

挑戦心や達成感等を問う質問項目においては、新型コロナウイルスの感染拡大前の令和元年度調査と比較すると、多くの質問で肯定的回答が減少傾向にありました。これまで学校では、運動会や体育大会など体育的行事、音楽会や文化発表会などの文化的行事の実施に当たっては、仲間と共に目標達成に向けて話し合いや練習を重ね、時間をかけて取り組んできました。また、部活動や縦割り活動などの異学年交流では、学年に応じて違う立場から活動に参加し、自身の役割を果たす経験を積んできました。それらの取組の中で達成感等を味わうことにより、自尊感情や自己有用感を育んでまいりました。昨年度は、行事の変更や中止を余儀なくされ、従来のような取組ができなかったことが影響しているのではないかと考えております。

現在、各校においては、新型コロナウイルスの感染状況に合わせて、できないではなく、できることを子どもたちと共に考え、取組を進めております。例えば修学旅行では、今できることは何かを実行委員と教員が時間をかけて話し合い、学年全体で共有することで、仲間と共に協働する姿や責任感を伴う姿が見られました。また、文化発表会では、自分の将来について考える中で、今の自分がいることや、自分と社会とのつながりに気づき、全ての人たちへの感謝の気持ちを表現する活動につなげました。授業においても、友達と意見を交わしたり、互いのよさを認めたりできるよう、創意工夫しながら授業づくりを進めております。

今後も、子どもたちの振り返り等からその取組の効果を検証するとともに、必要に応じて取組の改善を図りながら、あらゆる教育活動や日々の生活の中で、自尊感情等を育んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）この全国学力・学習状況調査の結果を見ながら度々質問等もさせていただいて、そのたびに、先生方もしっかりと子どもたちと向き合っているなどというようなご答弁をいただいている、しっかりとやっていたらいいということにはよく存じ上げています。

やはりコロナ前と後ということで、同じ子どもたちを対象にした調査ではないので、なかなか比較しにくいというところは大きいところではあるんですけども、やっぱり気になったところ

が、熊取町の児童・生徒が、全国や大阪府と比べてマイナス幅が非常に大きいというところ。やはり今回のコロナウイルスは、我々大人も含め子どもも含め、みんながやっぱり何かしらの影響があってなかなか前向きになれない、そういったようなことが大人でもやっぱりあった。そんな中で、子どもたちもいろんな前向きになれる要素が、やっぱり行事の中止等、今答弁いただいたように、なかなか楽しみにしていたことがなくなったりとかして、前向きになれないところが出てきているのかなというのは、大いに推測はできていたんですけども、それでも、大阪府や全国と比べて、ポイント数でいくと倍であったり3倍以上のマイナスが熊取町の児童にはあったというところが、すごく心配というか、何でこんなに大きく開いたのかなというところが、これを見て最初に思ったことなんです。これについてはどのようにお考えですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）議員おっしゃってくださったとおり、教育委員会としまして、例えば、自分にいいところがあると思いますかというあたりが減少したことは、何でなんかなというのをやっぱりしっかり考えていかなあかんし、学校もそのあたりは、しっかり考えていただかなくちゃいけない点ではあるかなというふうに思っています。

当然、いろんな行事であったり授業づくりが、子どもたちがやらされているわけじゃなくて、自分たちがやりたい、どんなふうになればみんなが楽しめるかなというふうな主体的な取組に、あるいは主体的に参加できる授業づくりを今進めておるところなんですけど、本当にそれが子どもたちに伝わっているのかどうなのかというのを、いま一度学校のほうで、やはり取り組んでいる内容を子どもたちの振り返りやアンケートを通して見直していく必要があるというふうには感じています。

やはりそれぞれの子どもたちに、あなたこ頑張っていたよねという言葉かけであったりとか、ここできるようになったねとか、ここがあなたのいいところよというようなところを、家庭の力も借りながら、周りの大人が子どもたちに、先生も含めてしっかり伝えていく、より伝えていく必要もあるかなというふうには感じております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今、少しちょっと安心したというか、やっぱり熊取町の児童、大阪府の平均であったり全国の平均と比べても、突出してマイナス幅が大きくなったというところを、何でなのかというところから踏まえて、一人一人に寄り添っていただくというか、従来の取組とはまたもう一步踏み込んだケアというのがやっぱり必要になるので、今おっしゃっていただいたように、引き続き、こちらのほうは注意深く見ていただきたいなというふうに思います。

ちょっとこれを見て、逆に今度プラスになっているところがあるんです。中学生なんかでいくと、自分にはよいところがあると思いますかというところで、大阪府の平均は、コロナ前と比べてプラス5ポイントになっていたりとか、全国的に見てもプラス2ポイントというところで、全部が全部下がっているわけじゃないというところが、これが何か特別なことをやった結果、中学生なので生徒ですか、が、プラスに働いているのかなとか、何かそういう事例というかそういう報告とかというのが上がっていたりするんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）これが、びったりこのことを取り組めば子どもたちの自尊感情がぐっと上がりますよという、そのピンポイントの事例というのは、なかなか見つけることは難しいかなというふうには思っておるんですけど、本当にやはりふだんの中で先生方が子どもとどう関わるのか、あるいはおうちの方が子どもとどう関わるのか、地域の方がどう関わるのか。あと、ふだんやはり1日6時間やっている授業の中で、できへんことができるようになったと子どもが実感できるような授業づくり。あと、ポイントポイントの行事が、子どもの意見も取り入れながらやっている行事なのか。やはりふだんの取組をしっかりやっていく、家庭の力、地域の力も借りながらやっていくことが、一番大事ではないかなというふうには思っております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）よく分かりました。引き続き、注意深く子どもたちのケアのほうをお願いしたいと思います。

次の質問なんですが、添付資料にある一番下の段の質問、青色の四角で囲っている部分なんですけれども、将来の夢や目標を持っていますかという質問では、小学生は、79%の子どもたちが肯定的に持っていて、これが前回と比べてマイナス7ポイントだと。中学生では、前回68%だったものが、今回は59%ということでマイナス9ポイントになってしまっています。これもやはりコロナの影響という部分も往々にしてあるのかなというふうに思いまして、ただ、キャリア教育については、前回も何年か前にもお話しさせていただいた中で、いろいろと政策のほうをお伺いしたんですけれども、どんどん年々下がってきているというような状況の中では、やはりこれまでの取組以上のものが、子どもたちのキャリア教育に当たって必要になってくるんじゃないのかなと思って、今回質問させていただいたんですが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）2つ目のご質問、従来から将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合が全国平均値と比べて低いことについて、現在取り組んでいるキャリア教育だけでは不十分だと考えるがどうかについてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合が大きく減少しました。キャリア教育については、大阪府では、「つながる」、「わかる」、「きめる」、「えがく」、「チャレンジ」の5つのつきたい力が示されており、これらの力を育むため、各学校のキャリア教育の中心取組には、異学年交流や体育的行事、文化的行事、宿泊行事等があります。これらは時間をかけて計画的に取り組む、子どもたちが他者とつながったり、体験を通して理解したり、悩みながらも判断する場面が多くあります。それらの過程を通して自分の成長を認識し、よりよく過ごすための決める力等を身につけていきます。

将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合が少ないことについては、教育委員会としても以前より課題であると認識しており、その分析が必要であると考えております。これまでも学校においては、クラブ活動や縦割り活動の異学年交流、小中交流会や職業体験などの活動を通して、身近なモデルと出会い、共に活動したり、未知な社会の話を聞いたり、その人の生き方を知ることにより、将来の夢や目標を描く力を養ってきたところです。今後も引き続き、この力を身につけることができるよう、学校の取組交流を行ったり、好事例を示したりするなど、研究を深めてまいりたいと考えております。

一方、難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していますかの質問では、令和元年度と比べると減少はしたものの、児童・生徒の約7割が、また、自分でやると決めたことはやり遂げるようにしていますかの質問では、児童・生徒の約8割が肯定的回答を示していました。各校の取組により、子どもたちが困難な状況でもチャレンジする気持ちを持ち続けていると考えております。今後、予測不能な社会の中でも、子どもたちが将来の夢や目標を持ち、その実現を目指して成長していけるよう、大阪府の示す5つの力を育てまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）検証をやっぱりしていった、今のカリキュラムで正しいのかどうか、それがこういう形に数値としても表れてきているのかなと。ここでもやはり、大阪府の平均、全国の平均と比べても、マイナス幅が本町の児童は倍から3倍というような感じで、非常に多くのマイナスになってしまっているの、やはりこれも検証していただいて、今の取組がどこまで子どもたちに有効なのかどうかというところ。

職業体験なんかもやっていたらいいのは、従来からも承知しているんですけども、どうしても本町は小さな自治体なので、身近な自分たちの地域の人たちの商売人が少なかったりとかして、なかなか自分たちの目標とか、なりたい職業にびたっとくるところが体験できないというところ

ろは、やっぱり都会の子どもたちと比べてもちょっと限界があるのかなといった意味では、子どもたちが本当になりたいと思っている憧れの人たちを連れてきて、そういう人たちに講演してもらったりとか、自分たちが子どもの頃がこうやってその結果、今につながったんだよというような話をたくさんしていただくことで、やはりすごく視野がわっと広がってきて、だから今、これをしなあかんのかとか、後ほど英語の話もありますのでお伝えしますが、やはり、だから英語を学ぶ必要があるんだということにつながっていくようなキャリア教育というものをやっていただいて、ほかの好事例でいくと、やっぱり目標や夢をしっかりと認識する、出来上がることで、国語や算数やほかの科目が、相乗的に成績が上がっていったというふうな、やっぱり事例も出てきているので、今の学問はもちろん重要で、ずっとやっていただくということは、もちろんこしたことはないんですけども、こうやって自分の今学んでいることが、将来の夢や目標につながっていったんだということを与えるきっかけづくりをたくさんしていただくことで、いろんなプラス思考というか、前向きにいろいろと取り組んでいけるんじゃないのかなと思いました。

今、検証という言葉もいただいていますので、やはり現在の進めているキャリア教育でいいのかなどうか、十分なのかどうかということもしっかりと検証していただいて、本町の商売人というか、自分の道を歩んでいる方だけじゃなくて、外部から呼んでいただくというのももちろんありだと思いますし、その辺のところは、またぜひ課題の中に入れていただきたいなと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほど議員のお話の中で、仕事もそうやけれど、どんなふうな大人になりたいのかということも大事やと、身近な大人に出会うことによって、こんなふうに生きていきたい、だから今何せなあかんかというふうに気づくことも大事やというふうに言ってくださいました。

今回の質問紙の調査の中には、人の役に立つ人間になりたいですかという質問もありました。そこについては、小・中とも9割以上の子どもたちが、当てはまると肯定的回答をしてくれています。当然、将来の具体的な姿であったり、就きたい仕事というのはまだ不明確な子ども、4割程度はいらっしゃったりするんですが、ただ、人の役に立ちたいというのも、これも立派な将来の目標ではないかなというふうに思っています。

また、学校のほうにも少し聞き取りをしました。今、中学校では、中学3年生対象に校長先生が面接練習をしております。その中で、1校の取組なんですけれども、将来の夢、目標ありますかと聞いたときに、やはり半数ぐらいの子が、まだ決めていませんと答える。ただ、今からいろんな経験をして決めていきたい、探していきたいというふうな答えを、みんなそんな答えをします。ですので、恐らく今、自分は何が得意で、どんなことができるのかというのを模索している最中の子どもたくさんおられます。ですので、肯定的な回答ではない子どもたちも、自分の将来について考えることはみんなしているというようなことを、校長先生自身がそんなふうに感じているというふうなことを教えていただきましたので、まだ決められてはいないけれども、探している子どもは全員なんやというところは、うれしいなと思ったところです。付け加えて少し話をさせていただきました。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。職業を別にばちっと今のうちから決めなくてもよくて、調査結果の中にもあるように、やっぱりなかなか前向きにはなれないという意見の中で、人の役に立ちたいと思っている子どもが、熊取町はすごく突出して多かったですね。この辺は、僕も本当に学校の先生方がいい取組をさせていただいているから、ただ、そのきっかけとして、前向きになれない部分は自分がいたりとかしているというのが出ているんで、その辺がうまくマッチするようなきっかけづくりというのをもっとつくっていただいたら、だから今これに取り組んでいくんやということにもつながるのかなと思ったので、またその辺は、重々皆さん方ご存じだと思いますので、

よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問にいきたいと思ひます。次は、ICTを活用した学習状況についてお伺ひします。

私の資料の2枚目をご覧いただきたいと思ひます。

今回、GIGAスクール構想の導入に伴って、今回から新たにICTを活用した学習状況が調査されるようになりました。質問の3つある中で、(26)、(27)というところの質問では、コンピューターなどのICT機器をどの程度使用しましたかという、いわゆる使用頻度についての質問が入っています。この回答の中で、週に1回以上使用している割合のほうを私のほうで合算させていただいて、小学生と中学生のそれぞれグラフ化しております。

今回、質問なんですけれども、ご覧いただくとよく分かるんですけども、小学生では週に1回使用している割合というのが、熊取町では27%、大阪府、全国は40%を超えてきていると。逆に、中学生は、本町の生徒は41%で、大阪府、全国は30%台ということで、中学生に至っては水準よりもちょっと超えてきているのかなと、使用頻度というところでは、小学生では、全国や大阪府と比べても大分後れを取っているというような状況の結果になったかと思ひます。この点について、やはり挽回していかないといけないというふうに思ひますが、取組をどのようにお考えなのか、ご答弁お願ひします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員のご質問の2つ目、ICTを活用した学習状況についての1つ目、全国平均値よりもICT機器の利用頻度が大きく後れを取っている要因をどのように捉え、挽回に向けて具体的にどう取り組むのかについてご答弁申し上げます。

昨年度までに受けた授業で、コンピューターなどのICT機器をどの程度使用しましたかの質問に対して、「ほぼ毎日使用した」の回答は、小・中学校ともに全国と大阪府を下回る結果となりました。令和3年1月にクロームブックを全校配備し、令和3年度から授業においてスムーズな活用につなげるため、令和3年1月から3月をその準備期間と位置づけ、研修や研究、児童・生徒への指導を丁寧に進めてまいりました。

具体的には、教員に対して、教育委員会やICT支援員、端末導入業者によるクロームブックやドリル教材、授業支援ソフトの操作研修等を行い、基本的な操作スキルの向上を図るとともに、授業づくり研修を行ったり、クロームブックの掲示板機能を活用して情報交換を行ったりすることで、効果的な活用についても研究を行ってきました。また、各校では、児童・生徒に対して、クロームブックの基本的な操作説明や活用のルールについて指導するとともに、アカウントとパスワードの配付に伴い、管理や取扱い方等、情報モラルの面についても発達段階に合わせ指導してきました。

このような準備期間を経て、今年度は学年や教科を問わず、日常的な活用により利用頻度は大きく上がっております。具体的には、生活科で花の写真を撮ったり、国語科で、その場ですぐに意味調べをしたり、社会科で調べたことや考えたことをまとめたりするなどの学習場面において活用しております。さらに、2名のICT支援員による授業支援が進み、教員が学習指導に集中することができております。また、児童会や生徒会、委員会活動、クラブ活動などの授業以外の場面でも活用され、活用範囲は大きく拡大しております。

教育委員会としましては、児童・生徒がICTを文房具として、教員が教具として自由な発想で活用できるよう、引き続き環境を整えるとともに、研修や支援を進めてまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）次の、例えば来年の5月に同じような質問があったとして、これは使用頻度に対しての質問調査ですので、ほぼほぼ事実になってくると思ひます。ちょっと今回思ったのは、本町でもGIGAスクール構想が大きく前倒しをされることによって、それこそ1月、2月に物すごい皆さん方のご努力があって、子どもたち一人一人にICT端末を整備していただいた、そういう経緯があって、私の個人的な感想としては、本町でもすごく計画が大きく前倒しになったがために、

小学生ではまだ使えていない状況になったのかなと思っていたんですけども、そんな中でも、大阪府の平均値や全国の平均値はやっぱり40%を超えてきていて、本町では27%、20%台だったんです。この原因というのは、大きく前倒しになったのはどこもそうなんだけれど、カリキュラムとして組めていなかったから使用頻度が少なかったのか、そもそも熊取町の児童・生徒が、すごく全国よりも遅れて導入されたのか、これ、どっちなんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）導入については、1月、2月の頃には全ての児童・生徒にクロームブックを配付することができましたので、全国と比べて大きく後れを取っていたわけではなかったかなというふうには思っております。

教育課程についてしっかり組めていなかったのかということについても、当然、準備期間を経て令和3年度4月からやはり本格的に使えるように、カリキュラムを作成いただいたり、子どもたちにクロームブックの説明をしたり、やはり丁寧に準備期間を経て、実際の有効的な活用をこの令和3年度からというふうには思っておりましたので、そういった理由もあって、利用頻度のほうが少なくなったのかなというふうには思っております。

今現在、コロナの状況も少し緩和されていますので、学校に行く機会も私自身も増えております。授業を見ながら、本当に子どもたちが調べたいときにぱっとクロームブックを開けて、調べている様子を見たら、ふだんのもう学習の中に自然とクロームブックが入って、うまく使うように子どもたちもなってきたらというふうな感想を持っております。来年度の調査でどんなふうになるかなと少しどきどきするところもあるんですけども、今、学校では活用の範囲は十分広がってきているかなという実感は持っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そういった意味では、どんどんと使用頻度も多くなってきて、次の調査がもしあった場合でも、水準並みにはいつているというふうには期待したいと思えます。

クロームブックに慣れていくという意味では、やはり持ち帰ってする作業というのもこれからどんどん出てくると思うんですが、現在、ICT端末をどの程度持ち帰って利用させているのか、また、今後の計画についてお聞かせいただけたらと思えます。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）2つ目のご質問、現在、児童・生徒のICT端末をどの程度持ち帰って利用させているか。また、今後はどのような計画でいるのかについてご答弁申し上げます。

クロームブックの持ち帰りにつきましては、授業内容に応じて数回持ち帰りを行っている学校もありますが、教育委員会としましては、基本的には臨時休業や学級閉鎖時等を想定しております。臨時休業等に備え、9月、10月に持ち帰りを行い、各家庭のWi-Fiへの接続テストを終えております。また、学年閉鎖となった学校が、実証的に持ち帰りを行っています。

日常時の持ち帰りにつきましては、各家庭によりWi-Fi環境が異なることから、現時点では予定しておりませんが、校内でのクロームブックの活用した学習が進み、児童・生徒の操作スキルの向上とともに、効果的な家庭学習の課題の研究を進めていながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これについては、今、基本的には臨時休校を想定してというようなお考えということだったんですけども、やはり頻度をどんどん上げようと思うと、子どもたちが日常的に使っていく。臨時休校を、そこに設定をして持ち帰りということになってくると、なかなかそのタイミングというのがいつやってくるか分からないという状況の中では、逆にいったら、エンドはいつでもいいということになってしまうので、進んでいかないと思うんです。

この質問の中でも、ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますかというところの質問で、やっぱり90%以上の子どもたちが、役に立つと思うというふうな認識もしていますし、我々大人も、当然これはそうだよねということになると思うんです。これは親御さんも同じで、クロームブックが導入されたというのは、2月、3月でみんな分かっていることなんですけれども、じゃ、これいつ本格的に持ち帰ってやるのかなと、この持ち帰りの議論なんかも昔からやっぱりあったと思いますし、この間ですか、11月で、教育委員会からのお便りで、各小・中学校の保護者様へということで、クロームブック接続テストのアンケートに寄せられたご意見への回答についてというようなことで、非常に丁寧にいろいろ調査をしながらやっていただいているなどというのは物すごくよく分かるんですけれども、最終的にこれが、じゃ、いつから始まるのかなとか、その辺が非常に心配というか、やっぱり持ち帰って慣れさせて、どんどん使って初めて子どもたちもクロームブックに慣れていくわけですから、その辺のところはやっぱり計画の中にも入れていくべきだと思うんですけれども、どうしてもやっぱり臨時休校に合わせていくというようなお考えなんでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）ご答弁の中でも少し触れさせていただいたんですが、おうちによりWi-Fiの環境の整っているおうちもあれば、そうじゃないおうちもあって、今、そうじゃないおうちにはルーターのほう貸出しをしたりはしておるんですけれども、そのおうちのやはりWi-Fi環境の整備というのを併せて考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

もちろん議員がおっしゃるとおり、家でも使えたほうが、より子どもたちのスキルにもつながりますし、あと、学校で勉強したことが家にもつながっていくというよさもあるとは、重々そこは同じ意見で、そこは実感しているところではあるんですが、その環境面の整備をどんなふうに家庭にも協力していただきながらやっていく必要があるのかなと思っているので、そのあたり、まだ具体的な工程というのは落とし込めていないんですけれども、そこはしっかり考えていくべきところではあるかなというふうには思っております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりました。ちょっと別の視点から、後ほどちょっとそれについて触れたいと思います。

今回の質問にはなかったんですけど、今後、プログラミングについての質問というのがやっぱり出てくるかなと思うんです。以前にも議会の中でも申し上げたんですが、プログラミングについて得意な企業、外部に委託して、学校の先生たちの働き方改革の一環として、今、学校の先生たちは非常に業務量が膨大で、なかなか自分の時間を取れないといったようなことは、これは本町に限らず全国的にも同じ問題が起こっていて、いずれにしても、いろんなことを進めるには、まずは学校の先生方の時間をやっぱりある程度取ってあげて、でないとやっぱりなかなか新しいことってできにくいというのは思っているんです。

資料の3枚目、これは、名古屋市の全小学校の全部の部活を民間委託しましたというような紹介記事が日本経済新聞で出ているのを、こちらのほうで資料として使わせていただいているんですけれども、これもやはり従来から、小・中学校の学校の先生たちの部活動の時間を何とか取ってあげて、それを外部に委託することによって、学校の先生たちの時間を別の時間に充ててあげる。それこそ子ども一人一人を見てあげる、もっとより細かく見てあげる時間にとり替えるためには必要ですよという話も、私のほうからもさせていただいた。そんな中で、名古屋市は、これ全部の小学校を全て民間委託したというような流れになっているんです。そういったところも、学校の先生たちの時間をつくることによって、新たなことをやっていただくということにも、ぜひやっぱり今、本町でもDASHプロジェクト等で進んではいきますけれども、もっともっと本格的にやっていかないといけないよねというところ。

それと、ICT機器のメリットというか、これが普及されることによって、次の添付資料4を見ていただきたいんですけれども、本町にも不登校児童がやっぱり在籍しています。これは、10月14

日の日本経済新聞の記事なのですが、「感染不安 長期欠席3万人」ということで、文部科学省の調査で2020年度に新型コロナウイルスの感染回避を理由に学校を長期欠席した児童・生徒が全国で約3万人。小・中学校の不登校は前年度比8.2%増と、比較可能な1991年度以降で最多を更新したということで、このコロナが終わってから、不登校になった児童が過去最多を記録しているという状況になっていまして、本町でもそういう傾向が出ているのかどうかということをお伺いしたいと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）本町における不登校の子どもたち、児童・生徒の推移を見ますと、令和元年度から令和2年度、今年の資料はまだ終わっていませんので、2年前と昨年度を比較させていただくと、令和元年度は41名の不登校の児童・生徒がいました。令和2年度につきましては37名ということで、ほぼ変わりがないというふうに、4名ですから、減ったというよりもほぼ変わりがない状況だったかなと。

逆に、昨年度は、臨時休業期間を経て分散登校等ありましたので、少し学校に行きにくいなという子どもも、そのほうがスタートが切りやすくて、学校に行きにくい子どもが学校のほうに来ることができたというようなこともありました。ただ一方で、やはり臨時休業期間が長いと、少し生活リズムが狂ってしまって、学校に来にくくなった子ども実はおられたというところもありますので、相殺すると、例年と変わらない子どもの数ではあったかなというふうに思っています。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今お伺いして、本当にそれは全国では全国最多で、不登校児童がどんどんこのコロナの後、増えているというような状況の中でも、本町は例年どおりというか、大きく増えた傾向がないということを今お伺いして、本当にそれもやっぱり学校の現場の先生方がしっかりと子どもたちを見ていただいているたまものだなというふうに、全国ではすごい状況になっている中でも、本町の児童・生徒はしっかり見ていただいているんだなということで、感謝申し上げたいと思います。

やはり不登校児童というのは、従来からもずっと在籍していて、今年度2年度は37名ということで、やっぱりそういう子どもたちに対しても遠隔授業というところは、このICT機器のやっぱりすごく大きな長所だと思うんです。箕面市なんかここで今紹介されているんですけども、箕面市は2020年度から、希望者向けに小・中学校の教室で実施する事業のライブ配信を始めた。自宅にいる児童らがタッチペンで端末上の課題プリントに解答を書き込むと、教室にいる教員がリアルタイムで確認できるようにした。市の教育委員会の担当者は、感染不安で学校に来られない子どもの学力の保障は大前提であると。やっぱりこういうところで、もう本当にリアルタイムで、家にいる子どもたちがどんな回答をして、何を書いてというのが全部その場でリアルタイムに分かるような時代に、もうなってきたんです。

本町も、本当に町長含め皆さん方のご尽力でインターネット環境も整備されて、1人1台の端末ができて、インターネット環境、それからモバイルルーターなどもやっていただいて、本当にその環境が全部整っているから、以前も議会でも要望申し上げたんですけども、これは本格的にやっぱり本町でも取り組んでいかないといけないことだと思うんですが、この辺についてはどうですか、進みそうですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）実際、今年だったかと思うんですけども、コロナ関係で少し学校に来られない子ども、あるいは不安で来られない子どもについては、授業の配信を毎時間ではありませんが、させていただいたりもしていました。そのあたり、やっぱり子どものニーズであったり保護者のニーズ、あと、学校でできるところを合わせながら、どんな形でやると子どもたちが学べるのか、あるいは安心できるのかというところは、そこは丁寧に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、先進事例等も研究しながら、学校ともそのあたりは指導、相談しながら

進めてまいりたいというふうには思っております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）やはりそういった点で、進めていくという方針でいけば、冒頭、先ほどの質問ですけれども、やはり持ち帰りというものがある程度やっついていかないと、なかなかいざというときには動けないとか、みんながいつもやっている状態を普通にして、ふだんどおりにそれが遠隔でもできるというような環境にまで持っていかないと、臨時休校というものを見据えてしかクロームブックを持ち帰らせることが計画にないのであれば、なかなかその不登校児童の遠隔授業というところにまではやっぱりいかないのかなというふうに思いますので、当たり前に子どもたちがクロームブックを持ち帰ってやっついていけたりとか、箕面市のように希望する児童・生徒に関しては、ライブ配信をやっていますよといったようなところにまで早いこと、なかなか難しいと思うんですけれども、やはりこれも計画の中に落としていかないと、いつまでたっても前に進んでいかないので、その辺のところはぜひお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）いろいろありがとうございます。

僕、ちょっと個人的には思っているのは、この夏休みとかの長期休暇が一つの鍵なんかというふうに思って、指導主事の先生なり校長先生とかとも話をしているところです。やっぱり一定持ち帰りに当たってのルールというのは導入した時点で決めて、こういうふうな形でしましょね。ただ、テストで持ち帰ったときに、やっぱり小学校の低学年については、あれを毎日持って帰るとなるとかなり重たいと、だから、ほかの教科書を学校に置けるようにしてよとかいうようなご意見であったりとか、やっぱり共働きの家庭で、どうしても子どもに全部任せておくというのもちよっと不安なところがあるよねというようなお声も聞いているので、そのあたりはちょっとまた各ご家庭の状況も、ルーターのWi-Fi回線だけじゃなくて、それぞれの家庭にやっぱり共働きであったりとか、いつも家族が近くにいてる家庭であったりとか、共働きで子ども独りになっちゃう家庭というのもありますので、その辺の条件も踏まえた上で、学校長あるいは指導主事と話をしながら、一つの鍵が、夏休みにできるか冬休みにできるか分からへんけれど、長期休暇のときにそれを持って帰って、何か課題やってくるとかというふうな形で進めていくのが一番スムーズじゃないかなというふうなことで、今、内部で議論をしているということで、ご理解いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。いろいろ本当に考えていただいているというのは、今、よく分かりました。

本当に本町はすごく丁寧に、このお手紙でも分かるように、本当に一人一人の意見まで全部吸い上げていって進めていくという姿勢は、非常にありがたいし、丁寧にやっていただいているなというところはすごく分かるんですけれども、なかなかそれを全部全部聞いていくと、一歩も進めないというような状況にもなってしまいますので、そこら辺は、もう進めるという方針の下、じゃ、どうしていくかという逆算していくような形で、何とか頑張っていただきたいなというふうにお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。

次は、分類番号の7番目、学習に関する興味・関心や授業の理解度等についての、今回は英語についてお伺ひしたいと思います。

私のその資料の5枚目、分類番号7と右肩に書いている、ご覧いただきたいと思います。

ご覧いただくと、中学生の英語が好きな割合、一番上の質問ですが、英語の勉強は好きですかという質問に対して、小学生では69%、中学生では49%というように、半分を切ってしまうという状況の中で、これはやはり早いこと手を打っていかないと、特に前回と比べてもマイナス4ポイントということで、減少傾向にあるというのは出てしまっていますので、これについてど

ういうふうにして挽回していくのか、ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員のご質問の3つ目、中学生の英語が好きな割合が過半数を下回ったが、その要因と挽回に向けた新たな取組の計画についてご答弁申し上げます。

児童・生徒質問紙において、学習に関する興味・関心や授業の理解度等についての質問があり、国語、算数・数学、英語について問われています。今年度の調査結果としては、それぞれの教科の勉強について好きですかと問われた質問に対し、小学校の算数及び英語、中学校の数学において肯定的回答が過半数を超え、小学校の国語、中学校の国語及び英語において、肯定的回答が過半数を下回る結果となりました。グローバルな社会を生き抜くために必要なコミュニケーション能力の育成に深く関わる国語や英語の勉強について、肯定的回答が低いことについては課題と捉えております。

議員がおっしゃるとおり、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休校や、友達やALTとの対話を活発に取り入れた体験的、活動的な授業の実施ができない状況が続くなど、コロナ禍の影響も一因と考えております。しかしながら、挑戦心や達成心などが問われた分類番号2については、前回調査よりも肯定的回答が下がっているものの、依然8割を超える項目も多い状況です。また、学校の授業やそのための学習以外で日常的に英語を使う機会が十分ありましたかという質問については、肯定的回答が小中学校とも全国平均を上回る結果となっております。これらのことから、学校教育においては、コロナ禍においても取組を工夫して実施し、児童・生徒は学校以外で英語に触れる機会を大切にしていたと思われま。

また、令和3年9月5日実施の中学生チャレンジテスト、3年生対象のテストになりますが、その英語の結果では、熊取町の平均正答率は大阪府平均を上回り、近隣市町の中でも高い結果となりました。中学生において、英語の勉強は好きと思えなくても、学校の授業や英語に触れる様々な機会を活用し、英語力を身につけていると考えております。10月には、昨年度来日できなかったALT2名が来日し、現在6名のALTが学校での英語教育に携わっております。

今後、新たな取組の計画については研究中ですが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、学校の教育活動の場において、対話や体験的な学習を取り入れ、英語力の向上を含め、グローバル社会を生き抜く資質、能力を育ててまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）この英語に関してのお話というのは、僕もしょっちゅうさせていただいて、その話のたびに、やっぱり本町ではALTを配置していただいていますと。確かに、これは本当にありがたいくて、本町の事業規模の割にたくさんALT、今回6名配置していただいているという、いわゆるもう全部の学校に配置していただいていますよね。今までの議論の中にも、授業で英語を使わなくても、学校にはALTがいますので、いろいろしゃべることができます。こういうようなお話が今までもありました。

それでいくと、この質問の一番下、これまで学校の授業以外で英語を使う機会がありましたかという、中学生の割合が36%なんです。恐らくこの36%の生徒はALTとお話をして、自分の語学力を高めたりとか、いろんな好奇心で英語を使った会話をできているんだと思うんです。だけど、やはりその64%の子どもたちは、恐らくほぼほぼ授業以外にALTと話すという機会はないのかなというふうに思われるんです。

だから、ここが毎回いつもこの議論をして、今回はそんなに詳しくは申し上げませんが、やはり子どもたちの英語の能力を引き出すというか、コミュニケーションを上げようと思うと、自分たちの思いや意見、考えを同世代の人たちと、同じような世代の外国の子どもと会話していくということが、もっとこんなこと言いたかったなとか、これどないして聞くんやろうというところにつながっていったら、そこでALTが活用されると思うんです。なあなあ、これってどういうふうにしやべ

ったら伝わんのかということのは、そこでALTであったり英語の先生が、こうこうやったら伝わるよということで、より英語についての知識が深まっていくと。だから、本町では、なかなか同じような年齢の子どもたちと会話していくという機会がすごく少ない町なので、そこら辺がすごく僕は課題だと思っているんです。

なので、従来からESD教育についてもそうですし、ユネスコスクールに加盟しているほかの学校の児童・生徒なんかは、もうしょっちゅう同じような年齢の子どもたちとICT機器を使って会話をしているってするので、やっぱり本町の児童も、そういう経験を通して英語のコミュニケーション能力を磨いていってもらおうと。それが最終的には、もしかしたら夢や目標につながっていく可能性だって十分あると思うんです。だから、そういったところから前向きになるポジティブな子どもがどんどん増えていくというか、そういうふうになっていけたらなというふうに思います。

だから、その6人のALTの先生方を、本当はもっと有効に活用していくべきといても、もちろん重要なんですけれども、一方で、同じような年齢層の子どもと会話をしていく、そういう機会を与えてあげるということが正解なのかも分からないと思ったので、この質問をさせていただきました。

最後の質問に入りたいと思います。次は、新型コロナウイルス感染症の影響についてお伺いします。

最後の添付資料の6枚目です。

現在、第5波も落ち着いてきており、コロナの感染者数というのはやっぱりどんどん減ってきているという状況にはあるんですけれども、今後、また第6波、報道等でオミクロン株と言われていますけれども、来る可能性があるというふうに言われています。小・中学校が休校または学級閉鎖等が発生した際の対応について、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員のご質問4つ目、今後、小・中学校が休校または学級閉鎖等が発生した際の対応についてご答弁申し上げます。

休校期間中、勉強について不安を感じたかを問う質問について、5割程度が「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答し、計画的に学習を続けられたかを問う質問については、小学校では6割程度、中学校では4割程度が肯定的な回答をしておりました。また、学校からの課題で分からないことがあったときどのようにしていたかを問う質問では、「自分で調べた」、「家族に聞いた」、「友達に聞いた」と答えた回答が多くなっておりました。さらに、規則正しく生活を送っていたかを問う質問については、肯定的な回答をした割合は小学校で6割程度、中学校では4割強となりました。全ての質問において、全国や大阪府の回答と同程度の結果となりました。

昨年度の一斉休校期間中は、クロームブックはまだ配備されておらず、各校において、ポスティングや郵送により、課題や便りを配付し、さらに電話連絡をするなどして、児童・生徒の学習や生活の状況を把握しておりました。

今回の調査結果から、長期の休校や学級閉鎖等が、児童・生徒の学習や生活面に心理的变化をもたらすと捉えており、今後、休校や学級閉鎖等を行う場合は、児童・生徒の発達段階に応じてプリントによる学習課題やクロームブックの持ち帰りによる学びの保障とともに、心のケアを進めていくことが必要であると考えております。9月と10月には、全校が順次クロームブックを持ち帰り、各家庭のWi-Fiへの接続テストを済ませるなど、臨時休校や学級閉鎖等の際に持ち帰ることができるよう準備を進めてまいりました。また、クロームブックの機能を使い、学習課題の配付や回収、健康状態を確認できるアンケートの作り方等を各校に伝えております。さらに、本町が導入しているドリル教材について研修を行ったり、新たに追加された機能についても、順次ICT支援員等による研修を行ったりしております。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は落ち着いておりますが、各校においては、マスクの着用や給食時の黙食、手洗い、うがいの励行等、基本的な感染防止を継続しながら対面授業を行うとと

もに、クロームブックを持ち帰った際、児童・生徒が適切に使うことができるよう、日々の授業等での活用を進めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

去年、一斉休校が始まって、もう本当にこれだけの長い間の休校というのは前代未聞で、どうやって進めたらいいのかというのが、もう本当にすごい大変な状況だったと思うんです。今ご答弁にもあったように、もう学校の先生があっちこっち走り回って、ポスティング行っていただいたり、封筒したり、宿題等がないするんやという、もうそんないろんな状況の中で、本当に手探り状態の中でいろいろ進めていただいて、今回のアンケート結果でも分かるように、勉強について不安を感じたという子どもが半分、それで、半分の子どもは、本当に学校の先生方のご尽力でなかなかそういう状況には至らなかったというところで、本当にこれもすごいご努力によって乗り越えたなというところで、いろんな経験をして、いろんな学びを得て、だから次に生かせるというようなご答弁もいろいろいただいて、先ほど、健康状態アンケートなんかもやりますということで、やっぱり生活リズムを崩しているお子さんとかもたくさんいたということで、その辺のところもしっかりケアされているような内容になっているんだなというふうに思ったんです。

いずれにしても、来週いきなりということだっただけで考えられるわけですね。もうこの第6波がえらいことになって、またいきなり臨時休校で、長期間ということだっただけでいつ起こるか分からないという状況の中で、やろうと思うと、やはりもう本当に避難訓練じゃないですけども、常時からそういうような対応をしっかりとしていかないと、やっぱり緊急時という全国一斉学級閉鎖みたいなのを乗り越えられないと思うんで、だから、その辺も含めて、丁寧にやっていただくという、それはイコールやっぱりちょっとスピードが遅くなっていくということになってくるんで、クロームブックの持ち帰り、それから何度も申し上げるような遠隔授業、取りあえずテストでどんどんとこれ進めていく。その繰り返すことによって、いつ臨時休校、学級閉鎖になっても大丈夫だよと、子どもたち、そして親御さんにも安心感を与えられると思いますので、少し計画のほうを前倒しでお願いしたいなというふうに思います。

いろいろお願いばかりどうしてもしてしまうんですけども、何度も言うように、お願いして新しいことしようと思うと、学校の先生たちの手を、時間をつくってあげないというのは、これはもう本当に全国的に同じ問題を抱えていますので、その辺の今、学校現場で起こっている問題というものもしっかりと我々議会とも共有していただいて、予算措置が必要なものは、やっぱり議会にも諮っていただいて、みんなで困難というか、これからの課題をなくして行って、子どもたちが一人でも取り残されないような、そういう環境を我々大人がつくっていききたいなというふうに思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）最後にすみません。ありがとうございます。いろいろ教育のこと、ご意見等いただきありがとうございます。

6月議会から9月議会も含めまして、いろいろお示しいただいたり、議論させていただいておるんですが、本当に今日の中身につきましても、先ほど次長、理事からもいろいろ検討しているところやというところでお話しさせていただいたんですが、まさに先日、総合教育会議のほうもさせていただいたというか、町長のほうに開いていただきまして、まさに今おっしゃっていただいているようなことを前向きに進めていこうということで、取りあえず、今日、今、具体的にお示しできるものは、少しちょっとできないんですけども、そこについては内部で今検討を進めておりますので、またできるだけスピーディーに、またご議論をいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）はい、力強いお言葉、ありがとうございます。

以上で終わります。

議長（二見裕子君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問をさせていただきます。

まず初めに、コロナ対策について質問させていただきます。

大きな被害をもたらしたコロナ感染第5波が下火になり、ワクチン接種も進みました。しかし、ワクチンを打っていても感染するブレークスルー感染が脅威となっています。また、ワクチンによる感染予防効果は、半年で50%ぐらいまで落ちるといふ報告もあります。熊取町では、次の対策として、11月19日議員全員協議会でもご説明があり、いろんな団体や議員からの要望なども取り入れられて考えられていると思います。また、この通告を出してから、国際的なオミクロン株の感染拡大の報告があり、国内でも感染者が出てまいりました。

それでは、コロナ対策についてお聞きします。1点目は、第6波に備える本町の対策をお伺いします。お願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、1つ目のご質問であるコロナ対策についてご答弁申し上げます。

まずは、1点目の第6波に備える本町の対策についてでございますが、先日の議員全員協議会でもご説明いたしましたとおり、国を挙げて推進する3回目の追加接種を含めまして、3つの施策を新たに進めてまいります。

まずは、感染予防対策として、新型コロナワクチン追加接種の実施でございます。2回目接種完了から原則8か月以上経過した後に、追加で1回接種するものでございます。また、実施に際しましては、1回目、2回目の反省点を踏まえ、高齢者への先行予約の実施や接種完了月ごとに分けて接種券送付、町のコールセンターの席数を最大10席体制とするなど、できるだけ予約時の混雑緩和を図れるよう取り組んでまいります。

次に、現在、感染拡大は収まってございますが、今後に備えたまん延防止及び社会経済活動の継続対策といたしまして、クラスター対策を目的とした現行の熊取モデルの拡充と社会経済活動のためPCR検査への助成を新たに行い、感染状況や目的に応じたPCR検査体制の充実を図ってまいります。

さらに、感染された方の不安を少しでも和らげるために、新たに自宅療養者及び濃厚接触者への生活支援を行ってまいります。支援内容といたしましては、自宅療養を行う世帯及び家族全員が濃厚接触者の世帯に対しまして、支援が必要な場合に食料品や日用品を詰め合わせたいわゆる生活支援パックをお届けするものでございます。

なお、感染対策の基本は、3密回避、マスク着用など、今後も継続することが重要でございます。皆様方のご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

今回、19日に議員全員協議会で説明もあり、意見等もそこで聞いていただいたり、あと、熊取町の広報も、12月号ですか、このように出て、それで私もこれ見せていただきました。大変いろんな意見を取り入れて、すぐ対応していただけているなと思いました。

3回目のワクチンについては、厚生労働省から出ている8か月をおおむね基本としたことで計画しているということで、接種計画もこのように出されていますが、あのとときの答弁の中で、8か月という話だとか6か月の接種の話も出ていましたよね。厚生労働省は、今8か月の計画なので、今はこれでいっているけれども、短く、6か月、3か月とかいう対応になれば、そのときに臨機応変にするということですよ。よろしく願いしておきます。

それから、高齢者の先行予約、これちょっとややこしいなと思ったんです。まだ接種券が届いていない方でも予約できるんですよ。ちょっと前回の予約のときに、病院の前で長蛇の列が出て、それがとても病院も大変に驚いたし、患者というか、ワクチン接種を希望されている方もとても苦勞して予約を取ったということがあったので、考えられたと思うんですけども、これ、事前手続が必要ということで、まだ接種券が届いていない段階でこれを手続するという、それから、診療所、ワクチンを接種するところは、本人の希望は選べないんですよ、この予約は。この文書で読むとそういうふうにとったんですけども、申込みをして、それでどこで受けるかという通知が来るというようなことだったんですが、その辺ちょっともう少し教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは、1回目、2回目ご指摘のとおり、少し皆様方、混雑でご迷惑をおかけしたということの反省を踏まえまして、特に高齢者の方、長蛇の列というようなことが、今回寒い中で特に起こらないようにということで計画してございます。

これにつきましては、町のコールセンターのほうをフルに活用するという、まず、その対象者の方にご案内を差し上げます。そのご案内をはがきでご案内さしあげて、それで、おたくの日程についてはこういう日程で取れます、ここで予約が取れますのでコールセンターのほうにお電話くださいと。それで、コールセンターのほうで予約を取って、いつ几日がいいですか、どこがいいですかというのを聞き取って、それをコールセンターのほうでささっと登録をして、そして、さらにご本人様のほうに、これで予約取れましたということで、また郵便でご案内を返させていただきます。

それから、実際の接種券は、これはもう年明け早々にご案内させていただきますので、その接種券を持って、それから先行予約したその予約票、予約券に代わるようなものになりますけれども、それとを合わせてご自身がご予約取った医療機関に、その時間に行っていただくというような形になりますので、非常に分かりやすいかなと。しかも、お電話一本をかけていただくだけで、あとはコールセンターのほうで、予約が取れましたと、この日ですよと、この場所ですよという確認のおはがきも返させていただきますので、漏れなくやっていたらいいかなというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

接種券が来る前に、前回のちょっと特定疾患を持っている方のような感じの対象者に、はがきがまず行くと、ご案内のはがきに来て、それで申し込むことができると。接種券はそれから届く、届くんですよ。そのときには、またコールセンターから返事をいただいて、病院、ごめんなさいね、ちょっと聞き……。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）もう非常に簡単に考えていただいて、65歳以上の方限定で、12月もう少しすると、その対象者の方に、まず65歳以上の方全員に、対象になる方、今年の5月、6月に接種して2回目終わっている方ということが限定になりますけれども、その方に対しましておはがき、これ全員に送ります。そこで、いつ几日からコールセンターのほうで受付、予約取りますので、電話してくださいと、この電話はかけていただかなあかんのです。電話かけていただいて、コールセンターのほうでご希望の医療機関と、それから時間とを、それを予約、もう電話ですぐ取れるんです。電話で予約取った中身を、そのままにしていると忘れてしまう可能性もございますので、それをコールセンターで、あなたは今日この病院で受けてくださいというのを、もう一回返させていただきます。それが、恐らく年内にお手元に届くと思います。年明け早々にもう絶対に届くと思います。そしたら、それをしっかり持っておいてもらって、接種券は、これはもう一律発送いたしますので、これは1月になってから接種券がお手元に届きます。そしたら、それを持って、この日にこの病院

に行ったらいいんやなど。その接種券と、今年の12月、今からお手元に届くやろうというその予約票を2つ併せ持って、病院のほうに行っていただくということです。ですので、接種券を基に、もう一回電話かけたりとか病院でとか、それは要らんということです。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）丁寧ありがとうございます。よく分かりました。

コールセンターは大変でしょうけれども、そういったことで、病院の負担も、医院ですか、の負担もなくなるし、わざわざ接種券来てから申し込む必要もないということで理解しました。前回のことを教訓に変えていただいたんだということがよく分かりました。ありがとうございます。

次、熊取モデルなんですけれども、これについては、熊取町の関西医療大学に非常にお世話になりまして、連携でやることができよかったなと思っています。これも拡充ということで、勤務する事業所等で感染者が発生し、感染に不安がある場合の検査を受けることができる。行政検査は保健所が入ってくるので、行政検査として行うんですけど、それ以外で不安な方が受けられるということですよね。これ、予算については6月補正でもう措置済みというご説明があったんですけども、この予算というのは、どういった財源だったか教えていただきたいんですけども、6月補正では、何か歳入が……。お願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらのほうは、町のほうの財源ということにはなるんですけども、ただ、国のほうの補助金が各種出てまいっております。そちらのほうに、今後充当していくことができるというふうに考えております。

通常行うワクチン、それについてはもう100%間違いなく国のほうで負担金と、それから体制補助の補助金等で100%賄われます。それ以外に、コロナ関連に関しましては、いろいろ経済対策とかそういった補助金がメニューございますので、そちらのほうで充当していけると。それがもし駄目な場合には、いわゆるふるさと応援基金というところで、その辺は財政のほうで工面していただけるという話になっております。多分、国のほうの補助金を全て充てるということが可能だろうというふうに今考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

そこで、大阪府のホームページを見ましたら、高齢者施設等従事者定期PCR検査、介護施設とかそういったところで働いている人のPCR検査というもの、それが国の基本的対処方針の変更で、11月末をもって休止することになったと。それで、11月30日まで大阪府のホームページでも募集していて、もう1日からそれがなくなってしまいました。施設における新型コロナウイルス感染者の早期発見、それから、無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から、施設の従業者を対象に、2月22日より2週間に1回の頻度で定期的検査を大阪府が主体となって行われてきたものなんですけど、これがなくなったということなんです。

この休止を受けて、この熊取モデルが、国や府がやってくれていたものが、この第6波が起こるかもしれない、オミクロンのことも気になってくるし、こういった時期に休止してしまうというのはとても不安なんで、施設の人が引き続き2週間置きに検査できるようなものに結びつけてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）感染の縮小というか、今落ち着いているという状況も踏まえて、大阪府のほうも一旦そちらのほうは中止ということになっております。ただ、PCR検査できるそういうシステム、スマホで予約できるスマホ検査センターという名称やっと思います。そちらのほうは、もともとそういった高齢者の施設の方が対象ではなかったんですけども、その高齢者の定期的な検査が中止になるのに引換えに、そちらのほうを対象になることになっておりまして、そちらのほう

うで必要な場合には検査ができるということになっております。そちらのほうで対応していただけるのかなというふうに考えております。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）すみません。ちょっとその情報が私、入手していなかったんで、もう少し詳しくお答えいただけますか。ここ、どこが主体で、費用とかどうなっているんか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）スマホ検査センターの、ちょっと今、私、手元に詳しい情報は持っていないんですけども、この実施も大阪府のほうが実施しておるもので、今までは高齢者の従事者の方は対象外だったんですけども、その定期的な検査の終了に合わせて、スマホ検査センターのほうの対象に、そちらの高齢者の従事者も対象になるという、そういう変更が行われております。ですので、そちらのほうで、要は簡易に予約が取れて、郵送での多分やり取りになっていたと思います。郵送で、検体を採って、送って、検査してもらおうと、そういうような、これは大阪府が実施する、たしかこれはもう無料だったと思います。そちらのほうでの対象に加わるということで、代替措置が講じられております。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

これというのは、そういった町内の事業者の方には連絡がもう終わっていて、これを活用できるようになっているということで受け止めてよろしいですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）高齢者施設のほうには、これはもう大阪府のほうから直接連絡が入っておりますので、各施設のほうには通知のほうは届いておるはずでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと私もそれ知らなかったんで、これ、あくまでもスマホ検査センターと書いてあるけれど、PCR検査ですよ、あくまでも。分かりました。熊取モデルが拡充含めて広げてもらえればなと思って聞いたんですが、そういう体制があるということなんですね。分かりました。

そしたら、次、民間検査機関でのPCR検査についてお伺いしますが、これは、社会経済対策として行われるということで、議員全員協議会で聞いたときには、ワクチンを受けていない人が対象のように聞こえた、説明でそう捉えてしまったんですけど、広報を見ると、そうじゃないのかなと、両方取れたんで、この辺ちょっとお聞かせください。ワクチン接種を受けた人も対象なのか、対象外なのか、その辺を。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは、ワクチンの接種の有無にかかわらず、住民の方が対象ということで、それは間違いございません。

ただ、ワクチン・検査パッケージというのが、もうしばらくすると動き出すかなというふうに思います。ワクチン・検査パッケージといいまして、これはまだ正式にはあれなんですけれども、ワクチンを2回打っていることが条件、それが、ワクチン打っていなかったら、直近のPCR検査陰性の証明、これを持っていないとどうこうやというような動きで、例えば、次、もし万が一緊急事態宣言が発出された場合、そのワクチン・検査パッケージを持っておれば、例えば入場制限については少し緩和しましょうとかそういったことで、コロナと社会経済等を両立させていく、そういった考え方ものになります。その場合にも活用いただけますよと、そういった説明をさせていただいたものでございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

社会経済活動する上で、ワクチンを打っている方は、ワクチンを打っているという証明というの

は、もう皆さん受けているから持っているわけで、受けていない方に対しては、検査して陰性であるということを証明をもってそういう経済のところへ参画できると。だから、ワクチン受けた人と受けていない人の差がないようにということも含めた助成だと理解しています。ですね。

それで、1人8回ということなんで、これざっと見たら、2週間に1回ぐらいになるのかなというふうに計算したんですけども、厚生労働省のホームページ、このQRコードがあったんで、これで簡単に見ることができました。ありがとうございます。残念なのは、町内にないのがちょっと便利悪いなと思いました。近くにもあったんで、泉佐野市では3か所、だから、そこはちょっと助かったかなと思っております。

生活パックのところは、2つ目の質問のところでもちょっと聞かせてもらいたいなと思っていますので、次の質問で再質問させていただきたいなと思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。保健所との連携について、その後変更があり、発展したところがあればご説明をお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の2点目、保健所との連携で変更や発展したところについてご答弁申し上げます。

保健所は、コロナ感染の発生届を医療機関から受けた後、陽性者本人や事業所等への調査により、濃厚接触者の特定、療養先の決定を行うとともに、個々に応じた相談支援を行っております。また、保健所から市町村への陽性者等の個人情報については、個人が特定される可能性のある情報共有は受けてございませんが、現在、連携を強化した点といたしましては、自宅療養者や濃厚接触者で支援が必要な方が町の生活支援につながるように、町の連絡先等を保健所から直接お知らせいただくようになっております。

さらに、災害時の避難所運営の円滑化の観点から、平時から週末に定期的に濃厚接触者や自宅療養者の人数や地区、年齢等のみの情報提供がされておるという状況でございますが、災害発生時におきましては、濃厚接触者や自宅療養者の個人情報の提供をどのように行っていくのか、より具体的な支援体制が図れるよう、現在、検討がなされておるところでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症や頻発する自然災害等への対応について、情報共有、意見交換を行うため、保健所管内の健康危機管理関係機関のいわゆる連絡会議が定期的に開催されることとなっております。今後も、保健所をはじめとする関係機関との連携を図りながらコロナ対策を推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

その健康危機管理に関して連絡会議が開催されるということなんですが、これはもう少し、いつぐらいから始まって、どのようにされているのか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは、保健所管内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、それから、うちの場合ですと、基幹になるりんくう医療センター、それから関空の検疫所、それから警察、消防本部、それから各市町村の健康推進、いわゆるワクチン担当の所管と、それから防災を所管する危機管理、そちらのほうと、さらに岸和田土木、それから大阪府の家畜保健衛生所、そして最後、保健所が一体となった連絡会議ということが実施されております。これは、もう既に平成16年度に設置されておりまして、それを、今回さらに必要に応じて定期的な開催、この開催回数を増やして実施していくというような形になっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

これは災害時特有のものだったのかもしれませんが、コロナが起こっているので、それも含めて

今定期的に行っているということで受け止めていいですね。分かりました。ありがとうございます。

前回聞いたときには、議員全員協議会で出された資料のように、自宅療養者が何人いるかとか、月ごととか、感染者がどのぐらいいて、濃厚接触者がどうなのかという数も、大阪府の数字でしか分からなくて、保健所からの連絡が来ないのかなということも、お互いに連携取ってできないのかなということを質問させていただきました。この表が出てきたので、何か一歩進んだのかなと思って、今回質問させていただきました。そういう部分では、まあ前進したのかなと。

それで、生活支援パック、保健所が足りない部分を町が補うということで段取りしてくださったんだなということで、ありがとうございます。基本的には、自宅療養なんてあったらあかんのですよね。病院でしっかり診てもらうのが基本なんで、この制度はあってよし、使わんでほしいという、何かちょっと複雑な思いなんですけれど、でも、何か前回のようなことがあったときには、備えるという意味ではとても大切かなと思いました。ありがとうございます。

まだ油断はできませんが、対応、特にPCR検査については、無症状の人を早期発見して早期治療するという基本を崩さずに行ってほしいなと思います。施設にそういう感染源を持ち込まない、学校にも持ち込まない。そのためには、PCR検査が一番基本になるというか、一番大事なもので、熊取モデルもクラスターが起こってから対応するのではなくて、クラスターが起こる前に活用できるところまで拡充していただけたらありがたいかなと思っております。引き続き、いろんな面で無理言いますが、よろしく願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

次に、女性用トイレに生理用品の設置を求めます。6月議会で女性の健康支援として、整理の貧困について質問いたしました。小・中学校での保健室での対応を答弁いただきましたが、そのときも驚いたんですが、私の子どもの頃と、50年前とあまり変わっていないということで、保健室対応がそのまま続いているんだなということが分かりました。前回の質問後、どのように変わっているのかお聞きします。お願いします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）江川議員の女性用トイレへの生理用品の設置について、6月議会後どのように取り扱っているのかの質問についてご答弁申し上げます。

6月議会でご答弁したとおり、現在も生理用品は保健室に設置しており、児童・生徒が生理用品を求めて来室し、その関わりの中で生理用品の使い方等について保健指導をしたり、体のことや心のことについて相談に乗ったりすることができています。また、相談内容や支援を必要としている児童・生徒について情報共有し、どうサポートしていくのかということも教職員で検討し、対応しております。

生理用品をトイレに設置することで、子どもたちが困ったときにすぐに使うことができる一方、これまで大切にしてきた保健室での関わりが薄れてしまうことが危惧されます。そのようなことから、小・中学生の発達段階を考慮し、児童・生徒との関わりの中で必要な指導や支援を学校全体で行っていくことが重要であると考えています。今般、大阪府から無償で配付された災害用備蓄物資を活用した生理用品を活用し、生理用品をトイレに設置することも考慮しつつ、引き続き保健室での対応を進めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

変わっていないということで、話し合いについてもこれからかなというイメージ、感じが取れたんですけれども、生理用品が府から来た部分はどうしようかなという段階ですね。分かりました。できれば……

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）実は先週、府からその備蓄物資の生理用品が来ました。早速、

今週、各学校に配付のほうしました。全てで520個、20パック、各学校に頂いたわけですが、早速、中学校1校ですけれども、1階の女子トイレに、個室のところですが、設置のほうをしていただきました。当然する中で、学校としてあるいは教育委員会として懸念しているのは、自分で持ってこられる子も、こなくなるんじゃないかなというふうなことも懸念もしております。ただ一方で、困った子がすぐ使えるという利点もありますので、やはり実験的に置いてみて、どのような状況、どのようなニーズがあるのかということ把握していきたいなというふうに思い、今、試行的に今週から置いておるところです。また、そのことについては、保健日より等で子どもたちへの周知も併せてやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。試行的に1校だけ中学校のほうでしていただいていると。ありがとうございます。

なかなかこれは、男性の方には分かりにくい問題だと思うんです。ですが、本当に子どもたちにとってこれが毎月あるということが、やはり心の負担になって、それで、それを隠さなければいけない部分も持ちいの、とても子ども心に初潮を迎えるという動揺と、それを乗り越えなければいけない、それがもう毎月起こるといふことの動揺だとか、いろんな思いをやはり少しでも軽減してあげたいなと。生理用品って結構高いんですね。いろんな種類もあって、1パック500円近くかかってくる。

これに対して、やはり昔は、学校のトイレにトイレットペーパーなかったですよ。もうごっつい昔になるのかな、おかしいな。なかったんですよ。それで、ティッシュと言わないんですよ、ちり紙とハンカチを持って学校へ行くのが基本だったんです。今はそれがさま変わりして、職員もみんな若返ったんやなと思うんですけれども、トイレットペーパーがついている時代ですよ。そういうことを含めて考えれば、いずれは女性の方も気にせずにトイレに行けると。そこで気にせずに対応できるような時代というか、特に女性にそういう苦労しない方がいいものになっていってほしいなということで質問したんですけれども、よそでは、結構もう大分広がってまして、トイレの個室のところへちょっと角っこのところへ三角コーナーをつくって、そこに何枚か入れて置くだとか、手を洗うところへ置いているケースだとかいろんな工夫がされています。

いたずらがあったりとか持って帰ったりするん違うとか、トイレットペーパーでも一緒ですよ、同じようなことがあったわけで。でも、やはりあるということが、どれだけ衛生的で子ども心を傷つけないか、女性の心をね、という部分ではすごく大事なことです。引き続き実験というのか、試してくれているということなんで、その結果を受けながら前向きに考えていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

では、最後の質問に入ります。

最後に、外環状線の渋滞についてお聞きします。

これについては、もういろんな方が問題に思い、ずっと話が出ています。ふだんから渋滞が続いて、私は近くに、小垣内に住んでいるので、ひどいときは五月ヶ丘の信号のところ辺から、もう抜けたらもうすぐ混んでいるんです。とても悪影響を感じています。いろんな議員も、町長も国や府に要望したり、もうみんな分かっていることやのに、何でまた聞くんかと言われるかもしれませんが、議員の仕事は、住民の声を地方議会に届けるというのが仕事なんで、そういう部分でお話を聞いていただけたらなと思います。少しでも早い対策を求めますので、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）それでは、江川議員ご質問の3点目、外環状線の渋滞について答弁申し上げます。

議員ご指摘の国道170号（大阪外環状線）の暫定2車線供用区間に伴います慢性的な交通渋滞が発生している状況につきましては、本町域内において、計画幅員相当の事業用地取得が既に完了し

ていることから、緊急時の迅速な対応及び交通渋滞解消に向け、全線4車線化への早期事業着手について、これまでも大阪府に対し機会あるごとに要望を行ってございます。

具体的には、本年3月に公表されました大阪府都市整備中期計画において、暫定2車線から4車線化への機能強化が示され、令和12年までに条件付の概成、着手と位置づけられました。さらに、本年8月25日には、大阪維新の会及び自由民主党の大阪府議会議員団を通じて、令和4年度大阪府当初予算に対する要望書を提出の上、意見交換を行いましたところ、大阪府からは、現在事業中の大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手することとしており、引き続き大阪岸和田南海線の概成に向け取り組むとともに、4車線化整備の進め方について検討を進めていくと回答をいただいております。

これらの路線につきまして、本町におきましては、大阪府との事業進捗状況の情報共有や協力体制を構築しつつ、引き続き、早期概成に向けた要望を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

岸和田南海線が外環までの延長ということで、そっちの用地買収を今、進めているということで、この完成の見通しというのはいつぐらいになるんでしょうか、難しいですけど。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）大阪岸和田南海線につきましては、これも、この3月に公表されました大阪府都市整備中期計画、こちらにおきまして令和12年度までに概成ということで記載されておりますので、岸和田土木事務所につきましては、その目標に向かって今、鋭意用地買収等に取り組んでいただいているというところでございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）令和12年度ということでしたら、もう10年ぐらい先の話になりますよね。それから、外環の4車線化に着手していくということで理解していいですか。泉州山手線の関係もありましたよね。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）この8月に大阪府の道路整備課等とご協議させていただいたときには、一応、先ほども答弁でお答えしましたとおり、大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するというご答弁をいただきましたので、必ずしも大阪岸和田南海線が完成してから着手ということではなくて、完成の見通しを見極めながら、大阪外環状線の4車線化について、どういう形での区間を整備していくかとかいうようなところを協議して、検討していきたいというふうにご回答いただいているという状況でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

もうちょっと早くしてくれへんのかなというのは非常に切な願いなんですけれど、この質問するきっかけになったのは、渋滞でとても困っているんだという話をよく聞くんです。もちろん皆さんも同じだと思うんですけども、その付近には幼稚園もあるし、送迎の時間帯と重なったりするんです、やっぱり。忙しいときに渋滞する、みんな仕事の帰りだとか時間が合ってしまうので、そういうふうになってしまうんですけども、送迎のときだとか、あと、地元の人には抜け道知っているんで、外環できるだけ避けて通っているわと、気軽にみんな言うているんですけど、もう曲がったときに渋滞に遭ってしまったら、もう仕方ないな、次の抜け道までちょっと待ってよかという感じで並んでいると。

そんなんで、結構その周辺の店舗は避けているらしい、食べに行くのも買物に行くのも、ちょっと渋滞のところは避けていると。ある人は、むか新まで買物行くのに、車より歩いているほうが早かったわと、ちょっと抜かれたらまた追いつくし、ほんまに大変やなど。駅まで時間がかかるんで

ちょっと早めに、10分ぐらい早めに行かへんかったら電車で遅れるとか。もう本当にここは非常に住みにくい、通りにくい道だなということは深刻だなと、皆さん思っています。これがまた、10年もたつんかというたら、もう、わしおれへんとか、もう生きている間にやっておいてほしいんやけどなとか、そんな意見もあつたりで、とてもつらいなというふうに話を聞いていて思ったんです。

町長のタウンミーティングのときは、何かすぐできるような印象やったんやというて、とても府とつながっているからすぐできるんやなど、そのときすごく喜んだとかいう意見も聞いてしまって、そんなふうな感想も出てくるんやなどと思って、でも道路のことやから、そこはとても難しいかなという話になったんですけれども、外環の4車線化の用地買収は終わっているということで、私が見る限りは、やっぱり橋の問題やと思うんです。2か所、橋がありますよね。見出川大橋、これが結構距離が長くて、下部、橋脚の下の部分もできていなくて、上部をぼんと乗せる状態ではないんです、まだね。だから、これ、基礎工事も含めて結構時間がかかるん違うかなと思います。見出川大橋、まずここを着工してほしいなど。

それから、小垣内橋です、次。小垣内橋は下部ができています。できていて、これはもう30年ぐらい放置しているんです、もうちょっとたっているのかな。下部あるんです。上部だけ乗せるような段取りまで進んでいたのが途中で止まっている状態で、あの下部の部分は、30年もあのまま放置やったので、使えるのかなというぐらいのものになってしまっているん違うかなと思うんですけれども、まずは、橋を着工してもらえたら、結構後は、もう用地買収できているのですぐにできるん違うかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）外環状線の4車化に向けてということで、議員ご指摘のとおり、大きく貝塚市の境界までいきますと、2か所橋がございます。今回の都市整備中期計画の中におきましても、着手の条件といたしまして記載されておりますのが、4車線化の機能強化方策や効果的な着手区間、箇所設定について関係機関と合意形成を図るというような条件が、中期計画の中で記載されております。

今回の外環状線につきましても、過去、熊取町の議会のほうから、平成30年に大阪府のほうへ要望活動をした際には、大阪岸和田南海線から泉州山手線の間を優先的に4車化していただけないかというような要望活動を行っている聞いております。今回、今ご質問の中でございました2か所の橋は、多分、泉州山手線から貝塚市の境界の区間の橋梁になってくるかと思っておりますので、できるだけ早期に4車線化を、区間を全線一遍となるとなかなかやっぱり事業費も大きくなりますし、事業期間も長くなるということで、やはり大阪岸和田南海線から、まだ泉州山手線が見えていませんけれども、そのあたりを重点的にやっていくのが効果的なのかなというような思いではおるんですけれども、そのあたりはまた大阪府のほうと、どういう形で事業をやっていったら効果的に4車線化進めていけるかというところを協議していくんだなと思っております。

先ほど、過去に造られた橋ということでご質問もあったんですけれども、今まさに和泉市のほうで、国道480号から企業団地の間、今、4車線化の工事されております。あそこにも昔造った、当時、4車線の最初の計画の造られた古い橋台がありまして、あれなんかは今の現状での耐震の設計をやり直しまして、補強して再利用されているというふうに聞いておりますので、現地の状況がちょっと今回のこの熊取町域の橋台下部がどんな状況かは、まだ現場で確認が必要だと思いますけれども、可能であれば、そういう形で耐震補強しながら再利用していくというような活用が考えられるとは思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

今のお話でしたら、平成30年に坂上巳生男議長のときに、大阪府へ要望行ったときには、岸南線から泉州山手線の間だけの4車線化という話だったと思うんですけれども、今私が住んでいるのは、

南海熊取南の交差点の近くなんです。もうそこからも混んでいるんです。右側見たら、橋の途中からも混んでいるんです、見出川大橋から。ということは、名前がない交差点、伸栄と五月ヶ丘に行くあの信号機のところの手前で1車線になるんで、どうしてもその辺から絞られて、混んでくる状態を日々見るんです。そうじゃないという首をかしげた方もおられますけれども、そういう時間帯もあるんです。はい、ずっとじゃないよ、もちろんずっとじゃない。そういう時間帯もあるということを理解した上で、早く4車線化してもらえれば、逃げ道もつくれるということで、ということで質問させていただきました。

言っても10年後の話、今の岸和田南海線から泉州山手線までの4車線化にしても、10年超えての後の話やから、20年先になるのかなと。ずっとその間我慢せなあかんのかなというのがとてもつらいなという思いでいっぱいです。何か答弁ありましたら。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ありがとうございます。議員おっしゃっていただいたように、常時ではなくてそういうときがあるというのは、十分私も認識しております。

議員ご存じのとおり、冒頭でもおっしゃっていただきましたが、これまでも事あるたびに要望をした結果、ようやくですけれどもこの3月に、府の中期計画に位置づけられた。これは、実質担保されたというところで、これ、非常に大きな成果の一つであったと。

ただ、これはこれとして、次のステップに進んでいかなければならないという、これはおっしゃるとおり、現状の渋滞状況を踏まえた上で、また、理事も申し上げたとおり一定、用地買収が終了しているというようなところも含めて、引き続きやっぱり強く要望していくことというところで、また、積極的に要望していくことで事業の少しでも前倒しが可能になるようにということで、努力していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）じゃ、どうぞよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

（「14時56分」から「15時14分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中豊一議員。

1番（田中豊一君）議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の12月議会で、私のほうからは大きく2点質問させていただきます。

まず1点、熊取町内の交通安全対策についてでございます。

その中の1つ目として、私の地域も影響があります大阪体育大学並びに浪商高校の自転車通学マナーについてでございます。

7月と10月に府道泉佐野打田線上で起きた歩行者に対する自転車事故について、その内容、それからどういう状況であったかというのを、分かっていたら報告願います。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問の熊取町内の交通安全対策についての1点目、大阪体育大学と浪商高校の自転車通学マナーについての7月と10月に府道泉佐野打田線で起きた対歩行者との自転車事故について答弁申し上げます。

ご質問の7月の事故につきましては、本年7月11日午前7時頃、府道泉佐野打田線の町道朝代和田大宮線との交差点から北側に約100メートルの地点で、浪商高校の生徒が学校方向に自転車で歩道を走行中、前方不注意により歩行者に後ろから衝突したものでございます。事故後、当該生徒が

消防署と学校へ連絡し、被害者は救急車において搬送されたものですが、教員が現場対応し、相手のご家族と連絡先を交換して、対処したとのことでございます。

10月の事故につきましては、本年10月1日午後7時頃、府道泉佐野打田線と町道五門山原線との交差点において、浪商高校の生徒が自転車で駅方向に青信号で車道を直進した際、歩道から出てきた歩行者と接触したもので、事故後、当該生徒が警察と学校に連絡した後、教員も立会いの下、警察との現場検証を行ったとのこと。被害者に大きなけがはなく、現場検証に立ち会われた後、病院に行くことなく帰宅されたとのことございました。

これらの事故後、当該生徒への生徒指導を浪商高校が行うとともに、コロナ禍であることを踏まえ、校内放送での交通指導、注意喚起を行ったとのことございました。また、町におきましても、通学安全指導の強化を同校に申し入れたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）私が、その事故については両方ともちょうど目にしまして、特に1件目の7月は、これ決算のときにもちょっとお話しさせていただいたんですけども、子どもの見守り活動で出ていくときにそういう事故があったみたいで、私も急いでいたので、帰ってから、まだそういうふうな対応されていたという現場を見させてもらって、先ほど報告のあった生徒指導の先生ともお話をさせていただきました。

その後、10月6日に、私は浪商高校と、それから大阪体育大学に事前に申出をして、お話をさせていただきに行ったところです。それによると、現在、自転車が、大学では1,108台、高校では640台、中学では69台、トータルで1,717台の自転車の通行許可を出していると。どれだけ乗っているかというのは、ちょっと高校、大学でも不明だということですけども、ほぼ利用されているだろうと。バイクについては、1,501台の許可があるそうなんですけれど、こっちはほうは法律に基づいて警察が取締りをしますんで、これは任せるとして、生活の中での先ほどの事故、歩道を歩いている女性の高齢者の方に対して、後ろから自転車で当てるという、普通だったら考えにくいような事故が起こっているのが状況です。この短い間に2件がありまして、いずれも人身事故と言われる事故であると思います。

これで、以前にも私もこの問題については取り上げたんですけども、安全対策については、高校、大学並びに熊取町、泉佐野署でいろいろ対応していただいているようなんですけども、それについて簡単で結構ですので、以前と大きく変わらないと思いますので、報告いただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問2点目の答弁ということで、住民の安全を守るための自転車事故防止への取組についての1点目、交通安全対策の学校、泉佐野警察署、町の取組について答弁申し上げます。

浪商学園、泉佐野警察、町が構成員の一員である熊取町交通事故をなくす運動推進本部による春・秋の全国交通安全運動期間中での交通安全街頭キャンペーン等のほかに、浪商学園、泉佐野警察、町の3者によるマナーアップ作戦連絡会において、定期的に会議を開催し、情報共有を図るとともに、マナーアップキャンペーンとして朝の通学時間帯に、6月から7月の間で3回、10月から12月の間で5回、府道泉佐野打田線での交通安全啓発街頭指導を実施しているところでございます。

また、浪商高校においては、自転車マナーについて映像による交通安全教育を実施し、交通事故、交通違反防止に努めているとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）一定の努力はされているようですけども、私の高校、大学を訪問しての印象としましては、高校、中学校については、登下校も学校の指導の内容だということで、交差点で先生方が立っていただいたり、定期的にいろいろ交差点指導されているというのも目にしますので、今回

事故は両方とも高校生やっただけですけれども、大学生の場合は、どうしてもやっぱり今コロナでちょっと集団で集まりができないというようなこともありまして、今のところ指導内容は、リモートでやったりとか、大きな部屋でやることできないということで、少クラブのほうにお願いしたりとかというようなことを聞いています。

今後なんですけれども、やっぱり交通事故が起こった場合、自転車で当たったほうも、当たられたほうも不幸ですので、これはないのが一番いいので、やはりマナーをちゃんと守ってもらおうと。前で歩道を歩いておっても、やっぱりちょっとゆっくり行ってもらったりとか、車道のほうに行ってもらったりとか、そういうふうな法律になっていると思うんですけれども、そういうことが十分できていないから、こういうような事故が起こるんじゃないかと。

特に、2番目なんですけれども、信号無視、それから夜間の無灯火運転の実態、私、毎日見えますので、恐らく町の担当者より目にすると思うんですけれども、東和苑の田中石油のある複雑交差点、あそこはやはり横からも車が出てきますので、必ず住友電工前の横断歩道のところには止まっています。ところが、ほかの交差点はほとんど赤でも信号無視で、これは帰りが下り坂ということもあって、そういうふうになっているかも分かりませんが、この中で特に朝代信号と言われている私の家から100メートルぐらいちょっと山手のほうの、ここは昔の第3保育所から下りてくるところの道のところが、両方とも見通しが利かないので、ここで過去には、おばあさんが交通事故に遭って、骨折するというようなことも現実ありましたし、こういうところ、どうにかならないのかなというふうなことで、これは、信号無視は絶対あかんのですけれども、より大きな事故になる確率が高いということで、これについて何か対策、何か考えておられたら教えてください。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）信号無視や夜間の無灯火運転の実態と対策につきましては、信号無視や夜間の無灯火運転の実態は詳細には把握してございませんが、時折そのような苦情をお聞きしており、先ほど答弁させていただいたとおり、浪商高校では、全生徒を対象に映像による交通安全教育を実施するとともに、夜間の帰宅となるクラブ加入生徒には、ライトの点灯等の安全確認を年2回実施されているとのことでございます。

また、大学におきましても、今年から自転車、バイクを対象にライトの点灯、登録シールの確認等、整備不良車両等を確認し、整備不良車両については順次修理の確認までも行い、交通事故を未然に防ぐための方策を実施しているとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）マナーの向上の努力はお願いしたいと思っておりますけれども、先日も、泉佐野署の交通活動とちょっと接する機会がありまして、佐野署にもやっぱり直接こういう苦情が入ると。特にやっぱり信号無視と無灯火だということで聞いています。取締りとかお願いできますかということだったら、対応は町の交通の担当のほうとも調整してやっていきたいということなんで、私もこの質問する前に、実は、朝代区長とも相談させていただいて、どうかなという話なんですけれども、地元の住民は、もうちょっと諦めているというようなことを感想として言われていましたけれども、実際、佐野署のほうが取締りに向けてくれるということであれば、地元自治会のほうも協力することなんで、その点については考え方を教えてください。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）先ほどの質問なんですけれども、泉佐野署に確認しましたところ、取締りについては、直接定期的な違反取締りについては特に行っていないが、悪質な特定されたものについては、要望があれば実施するということが可能だということ聞いておりますので、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）地元区長と連携して、要望等でお願ひする場合もあるかも知れませんので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それで、あと、対策として、先日もこの朝代信号のところの防犯カメラ等について、いろいろ防犯の担当の危機管理課でちょっと調べさせていただいたんですけども、防犯カメラはついてるんですけども、何か交差点全体が見えるような、信号無視が特定できるようなそういうものではなくて、今のカメラの位置やったら、そういうのはあまり意味はないですよということをちょっと言われています。例えば将来、なかなか我々の手の及ぶところではないんですけども、佐野署等から要請があれば、そういうカメラを設置して、それを交通安全のために情報提供するという、そういう考え方はないか、教えていただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）まず、危険交差点での防犯カメラの設置につきましては、泉佐野警察に確認しましたところ、危険交差点での防犯カメラの設置については、主に国道26号などの幹線道路の数か所に交差点カメラが設置してあるものの、交差点カメラを利用してのそういう取締りを行っておるものではなく、事件や事故等の検証に活用しているとのことでした。

議員、防犯カメラの活用というところもご指摘ございましたので、今後、町内に設置しております街頭防犯カメラの中で、そういう交通事故予防等にも関わるような位置の選定については、危機管理課と協議をしながら設置していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）なかなか難しいような感じなんですけれど、また佐野署とも話もさせていただいて、また調整できればよろしくお願ひしたいと思います。

それから、交通安全の3点目に移らせていただきますけれども、通学路の安全対策（久保交差点）の改善についてを質問させていただきます。

今年の7月9日に、泉佐野署をはじめ5者、これは教育委員会、それから東小学校、それと初めてということで泉佐野署、道路の担当課、府議会議員と関係議員が3人と、現場を立会いさせていただいて、泉佐野署にいろいろ要望させていただいたところなんですけれども、将来、今道路網計画をいろいろ頑張ってもらっていただいていますので、そういう中でいろいろ検討いただくことになるかも知れませんけれども、ここは、今の状況でしたら変則六差路ですか、これはなかなか信号がつけられるような状況にないということで泉佐野署から聞いています。今後、その道路網計画を受けて、熊取町の中でも一番、通学路で110人ほどの子どもがこの横断歩道を現在は渡るように登下校でなっていますので、ここの安全対策について、将来のことも含めてロードマップというか計画の考え方があれば、教えていただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問3点目、通学路の安全対策（久保交差点）の改善についての1点目、信号機設置などの抜本的な改修に向けてのロードマップについて答弁申し上げます。

ご質問の町道五門久保小谷線と町道久保高田線の交差点における通学路の安全対策につきましては、通学路等交通安全プログラムにおいて、対策必要箇所として位置づけられ、また、議員ご指摘の熊取町第2次道路整備計画でも、通学路における信号機のない幹線道路の横断箇所としての交差点改良の必要な計画交差点と位置づけられてございます。

これまでも、路側帯やゼブラゾーンの標示変更、町道久保高田線の時速30キロの速度規制、路側帯のカラー化並びに当該交差点及びその前後への交差点注意の路面標示のカラー化や啓発看板の設置、横断歩道手前をベンガラ色のしま模様カラー化して注意喚起するなど、交通安全対策に取り組んできたところであり、今年度におきましては、ご質問にもあります本年7月9日に泉佐野警察

はじめ関係者と立会いを行い、現状を把握するとともに、泉佐野警察と協議の上、横断歩道手前での車両の減速と一時停止を促す対策として、8月23日に横断歩道付近に視線誘導標を設置し、安全対策を講じたところでございます。

なお、今年度策定作業中の熊取町第3次道路整備計画において、改めて交差点改良の優先度が高い位置づけとなった後は、交差点の予備設計をはじめ、関係各機関と協議、調整を図るなど、交差点改良について検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）現在、道路網計画や道路網計画の中での交差点改良については、計画中的というか、策定中ということなんで、その内容については道路網計画、交差点改良計画が策定された後に詳しく聞かせていただきたいなと思いますけれども、この点は、ここの久保交差については、長年の課題になっておまして、以前は東保育所の下の信号をつけるのに、用地買収とか私も関わりましたんですけども、いろいろ懸案の課題だったものが解決して、もう残っているのはこういうところかなというようなところなんで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それで、先ほど理事からも説明がありましたけれども、立会いさせただいて、今までなかなか動かなかった泉佐野署が、横断歩道にポストコーンの設置を8月23日にしていただいたと。一歩進んで、地域の方も少し注目してくれているんだなというふうな認識を持っていただいていると聞いておりますので、やっぱり今後は、さらに大きな改良を得るまでの間、何らかの対応はお願いしたいと思います。

そこで、私、資料でちょうど配らせていただいた産経新聞の記事があるんですけども、これはもう以前にも話題になっております京都府の亀岡市の事例で、大学生が考案して、トリックアートによる横断歩道が設置されたと。大阪府下ではないんで、なかなか難しいなという話も聞いておるんですけども、その後、道路課のほうでも大阪府下での事例ということで、いろいろな事例の報告をいただいております。泉南市における信号機のない横断歩道での色づけされた交差点の標示であるとか、それから泉佐野市の事例、それと寝屋川市の事例とかが、いずれも佐野署を通じて府警本部とも調整していただいたんですけども、何かモデルケースでなかなか熊取町ではしにくいような回答を得ているんです。

トリックアートについて、次の資料で、実は大阪維新の会の府議団のほうからお願いしまして、なかなか警察のほうでも方針が出ないということだったので、考え方を、一般質問を府議会のほうでしていただきました。それが資料の2です。9月の定例会の前半にさせていただいて、それで結論は、道路管理者、うちの場合やったら熊取町です、そちらと所管の警察のほうで調整をして、必要であればトリックアート、それに近いような標示についても、実施するかしないかというのはちょっと微妙な答弁なんですけれども、必要であれば設置する方向だということをお答得ているんですけども、この情報も佐野署に届いていなかったんで、町のほうへ提供して、佐野署のほうにも届けさせてもらったところなんですけれども、その後の展開がどうなっているか、ちょっと教えていただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問の2点目、横断歩道事故をだまし絵で防ぐ取組の進捗について答弁申し上げます。

だまし絵の横断歩道は、路面標示により、走行車両側から立体的に見える横断歩道で、視覚的効果から車両速度の減速を促すものでございまして、近年試験的に近隣府県で設置され始めたものでございます。しかしながら、府内において設置実績はなく、議員ご質問の中で説明いただきました本年10月の大阪府議会におきまして、だまし絵を用いた路面標示に対する設置の考え方についての一般質問があり、大阪府警察本部長より、道路管理者とその効果や及ぼす影響等を個別に判断しながら、個別に協議を進めていくとの答弁がなされたところでございます。

この答弁内容やこれまでの協議経過を踏まえ、改めて泉佐野警察と、久保交差点における現地に
応じた安全対策について協議を再開したところでございます。今後も引き続き、久保交差点の安全
対策について検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）個別の泉佐野署との交渉についてはお任せしますが、我々、道路管理者でも
ないんで。ただ、やっぱり町のほうも泉佐野署に対して、地域の要望が高いということで、そうい
う姿勢で取り組んでいただきたいなということで、また、我々議員のほうからも、また関係機関か
ら、この点についてはまたプッシュさせていただいて、できるだけ形になればありがたいと思
っておりますので、抜本的な計画とかができるまでの間、やっぱりこういう取組を幾つか対応して、
地域の人や子どもたち、また保護者の方に注目して努力を町もしているんだというようなこと
を、やっている交通安全対策としてのことをアピールさせていただいて、子どもたちの事故が未然に
防げるように努力をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

2 目ですけれども、文化財保護と活用計画についてを質問させていただきます。

以前に、これは令和2年の3月議会に、私が文化財保護法の改正に基づいて、大阪府が文化財の
保存活用の大綱を作成したと。ちょうど4月ですか、大阪府の文化財保護課がその大綱の説明をし
て、各市町村取り組んでくださいよと、文化庁はこういう考え方ですよと、今後の文化財保護や活
用、また地域の観光等についてこういうふうな支援をしますよという説明があったところなんです
けれども、たしかそこには、担当者が1人行かれたと聞いているんですけども、その後、本年の
7月16日に、令和2年度に申請を行った全国での135市町村のうち、24の市町の保存活用計画が文
化審議会から認定されまして、指定を受けたわけです。そのうち、お隣の泉佐野市が認定されて、
9月の泉佐野議会に報告されたと聞いております。

まず、私が2年の3月に質問した以降、本町の文化財保存活用計画にどう取り組んだか報告いた
だけますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、文化財保護と活用計画について、1 点目、文化財保存
活用地域計画にどう取り組んだかについて答弁申し上げます。

文化財保存活用地域計画につきましては、平成31年4月の文化財保護法の改正により、市町村は
都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存、活用に関する総合的な計画を作成し、国（文化庁）の認
定を申請できると定められたものであり、現在、大阪府内では、先般7月16日に認定された泉佐野
市のほか、昨年認定を受けている河内長野市の2 団体であり、全国的には47 団体が策定し、認定を
受けているという状況でございます。

本町におきましても、文化財保存活用地域計画の策定に向け取組を進めてまいりたいと考えてお
り、本計画策定に際して、まずは町内の指定、未指定を問わず、文化財の総合的な把握が必要なこ
とから、現在、文化財のリストアップを行い、各種調査資料の再整理に取り組んでおり、今後、そ
れらに関連文化財群として、それぞれの特徴に基づくテーマやストーリーに沿って取りまとめを行
っていこうと考えているところでございます。

また、策定に際しましては、関係団体をはじめ議員皆様方にもご意見を伺いながら進めてまい
りたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）何かやっていただけるとのお話いただいたんで、今後よろしくお願ひしたいと思
いますけれども、前回の答弁では、必要性は感じると、周辺の自治体の動向を注視して、住民に有
益な策定になるように検討するという事なんで、今日は一步踏み込んでいただいて、計画のため
の基礎調査を今後始めるんだというようなことの答弁だったと、今、思うんですけども、実は、

令和4年度のこの地域計画のための文化芸術振興費補助金というのがありまして、12月22日のお昼がこれの申請の締切りになっています。

私が得た情報では、隣の貝塚市がこの補助金の申請をするというふうに聞いています。令和2年度の申請のときには泉佐野市が手を挙げて、当時、大阪府下では泉佐野市はじめ八尾市、それから高槻市、交野市、大阪狭山市の5団体が手を挙げて、泉佐野市は補助金を71万9,000円、大分資料は調べていたみたいなので、これ、令和3年度の申請とその後の採択された一覧表が文化庁のホームページに出ていますので、確認いただいたらいいと思うんですけども、貝塚市もいよいよやるんだというようなことを聞いていますので、うちは、私前回質問してから、1歩も2歩も多分遅れているような感じを受けていますので、しっかりお願いしたいなと思っております。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

国の登録文化財、熊取町はゼロ件ですが、貝塚市、泉佐野市、これは近隣ということで、件数内容の資料を示し、熊取町になぜゼロ件か教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の2点目、なぜ熊取町は国の登録文化財がゼロ件なのかについて答弁申し上げます。

国の登録文化財につきましては、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録する制度で、平成8年に創設され、平成17年には文化財保護法の改正により、美術工芸品や有形民俗文化財、記念物などについても登録制度が設けられたところでございます。

議員ご指摘のとおり、本町におきましては登録はゼロ件でございますが、その理由につきましては、本制度の登録が所有者からの届出制であり、本制度の周知ができていなかったこと、また、町としても登録に値するであろう文化財の状況把握ができていなかったことなどが原因ではないかと考えております。こうしたことを踏まえ、先ほどのご質問で答弁させていただきましたとおり、文化財を総合的に把握するためのリストアップを行う中で、建造物や美術工芸品、有形民俗文化財、記念物のみならず、文化財全般につきまして把握を行い、本制度の周知も図りつつ、所有者のご意向も伺いながら登録を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）これ、実は登録文化財、文化財保護法の改正があった頃には、1年ぐらいですぐに登録認定されたんですけども、今はやっぱり1件で3年ぐらいかかると。ちょっと垣根が高くなって、指定しにくくなっていると聞いていますので、その点は担当者の人はご存じやと思うんですけども、やっぱり機会を逸せらんと、日常業務に励んでいただきたいなと思っております。

リストアップですけども、担当者の人はもうどこに何あるかというのは大体よくご存じやと思うし、町が持っている文化財というんかそれもありますので、そのあたり、1年に何件もというわけでもなくて、やっぱり一件ずつ積み上げていかないと。ただ、建造物とか、例えば仏像とかというのは、個人の所有のものが多いので、なかなか難しいと思うんですけども、その点については……

議長（二見裕子君）しばらく休憩いたします。

（「15時52分」から「15時53分」まで休憩）

議長（二見裕子君）再開いたします。

田中豊一議員。

1番（田中豊一君）一度にじゃなくても、そのリストができなくてできないというわけじゃないんで、これについては。総合計画の保存活用計画のほうはリストが必要ですけども、この点についてはちょっと分けて考えていただいて、頂いている資料を見せていただいても、泉南市や阪南市も登録

を認定されていますので、これやっばり毎年の積み上げですので、その点お願いしたいと思います。

それと、次ですけれども、熊取町の指定文化財、これは文化財保存条例に基づいての指定物件ですけれども、最近5年間の指定件数、内容を教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）ご質問の3点目、熊取町指定文化財の最近5年間の指定件数、内容について答弁申し上げます。

熊取町指定文化財につきましては、平成5年に文化財保護条例及び規則、そして文化財保護審議会条例を施行し、平成8年から文化財の指定を行い、現在10件の指定がございますが、ここ5年間につきましては指定はございません。しかしながら、平成30年度の文化財保護審議会におきまして、指定が考えられる文化財の候補をお示しさせていただき、そのうちの1件と、その後の調査により指定が考えられる1件、計2件について、現在、町指定に向けて資料の取りまとめ、調整を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）5年前じゃないですけれども、それより少し前に追加指定をされている件数が2件ほどありましたですけれども、そんなんでも1点ずつ、やっばり年に1回か2回は文化財保護審議会をやっているわけですので、やっばり積み上げていくということが大事なかなと思いますので。

先ほどの計画の話に戻りますけれども、この登録文化財とか、それから町指定の文化財について、やはり保存活用計画がなければ、補助金だとか補助金の上乗せとかそういうことがありませんので、それはもうよくご存じやと思うんですけれども、やはり基本的なものなので、やっばりそれ、行政としてはしっかり、教育委員会の生涯学習以外はどこもしませんので、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、そのあたり心意気、ちょっとお願いします。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今、議員おっしゃられましたとおり、平成30年度から国におきまして、新規に地域文化財総合活用推進事業として、地域計画の策定を前提といたしまして、当該計画に基づき市区町村が自ら行う事業、そうしたものや所有者等に対して、市区町村が経費を補助する事業につきまして、補助対象経費の50%を補助するという事業が創設されております。こうしたところ、今、議員おっしゃられたところもございまして、やはりそうした制度を有効に活用するために、ご質問いただいた1番でございまして、文化財保存活用地域計画についてできるだけ早い段階で策定していきたいと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。しっかりお願いします。

今までのやり取りを聞いていただいて、文化庁も文化財保護法の改正に基づいて、文化財の保存活用という意味で、観光という意味も十分意味をする。担当者には、特別調査官に観光分野の担当の人も入れておりますので、これは毎年講演とかやっていて、そういうのホームページにも出ていますので、これについて、また、町のアイデンティティーの観点から、文化財行政の考え方を教育長のほうからお聞かせ願えますか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）文化財行政の考え方ということですが、先ほど議員お示しのように、国のほうでは平成28年度だと思っておりますが、文化財活用・理解促進戦略プログラム2020というのが文化庁のほうで策定されております。その中で、有形・無形の文化財は地域の誇りであるとともに、観光振興に欠かせない貴重な資源であると、そういうふう定義されております。ほかの国の観光ビジョン等におきましても、文化財を地域の経済活性化、観光振興に資するものと位置づけており、その重要性が認識されているところでございます。

このように文化財は、保存と活用の両立を前提として、修理等の保存措置の実施を行いつつ、そ

の一方で、文化財を次世代に確実に継承していくため、その大切さを多くの方々に伝えていくことが不可欠であることから、文化財の活用と観光資源としての利用促進が必要であり、ひいてはまちづくりにつながるものであると考えております。

本町におきましても、今後の文化財行政につきまして、こういう国の考え方も踏まえまして、第4次熊取町総合計画に基づきまして、地域の住民の皆様、関係団体など多様な関係者のご協力を得ながら、歴史や文化など地域の幅広い資源を最大限に活用し、ここでしかできない、味わえない体験機会を提供するなどの事業展開を考えていくとともに、関係部局との連携を図りながら進めていくことが大切であると考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。

今日は質問させていただいたよかったなと考えております、前向きな姿勢で。ただ、口で言うより実際やっていくというのは難しいことなんで、すぐ取り組まなアカンこと、それと、もっと計画的に積み上げてやっぱり対応していくこと、また、単費でなくて国の助成金をもらいながらやっていくというようなことを念頭に、今後は対応していただきたいなど。

私も観光協会の教育ガイド部会というので、あちこち住民の方や他市から来られた方と案内で回るんですけども、やっぱりまちづくりの観点から、文化財とか地域のそういう生活、風習、それから文化財に当たるのか、生活に当たるのか、ため池だとか雨山だとか、そういうようなことがやっぱりまちのアイデンティティーに非常に影響があるということなんで、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、ちょっと聞きそびれたんですけども、今後、雨山の土丸・雨山城の泉佐野市との連携についても、泉佐野市はもう準備万端だというふうに言っていますので、その点についても、今後、取組をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。また、機会があれば質問させていただきますので、今日はどうもありがとうございました。

議長（二見裕子君）飛んでいますけれども、よろしいんですか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）はい、いいです。

議長（二見裕子君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、文野議員。

5 番（文野慎治君）すみません、それでは、本日の最終バッターということで、あとしばらくよろしくお願ひをいたします。

今回、大きな2点を質問項目で通告をさせていただいております。

まず、普通河川雨山川災害復旧事業に関する検証委員会からの提言を受けて、今後の町の対応についてということが大きな柱で1点目を質問させていただきます。

この問題は、もう長年にわたりの状況で、何度かいろんな会議の中でも質問なり提言なり行わせていただいております。最終的に議会として、資料につけておりますように令和3年3月31日、矢野議長のとときに、この工事、町発注工事等の設計、入札、施工等に関する要望という形で、理事者側の皆さん方に、町長宛てに出させていただきました。

平成30年7月の豪雨により、本町美熊台地区の雨山川の法面が一部崩壊という災害が発生、復旧工事は約2年を要し、令和3年2月に工期を迎えることになった。この復旧工事について、住民の声・くまとりから、令和2年11月27日付で町議会宛てに問題提議がされた。議会内での検討の結果、下記の項目について要望いたしますと。こういうことで要望を出しました。このときの要望の中身は5点まで、今日の質問は4点になっているんですが、要望書の4点目が、まさにこの復旧工事の検証について、担当課だけでなく、本町の実情も把握している外部専門家の方などにも参画していただき、問題点の検証をしっかりと行っていただきたい。また、検証結果については、議会に報告していただきたい。こういうことで、もうそれこそ検証委員会をやっていただきました。

日程的に言えば、令和3年6月3日が第1回、7月7日が第2回、そして第3回、10月25日、こ

の3回この議場でやっていただきました。傍聴もできるということで、我々議員であつたり住民の方であつたり、また、災害被害を受けられた美熊の上の庭が崩れたという、今まだその現状は変わっていないんですけれども、そういうご家族も熱心に3回とも来ていただいておりました。

議会に対して、せんだってこの提言に基づいて報告がされました。こういう形で2枚にわたって、この専門委員会の中から提言として、いろんな項目を町に対してまとめていただいて、それについて今後どうしていくんだということについてまとめましたよということでも聞かせていただいております。

今日の質問なんですけれども、提言書に基づいた項目で担当課でこういう形でまとめていただいた形が、町のこの検証委員会の結論で、その提言を受けて、今後どうしますということだということも理解しているんですけれども、冒頭申し上げました3月31日付で出させていただいた議会からの要望に対して、この質問の場を通じて、まず確認をしていきたいなという意図で、今回1点目、この問題を上げさせていただいています。通告に従って、設計などについて答弁をお願いしますでしょうか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、ご質問の普通河川雨山川災害復旧事業に関する検証委員会からの提言を受けて、今後の町の対応について、11月19日の議員全員協議会で説明しました内容と重複する部分もございますが、答弁申し上げます。

まず、1点目の設計などについて、令和3年3月31日付、町議会議長からの要望への対応につきましては、設計書を作成する前の調査段階から、都市整備部の設計委託審査会に加え、外部の専門的知識を有する技術者の意見が聞ける仕組みを2点検討してございます。

1つは、調査設計時及び工事施工時の監理業務の委託を検討していくものでございます。もう一つは、町で発生事例がない災害復旧事業や隣接家屋への影響が予想される大規模な掘削が必要となる工事など、初期での専門家の判断を仰ぐことが、次に起こる事象の未然防止、規模の縮小につながることから、専門的で高度な知識を有する団体と復旧支援及び予防対策に必要な協定締結に向け、今回の検証委員会委員の所属されている一般社団法人地盤品質判定士会様と調整を行っているところでございます。

これらの方策により、今まで以上に適正で安全な施工や業務委託に努めてまいります。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

そしたら、入札制度も、2番目も一緒にお願いできますでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、文野議員からのご質問の普通河川雨山川災害復旧事業に関する検証委員会からの提言を受けて、今後の町の対応についての2点目、入札制度の改善について答弁します。

本年3月31日付、熊取町議会議長からの町発注工事等の設計、入札、施工等に関する要望における入札制度の改善についての内容につきましては、入札参加有資格者の管理として、下請、孫請業者を含めた実力調査及び実態調査と、入札制度については常に検証を行い、時代に即した最善の制度に改正されたいとの要望を受けております。

入札参加有資格者の管理としましては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の総合評定値をもって等級別に区分しております。この経審は、企業の完成工事高、財務状況、技術者数、社会貢献度などの項目を数値化し、総合的に評定するものであり、公共工事を直接請け負うためには必要となるもので、元請業者を客観的に評価する指標として今後も活用してまいります。

また、入札制度につきましては、今後においても常に検証を行い、競争性、透明性、公平性を確保した上、よりよい制度の構築に努めてまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）そしたら、今、1点目と2点目、ちょっと一緒に再質問させていただきたいと思います。

冒頭言うたように、検証委員会があって、専門家の委員の方の検証を受けたんですよね。今後こうしましょうよというような形で、今回は、本当に熊取町始まって以来のやったことのないような大工事で、しかも災害であったということで、本当に当初の皆さん方の仕事の多忙さというのは、察して余りあるんですけど、その中で、結局は当初の設計あるいは当初の予算、入札の予算、そういうことで工事が完了できない。さらに、悪化した、崩れたりそういうような状況が起きたことが、現実起こったわけなんですよ。

それで、今、1点目のご答弁の中でもあったように、今後、熊取町の手に負えないようなところについては、もっと大きなところに委託をできるんやと、していくんだというような形だといえど、そういうことなんですけれど、そしたら、今回の、検証だから今後に向けてはそれでいいんだけど、そしたら、この間の1億円あった財源予算が2億円になって、工期が延びて、住民に被害が起きて、そのときの判断についての責任の所在ということについては、今後については検証委員会でやっていただいた。何でその提言が出たかいうたら、やった対応がまずかったという点も、当然議論の中では指摘されていましたよね。

そういう状況の中で言えば、測量や設計の委託と、施工の業者の選定の問題はどうやったんか、どう町として考えているのか。あるいは施工日程が延期され、さらに長引いた原因は何やったんだろうとか、契約修正と追加、契約金額の引上げを繰り返した要因は何やったんかと。そういうふうな問題が、発注責任者の熊取町としての管理及びチェック能力が欠如していたということを認めなければ、次へ僕はいけないと思うんです。

ですから、提言を受けて、そのとおりの体制でやっていきますというのはいいんですけども、現実、検証委員会をつくらなければいけなかったこの発生した事案に対して、その間のお金も使い、時間も使い、皆さん方も一生懸命仕事をしたのは分かるけれども、どこかでそういう間違っただけの選択があったん違うかということについて、やはり今のこの時点で次へいくに当たって、今回のここはやっぱり提言の裏返しはまずかったんやから、ここはまずかったという答弁がやっぱりあってしかるべき違うんかなと、僕はそう思うんです。そういう観点からお答えはどうですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）検証委員会の委員の皆様からも、ご助言とかご指導あったように、どうしても災害ですので、短い期間の間に設計をしていかなあかん、現場を進めていかなあかんというところがございます。今回、現場を早く進めていって、工事を完了しなくてはいけない考え方と、一旦冷静になって安全性なり、このせめぎ合いのところ、いろいろ現場のほうは次に起こる事象に対応するのに時間がかかったりという形で、時間がかかったと思いますので、委員の先生言われるのは、今後に向けてというところでご助言いただきましたので、その裏返しで、ここは間違っていたのか、今後どうしたらいいのかというところで反省してはまいります、今の現状でやったところではベストな、そのときの判断はベストな判断をして、ただ、結果的にこうなったというところで反省してございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ご答弁いただいたけれど、応急だった、災害やったから早くせなあかんかった。そやけれど、そのときでそれはベストだったというのと違って、やっぱりこれだけ災害、いつ起こるか分からへんですよ、台風でもあったし。そういうような状況の中で、その体制はやっぱり日々あって、いつもこれを何年先に計画立てるから、この人員やけれど、どういう順番でロードマップをつくってやっていくという仕事ではないわけですよ。

だから、熊取町の災害が起こったときにぱっとせないかん、地震なんていつ来るか分からへんわ

けやから。そういうようなときに、やっぱり少なくとも今の体制では、この雨山川の1か所の部分で起こった部分について言えば、ミスったと思うんです。だから、そこについてはもっと人員をつくらなあかんとか、足らんかったとか、何が提言に結びつく、それは委託したらそれで済むのと違えて、全国的にこの地域で大災害が起こったときには、委託していたってそこだって大変ですよ。でも、自前で何とか熊取町でもできる体制は、こういうふうなものを目指さないかんねんということを裏返して提言を受けてやらないかんという思いにはなりませんか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）文野議員おっしゃるとおり、日頃から、先ほど答弁で、予防対策に今後重点をしていきまして、今、本町考えておりますのが、平時から協定を結ばせていただいて、危険箇所の点検とか相談業務等を、この現場ですと、平成27年に事前に擁壁のところ若干落ちたとか、その時点でこれが大きな災害に発展するのか、発展しないのかというその初期判断を、専門的な知識のある方に指導、ご助言いただいて、私たち職員でできませんところの高度な知識を持って、こういう調査をしたらいいのか、こんなところには注意して計測をしていきなさいというのを、1点、来年度以降考えてございます。

もう一点、平時から、議員言うていただきました、なかなかコンサルもつかまらない、いつときにかかると委員の皆さんも言うていただいて、一遍に起こるので、日頃から、現在、指名競争をさせていただきます応急復旧ですと、今回も原課の随意契約という形でしておりますので、その辺、今考えておりますのが、指名の参加有資格者の中で、今までではなく、その技術者の所属の数とか、今言うております地盤品質判定士を持っておられる方等々の技術者の把握をして、有事においてはこのような初期の対応ができるような体制と、設計委託段階から地盤品質判定士会様からご助言いただきまして、そのあたりにつきましても、職員で賄われへん大規模になるような事例につきましても、初期の対応で次起こり得るところを一つ一つ消去をしていきまして、被害の縮小なり工期の短縮を図っていきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）またちょっとその問題、後でも触れると思うんで、すみません。

2番目も答弁いただいたんで、入札は阪上理事のところなんですけれども、今回受けはった業者、橋本建設。これは、今までの議会の中でもそんな話はいろいろ僕も言わせてもろたし、他の議員も言っているんですけれども、災害の大きさに対して、果たしてその実力があつたんやろうかということが、いまだにやっぱり合点いかんのです。住民の会の皆さん方は、会社まで実は行っています。その橋本建設の下請にまで、孫請にまで。だから、孫請やったら泉佐野市の小さな看板のところらしいんですけれど。

そういうところまで行って、果たして、今の入札制度で、こういう……。今回は災害復旧ということであれやったから。そやけれど、今回も期限付一般入札で10者が応募した中で、3者が辞退して、残りの7者から入札額が提示された。1者の提示額は、町が示した最低制限価格より高くなって、6者の抽せんになって、それで橋本建設が受注して、10者が応募したが、入札に当たっての質疑書の提出は唯一1者だけで、質疑書を提出した会社は、なぜか入札を辞退していて、この辞退した会社は、10者の中で最も会社規模が大きい中堅ゼネコンであつて。入札ときの一条件として、質疑書の提出を必ずするようにするとかそういうふうな、やっぱりハードルを上げていくという取組をやっぱりやらないかんの違うかなと。

いつも言うているんだけど、皆さん方がその会社に行って見たことあるか。これは、住民の会の人とのやり取りでも、そういうことの議論があつたと僕は聞いているんやけれども、そこまではできませんと、していませんと。入札のランクに応じたところを、手挙げたところを粛々とやる、これが公平やというルールということなんだろうけれども、やはりちょっと一味加えたそういうふうな改革というのはどうですか、ぶっちゃけて。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）本工事につきましては、土木のA等級、1億円以上の工事ということでA等級、当然建設業の届けを大阪府に提出して許可を受けた業者でありまして、今現在、A等級の橋本建設の工事発注前には、そういうことを一切しておりませんので、入札参加資格申請書が適正であるかという確認のみで終わっております。それと、下請、孫請につきましては、落札後、契約時に協力会社の届けをしていただきまして、その時点で判明するもので、今、下請、孫請の業者の判断まではちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）住民の会の方々の資料というのはもっとたくさんあって、これも災害で大きなあれやから、議会でその入札結果については確認して、それで決まっているということで、議会も責任はあるんだけど、実際、そういうところへ行って、入札のときのいきさつをいろいろ調べてみると、工事費内訳書というのが出てくるんです。さっき言った入札に応じた会社は、答えは、合計額は町の最低制限価格はぴったり合うんですね。だから、同じ数字やから抽せんになるんだけど、その内訳書のそれぞれの科目の部分を見れば、同じ現場をこうしますよというようなときに、もう全くその割合がぐちゃぐちゃなんです、ちゃんと検証すれば。そういう数字まで我々見せてもらえないけれども、我々はこの工事に関しては、議会には12、13枚の紙だけで、住民の会の人は1,300枚、お金払ってコピー取って、それを検証されたわけだから。

そういうことを見ると、工事費内訳書までちゃんと比較をしていくとか、あるいは質疑書の提出を義務づけるとか、工事計画の比較と価格などを入札評価の対象とするような要綱を改定して、もう少し緊張感のある制度にできへんのかなということが、やはり言われているんです。これは、何も素人が思ってやっている、言うているだけじゃなくて、この議会に要望を出してきていただくに当たっても、住民の会の皆さん方の中で、大手ゼネコンの、退職者だけでもそういう専門の土木の技術者とも勉強会開いて、指摘を受けているんです。そうすると、大手ゼネコンで入札を繰り返してやってきて、大きな工事を受注してきたその人からしたら、何と緩いですよということなんです。

だから、やはり幾ら応急だとはいえ、これ、だから日々なんです。入札制度をもう少しちゃんとといたらあれやけれど、何でかいうたら、熊取町は、町営住宅の部分でもう大問題になって、もうそれこそ町長と議長が最終的に関空の記者クラブで終結宣言をする。それは何でかというたら、熊取町にはバリアを築くんだということでやっていただいたんですよ。熊取町は、やはり入札については厳しいなというような、これをやはり続けていく。それから何年かたっていますけれども、そういう意味合いの中での入札改革ということについて、もう少し町長、力を入れなければいけないんじゃないかなというのが、今回の工事の中でも言えていると思うんですが、町長、どう思われますか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）この災害が起こった中で、工事が進んでいく途中から、そのコンサルまた工事関係者については、私なりには少し疑義があったというふうなことがありまして、これは、状況によっては独自の調査機関を設けてやっていく必要があるのかなというふうなことが、内部ではそういう話をしていたんですけども、今、議員がおっしゃる、そういう専門家を踏まえた皆さん方のお話を聞いていますと、行政側の業者を選定するその資格審査を、改めてもうちょっとは厳密にふるいをかける必要があるのかなと、そんなふうに思います。信じるだけでは、なかなか現実に起こったことを考えますと、実績があるから信頼を置けるということでは、場合によってはないのかなというふうに思います。

これからは、最低制限価格というふうな中で事業を行っていくんですけども、そういった中においても、より一層厳密にその事業規模によっては考え直していく必要があるかなと、そんなふ

うに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ぜひ町長、今そういう気持ちをおっしゃっていただいたんで、お互いちょっと切磋琢磨しながら勉強していきましょうよ。当時、大原住宅の事件が起こったときに、すぐに、当時一番最新のクリーンな入札制度を大阪府がやっているということで、担当の人に来ていただいて、勉強会を議員も理事者もやりましたでしょう。やっぱりそのときの気持ちでもう一度やっていかなければ、大きな代償を払った熊取町としては、よそから相変わらずなめられていたら駄目だというふうに思っています。

ちょっと時間の関係もあるんで、3番の人員体制のほういつていただけますか。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、3点目、人員体制について答弁申し上げます。

本年3月31日付で熊取町議会議長から、欠員となっている技術職員の確保を行うよう要望をいただいております。職員の退職に伴う欠員が発生しており、職員の採用に努めておりました。全国的に技術系の職員の採用に苦慮されているところであり、本町においても、募集を行うものの採用に至っておりませんでした。令和3年の採用において、欠員状態であった土木職の職員を採用し、令和3年4月1日よりその補充を行ったところでございます。引き続き、職員体制の確保に努めるとともに、要望いただいている広域や大阪府との連携及び普通河川雨山川災害復旧事業に係る検証委員会からの提言である専門的な知識を有する団体との災害に関する協定締結を進めるなど、民間の活力や知見も活用できるよう取り組んでまいります。

また、同じく本年3月31日付の要望の工事に係る総括的に責任を負う部署の設置についてでございますが、一部署で責任を負うものではなく熊取町として対応していくものと考えてございまして、工事については技術職員を配置している原課及び都市整備部が、入札や契約等においては総務課（契約検査グループ）及び総務部が、それぞれの責任を果たし、連携して取り組むこれまでの体制を維持しつつ、場合によっては専門家の知見もいただきながら、都市整備部、総務部がより連携する体制づくりに努めてまいります。

なお、今後も人員が限られている中で、技術職員のスキルアップが欠かせないものと考えてございます。これまで、公益財団法人大阪府都市整備推進センターが実施する市町村職員技術研修会を通じまして、職員の技術力の向上に努めてまいりましたが、引き続き、同センターの研修には積極的に参加してまいります。加えて、検証委員会からの提言に基づく協定締結を進めることで、民間の知見や技術が職員にも還元し、技術職員の能力向上、資質向上が図れるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）現行で、それぞれでやっていくということですね。これは、もう全く僕はノーです。身近な例を言うと、検証委員会この場でやったでしょう。今日は、この12月議会からはもう声がクリアに通りますよね。ちょうど検証委員会のときは、まだ旧のマイクあって、声聞こえなかったんです。ここでやって、議員も、傍聴者上へ行って、住民の人たち、住民の会の人もやし、被災者の住民の家族の方も来られていました。ほとんど聞こえなかったんです。なぜかと言えば、僕らも、前のマイク設備やったらやっぱり正面で、一生懸命なり過ぎて横向いていたら、ちゃんとマイクに近づけると議長言うてくれたり、そんな形なんだけれど、そういうことが一切なくて、上はざわざわして、休憩のときなんかにも担当の人がおるでしょう。だから、聞こえへんからもっとマイクに正面で言うてよというような形を、1回目からずっと言っていたんですけど、3回目まで一切変わらなかったんです。これが、こういう大きな、しかも検証委員会という、大原のときにだっ

課の担当で仕切ってしまうと、そのざまなんです。

我々はまだ、こういう議会や建設工事の単語とか用語というのは分かるけれど、ちょっとは分かりますよ。あと、ぼぼって、くちゅくちゅと先生が言うからね。そやけれど、住民の家族の人がそんな全然分かりませんよ。呼ばれて来て、聞いてもらたら納得してもらえる、一生懸命職員は汗かいているなという姿を見てもらたら、僕らも後の話しやすいし、ありがたかったけれど、もう一気に決めて、ブーブー言うてはったんです。だから、ちゃんとやってよという形をお願いして、でも、2回目、3回目同じ状況やったんです。そやから、大学の先生なりそういう先生も、普通もっというマイクを使っているから、ここにピンマイクあったりやったら、声拾えていると思うんやろうけれど、当時のマイクはそうじゃなかったんです。

だから、それが、今ご答弁あったけれども、現行のままでいきますよというのは、それも一つの悪い例やけれども、やっぱり責任部署を一か所ちゃんと決めなあかんの違うかというのが思いなんです。

例えば、これからいろんな工事とかするようなことでは、水とみどり課とか道路課とか上下水道とか、学校教育とかいろいろありますよね、原課というのは。そやけれど、原課の人材は、先ほどから言うように不足しているんです、あり余っていないんです。専門家を雇いたくても、やっぱり今、技術職はなかなか来ない。だから、やっぱりそういう原課の、いうたら能力を超えていることをやらなあかんということは分かっている、それをさせていくというのは責任が重過ぎるんです。だから、こういう問題を分析する中で、そこを、原課を支援する、指導する部署、これをつくりませんかという提案なんです。分かってもらえますか。

だから、副町長は、例えばそこに傍聴には来ていたとしたら、何やマイクちゃんと言わんかいと言いますよ。こうやって座っている人に、もうちょっと前へ乗り出して、マイクの前でしゃべってくれますかと言うだけでいいんです。しかし、原課の、悪いけれどもそのときのあれでは、やはりこういう大事なことをやって、司会を任されてやっている職員や答えなあかん職員にしたら、すごくやはりプレッシャーですよ。偉い先生来てくれているのに、そういうちゃんとマイクに向かってしゃべってくださいと言うたら失礼と思うんか知らんけれども、1回は言うても、その後はやっぱりそのままいってしまっていたんです。せつかくやった、せつかく聞いてもらえた、公開した検証委員会だったのに、もったいないなと思ったんです。

だから、これはさっきの答弁とは違うけれど、こういうことなんです。それをトータル的に演出をして見せる、成果を上げる。そして、出たものは全体で共有する。その課で、この問題片づいたなと違って、熊取町の汗をかいているみんながそれぞれの部署で、担当分け合うて汗かいているんやから、そのものにする。そこがミスしたら、みんなのものとして自分ところでもそうならんようにする、異動もあるわけやから。だから、そういうことをせつかく代償を払って、また、いいことをやってくれたわけです、検証という意味では。だから、そういう場が、どういう答えが返ってくるかなと思ったらそのまま言うから、そしたら、これ言うたろうと思っていたとおりになったんですけれど、それが本来マッチしている話かどうか分かりません。しかし、そういうことなんです。ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後の住民の方への答えもお願いできますか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）次に、4点目の美熊台被災住民への対応について答弁申し上げます。

大型ブロック積み擁壁や法面部分の災害復旧工事は完了しておりますが、復旧工事において影響のありました隣接宅地の復旧には至っておらず、住民の皆様には多大なご迷惑をおかけしていることを、まずはおわび申し上げます。

斜面部分の復旧工事完了からこの約1年間において、施工しました斜面の安定を図るとともに、普通河川雨山川災害復旧事業に係る検証委員会を3回にわたり開催し、影響のあった家屋の擁壁等の復旧工法と安全性の確保につきましても、家屋調査の結果を基に専門家のアドバイスを取り入れ、

住民の方と協議した上で費用負担を決定すること。復旧後の斜面については、不安はないと考えられるが、土砂がなじむまでは多少の沈下が発生する可能性があること。外構の復旧は、斜面土砂が十分になじんだかを確認するとともに、地盤改良等で強化した上で復旧を行うことと、貴重な提言をいただいております。

この提言を受けて、町におきましては、先ほどの1点目の答弁で申し上げましたとおり、協定を結んだ上で、影響のありました擁壁等の復旧に係る助言をいただきながら、災害復旧での影響の範囲、最適な復旧方法、復旧時期や補償内容を所有者の方と十分に協議し、進めてまいりたいと考えております。なお、現在、検討しておりますスケジュールにつきましては、今年度から令和3年度にかけ、補償費の算定業務、補償協議を行い、令和4年度の協議が調った後に、擁壁等の復旧に着手していく予定でございます。

最後に、住宅地の復旧につきましては、早急な復旧に向け取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）本当に今の姿勢でまずいくのは、常識的な話だとは思いますが、やはり一番初めの1番で答弁いただいたときのように、ちょっと音がするねんとか、変やねんと言うたとき、ほったらかしていたことが、これは検証委員会でもこうなって、それは受け止めていますという話なんだけれども、何でそういう日々のそういうときにできへんかったんやということが本音やと思うんですよ。だから、皆さん方もそこから申し訳なかったという形でいかんと、ちゃんとなれへんなどというふうに思っています。

住民の会の人もいろんな資料をそろえるに当たって、そこのおうちにも行かせていただいています。崩落が起こったり、工事のときに原課の方が説明に行き、憩の家で自治会と話をやったような議事録なんかもちゃんと取っておられる方もおられて、そのときのやっぱり言い方がどうやとかいうようなことが、やっぱり言われています。だから、やはりちょっと腹くくって、ちゃんとそのときに何でそんなせえへんかったんやろうかと、もう言うたって仕方ない話で、でも、未然に防げなかった、現実落ちた。やっぱり橋の架け替えで、振動してからすごくなったということがどうしてもあるんです、工法の問題ね。そういったことも、当然これから補償の問題ですから出てくると思いますので、そこはちゃんと襟を正して向き合ってください。よろしくをお願いします。

最後に、これ要望なんですけれども、冒頭言うたように、議会は、住民の会のその1,300枚、それを1か月ほど事務局に置いて、どれでも見てくださいという形をして、その上でこの要望書を3月31日に出したんですけれども、議員も目を通してあります。そういう熱い思いで今回の状況に実はなっているんで、この提言を受けて、議員全員協議会の場で議員には説明をしたということなんですけれども、ぜひ住民の会の人、それと議員も入って、この議会終わった後で結構ですから、そういう場をぜひ持っていただけたらなというふうに思うんです。

僕も同じように活動していましたから、ちょっと熱くなって申し訳なかったんですけれども、やはりそれぞれがすごい思いでこの間、時間、お金を費やしてやってはります。ですから、ぜひ住民の会の方に対しても、町のほうで場を設定して、言われた検証委員会をして、こういう提言を受けて、今後こうやっていきますと、議員全員協議会で言いはったやつにプラス、その方向へのやっぱり回答も必要やとは思いますが、そういう場を持っていただけませんか。どうですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）この答弁の中で、すみません、1点ちょっと間違っていた。今後のスケジュールにつきましては、今年度から令和4年度にかけて補償費の算定業務を行っていきたいという、ちょっと訂正をお願いします。

今、文野議員言うていただいている部分につきましては、本町都市整備部におきましては、議長

からの意見というか要望がございました部分について、議員全員協議会でもご説明させていただきましたし、もう資料のほうもホームページ等でアップしてございますので、それを見ていただいてという形で考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）それは、やっぱり失礼やと思うな。ずっと傍聴来てはって、そこから発言も何もできないんですよ。やっぱり、検証委員会の委員は、もうきれいに工事終わった、上の家は崩れている状況はあるけれども。その状態で、こういう工事でしたということを受けて提言書をまとめているけれども、やっぱり生々しい状況から、これは放っておいたらいかんわという正義感を持って動かされた方に対して、ホームページに載っているから見てくださいますか、僕は駄目だと思うわ。町長、どうですか。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）先ほど来から、いろいろと本当に貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

住民の方々への直接の説明につきましては、今ちょっとこの場でご要望いただいたことということで、少し検討させていただきたいというように考えております。何も後ろ向きに検討するわけではございませんので、その点だけ十分ご理解いただいて、この場での答弁とさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）真っすぐ正面見て、後ろ絶対向かんとお願いします。

この防災マップ、全戸配布されましたよね。本当にこれ見たら、もう土砂崩れのハザードマップすごいですよね。だから、やっぱり今回のことを一つの勉強材料として、後も含めて、もう言うたら、検証委員会もし、議会でもこう言われということで、非常に申し訳ないやけれども、やっぱりそれを糧にせんと、皆さん方の代でそれを受け止めてちゃんと次へつながらんことをしたら、どんどんまた人が替わっても、熊取町のそういう目配り、ここには目を配らなあかんでということをやったりエキスとして、それを熊取町の伝統として熊取町の職員の中で、やっぱりよそとうちは違うでというような気概を持ってやってほしいんです、仕事を。そして、副町長の言葉を信じて、1点目は終わります。

ごめんなさい。主権者教育、もうちょっとやるつもりでおったんですけども、すみません。

ずっと投票率が低い状況で、私もほかの議員も含めて選挙管理委員会に対しては、どうするねんと。もっと投票する場所を増やしたらどうやとかいうようなことで、こういうやり取りは何度かさせていただいているんですが、まず答弁、選管からですか、お願いします。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、若い世代の投票率が低いことに関する選挙管理委員会の見解についてご答弁申し上げます。

まず、令和2年6月1日開催の定例選挙管理委員会におきまして、平成31年4月執行の熊取町議会議員選挙における年代別投票率の分析とともに、平成31年統一地方選に関する全国調査の結果も踏まえ、本町においても、全国と同様に20歳代が最も低いことに加え、若年世代全体の投票率が低い傾向にあること、また、投票に行かない理由としましては、「選挙にあまり関心がなかったから」が1位になっていることから、選挙管理委員会としましては、若年層の投票率向上が非常に重要であると捉えているところでございます。

投票率の向上に向けた今後の取組としましては、1つ目が、30歳代以下の若年世代をターゲットにした選挙に対する関心度の向上施策、2つ目として、小・中学生に対する主権者教育を進めていくこととしているところでございます。ただし、小・中学生に対する主権者教育につきましては、

小・中学校における模擬投票の実施などを検討しているところではございますが、コロナ禍でもあることから、今後において学校側と連携し、実施できるよう検討していくこととしてございます。

なお、30歳代以下の若年世代をターゲットにしたコロナ禍でも実現可能な選挙に対する関心度の向上施策としまして、子どもの将来の投票行動につながるものが全国的な意識調査で明らかになっております子連れ投票のPR及び投票に行ったことのない若年世代向けに投票の方法等を紹介した投票に関する動画作成を進めてまいりました。本年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙に向けて、子連れ投票のPRについては、町ホームページや選挙啓発広報紙「選挙のおしらせ」、投票所入場整理券への掲載、投票に関する動画につきましては、町ホームページで公開するとともに、選挙のおしらせにも動画掲載ページのQRコードを盛り込むなど行ったところでございます。

また、投票環境の整備としましては、令和4年7月執行予定の参議院議員通常選挙から、選挙事務支援システムを導入する予定となっております。これにより、選挙人の受付、名簿対照を従来の紙ベースからパソコン端末で行うことが可能となり、受付から投票用紙交付までの時間の短縮が期待でき、ひいては世代全体の投票率向上につながるものと考えてございます。

選挙管理委員会としましては、投票率の分析等を行いながら、今後も多くの方に投票していただけるように、また、主権者教育については、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、教育委員会とも協力して進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

議長（二見裕子君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

文野議員。

5番（文野慎治君）そしたら、すみません。教育委員会、すみません。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）文野議員のご質問、教育委員会としての取組の現状と問題点についてご答弁申し上げます。

現行の学習指導要領より、現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容として、主権者に関する教育が位置づけられております。そこでは、各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態及び児童・生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて、次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質、能力を、教科横断的な視点で育成することができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編制を図るものとされております。

各校においては、小学校6年生の社会科で政治や経済の学習をする際、三権分立をはじめ、それらに基づいた社会や選挙の仕組みについて学習しております。さらには、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な機会として、選挙について自ら考える学習も行っております。また、それらを引き継ぎ、中学3年生の社会科公民分野では、より詳しく日本の選挙制度等について学習を行っております。そこでは、若い世代の投票率の低さを課題として取り上げ、生徒自身が主体的に選挙について考える場面を設定し、学びを深めています。また、近い将来、主権者としての自覚を持って社会に参画する児童・生徒の育成を目指し、社会科の学習にとどまらず、教科横断的な視点で学習を進めております。

教育委員会としましては、主権者教育に係る国や府の動向を把握し、情報提供するなど、各校が特色ある教育課程を基に主権者教育を推進することができるよう、引き続き支援を行ってまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

18歳から選挙ができるようになって、それで、高校であれば、誕生日によったら高校在学中に選挙権が出るんですね。ですから、主権者教育がまず叫ばれ出したのは高校、しかし、今ご答弁あ

ったように、我々の所管する小・中からそういう環境をつくっていくということが、非常に大事だと思うんです。府教委というか、町長、府議員の中でそういうこともご経験あると思うんですが、大阪府もやはり高校の主権者教育というのは、今、どういうふうに捉えておられますか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）府教委というよりも、私が議会議員として4年間活動してきた中で、議会を通して、これも選挙に関連するんですけども、社会における課題、問題点、また身近な問題について、我が事のように考えてもらうには、待っているだけでは駄目であろうというふうなことで、出前議会ですか、そういったことを通じて問題提起をしてきたというのが、議会の中であったように思います。議会としても、投票率の向上についてはいろいろと意見が出ていたというふうなことがあったように思います。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）本当に若い人、これがもう日本が本当に最低レベルなんですよ、欧米に比べると。だから、本当に主権者教育ということが大事だなということで、今日、資料で日本教育新聞の、これ初めのほうは「『◎～×』」で評価」、これは高校なんです。もう一枚のほうは、これは小さな村なんですけれども、議長がやっぱり子どもたちの前で、キャリア教育というか、何で私は議員をやろうと思ったんやというようなことをぶっているんでしょうね。こういう紹介があったんで、今回ちょっと載せてみたんですけども、いろんな取組が出ています。

文部科学省と総務省でこの「私たちが拓く日本の未来」、これもネットでもうすごいページやから、表紙だけ今持ってきたんですけども、それと、令和2年11月2日の主権者教育推進会議「今後の主権者教育の推進に向けて」、これも全部読みました。だから、本当にそういう理念を持ってやらないかんし、現実、やっている高知県の須崎市は、楽しく学ぶ主権者教育ということで、市内の小・中・高あるんです。6校の児童920人に対して出前授業、お笑い芸人がおるみたいで、それに3日間で全校全部回ってもらうて、その費用が34万5,000円やったとか。秋田県の潟上市、中学校における生徒会選挙と連携した出前授業。だから、普通の投票箱を持ってきて疑似をやってもらうとか、いろんなやっている事例があると思うんです。

ですから、熊取町、今ご答弁あったように、やっぱり小学生いうたって、1年と6年はもうえらい違いで、中学もあって。私は経験が実はないんですけども、熊取町でも子ども議会というのがあった時期があって、古い議員に聞くと、教育委員会のほうが、その子どもを議場へ座らせて、何かそういうちょっとやり取りしたんですかね。もう私が入ったときにはなくなってしまったんで、経験ないんですが、しかし、今思うと、本当に今こそそういうことをやらないかんの違うかなというふうに僕は思っているんです。ですから、また議員の中でそういう声を上げて、また教育委員会の皆さん方とご相談して、熊取町としてどういうふうな仕掛けをして、興味を持ってもらえるかなど。小学生には小学生のそのレベルのね、中学にもそうなんだけれども、ですから、昔とやはり全然違うんですよ。

学校の教育の中で、政治的なことを先生も言うたらあかんしということで、それを調べていくと、昭和44年にそういう通達が出ているんです。何かその頃、学生運動とかそんなん、大学とか、ちょっとませた高校生やったら、高校生でもヘルメットかぶっていたこともあったみたいで、僕は昭和46年に高校2年のときに、実はこれ、今日の資料を調べている中で、これでできへんかったんかと思っただけが見つかったんですけども、私、和泉高校でブラスバンドをやっていて、岸高と岸和田産業高校ってあるでしょう。それぞれと定期演奏会していたんです。僕、2年で部長になったときに、もう仲よくなって、それやったら3校一緒にやろうよと言うて、学校に申し入れたんです。そしたら、ストップがかかったんです。それはおかしい言うて、3人の部長で府庁の教育委員会行ったことあるんです。何を言われたかと言うたら、3校以上集まってやったらあかんねんと言われた。何でですか、音楽会ですよって、コンサートするのに何で駄目なんですと。もうその頃は憤慨

して、そやけれど、これ見たら、それが、つい選挙権が下がったときにその通達が廃止されたんです。それは昭和44年に出されているんです。

ですから、本当にそういうことが教育の現場でやったらタブーやということが、もう文化活動にまでぴりぴりしていた時代やったんでしょね。そやから、すごく第一印象は、僕は府庁に対して悪かったんですけども、これは落ちの話で。

いずれにしても、選挙って大切ですよ。生きていく上で、やっぱり社会の仕組み、その中で自分が動くことによって社会が変わってくれるんだというようなことを、やっぱり小さいときから目標にしてやっていくという、普通に家でもそういう話ができる。ですから、あるところを調べていくと、小さい子どもを投票所に連れていきましょうという運動をしているところもあります。やっぱりくせですよ。ですから、特別なものではないけれども、非常に大事なものなんやということを、ぜひ熊取町の子どもたちにも分かっていたいただいて、それが最終的に投票率を上げていくということになると思うんで、教育委員会、今お答えあったように、選管と教育委員会と、議会もまたお声がけいただいて、お手伝いできることもあろうと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。すみません、オーバー、すみません。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）すみません。子ども議会のほうは平成20年に終わったんですけども、その後、平成22年から12年間、町長と児童の懇談会というのをやっております。先日もありました。子どもからは、熊取町はほかの市町村にない特別な取組していますかとか、町長さん、なぜ町長になられたんですかとか、これからどんなまちにしていきたいですかというような質問がありました。町長には、そのあたり丁寧に答えていただいて、子どもたちに対しても、あなたたちはどう考えるのというようなことも返していただきながら、子どもも主体的にまちづくりに加わっていくというような投げかけもありました。そんなふうな活動もしております。子どもたちが主体的に町政を身近に感じることができるよう取組もやっておりますので、少し付け加えさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）藤原町長、立派な活動やと思います。ぜひ我々も何かしたいなと思います。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時06分」延会）

12月熊取町議会定例会（第2号）

令和3年12月定例会会議録（第2号）

月 日 令和3年12月3日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	10番 田中 圭介
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	濱田 隆之	兼 道 路 課 長	永橋 広幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子	教 育 次 長	原田 哲哉
		教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについて
議案第65号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について
議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年12月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。次に、河合議員。

11番（河合弘樹君）おはようございます。

2日目、トップバッターで質問のほうさせていただきます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

まず、1つ目のマイナンバーカードについてですが、マイナンバー制度は平成27年10月から個人番号が通知され、平成28年1月からマイナンバーの利用とマイナンバーカードを交付されてから来月で丸6年になりますが、マイナンバーカードについての1点目のこれまでの経緯を答弁願います。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、マイナンバーカードについて答弁申し上げます。ご質問の趣旨がマイナンバー制度に関するものと捉えさせていただいた上で答弁いたします。

まず、1点目、これまでの経緯につきましては、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤を構築するため、平成25年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布、施行されました。本町におきましても、平成27年10月以降、住民票を有する方にマイナンバーを通知し、平成28年1月にはマイナンバーの利用が開始され、希望者へのマイナンバーカードの交付も開始されたところです。

また、平成29年1月に、マイナンバーを含む個人情報をいつ誰がなぜ提供したのかを確認できるマイナポータルが稼働するとともに、平成29年7月には、国やほかの地方公共団体などとの間でマイナンバーを介した情報連携が開始されたところです。

加えて、マイナンバーカードを活用した具体的な住民生活の利便性向上に関しては、本町独自の取組として、平成31年4月から各種証明書のコンビニ交付サービスが開始されたほか、本年10月から健康保険証としての本格運用が開始されるなどしております。

以上、答弁いたします。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。このマイナンバーカードについての質問、昨日、鱧谷議員が質問されて、答弁と質問も重複されるかも分かりませんが、ご了承のほどよろしくお願ひしたいと思います。

昨日、野津理事からも答弁ありました熊取町のカードの交付枚数は約1万9,000枚ちょっと聞いたんですけども、率でいうと何%ぐらいになるんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）カードの交付率でございますが、10月末時点でお答えさせていただきます。

44.2%ということになってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。44.2%ということで。

私、ちょっと調べたのが令和3年11月1日現在で、全国では39.1%で、大阪府全体では40.5%となっており、熊取町はちょっと多いなというのが今聞いて分かったんですけども、それと、2020年の9月1日では全国で2割未満だったのが、この11月1日には倍増しているという結果になっていますが、これはマイナポイントができて、多分それで増えたと思うんですけども、それに当たって熊取町でも同じように増えたと思うんですけども、年代別というのは分かるんですか、交付率の。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、ちょっとあいにく年代別の数値というのは持ち合わせてございません。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）調べたかということです。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）この後、一度確認させていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かったら、また後でもいいんで教えていただいたらと思います。

確認なんです、マイナンバーカードの有効期限は、成人では10回目の誕生日までで、未成年者では5回目の誕生日までですね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今、議員おっしゃったとおりでございます。そちらについては、まずカードということになりますので、ただ、成人の場合でも、マイナンバーカードは簡単に言いますと10年という形になるんですけれども、電子証明書の期限につきましては更新が5年ごとになりますので、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）町が決めたことじゃないんですけれど、この誕生日というのは、分かりやすくするために誕生日までとなっていると思うんですけれども、今言われた署名用電子証明及び利用者証明書は5回目の誕生日までとなっておりますが、マイナンバーカードを持ったままこの更新の手続するには、窓口のみでいいんでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）はい、基本的に更新については窓口という形になってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）カードはそのまま、中の登録が更新されるということなんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）カードはそのままといいますか、いろんなパターンがありまして、その券面のところ、いろんな記載事項が変わってきた場合とかというのは新しいカードになるというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）有効期限が書かれているので、新しく更新したらそれも変わるということやな。分かりました。

また、マイナンバーカードを申請してから不備のため再申請の8割弱が、顔写真の不備によるもので、室内で写真撮影して、背景に家具の一部等が写ったりしていることが多いとのことですが、熊取町でもそのような事例が多いですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）本町のほうで、顔写真とかを持参、目の前で写真機とかもありますので、そのような形で撮っていただいた場合は一応確認をさせていただいておるんですけれども、実際パソコン等からで自宅から申請されるというケースがございます。そのあたりというのはちょっと職員のチェックはできかねますので、そこは分からないんですけれども、基本的に窓口のほうで写真写りがどうのこうのというところはなかった、特段撮り直しとかというのはあまり聞いてはございません。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）写真等はなかったということで、そのほかで何かトラブル等あったら教えて。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今、交付率を上げるために職員のほうも、窓口の申請についてもサポートとい

う形で、マイナンバーカードの交付申請に係るために会計年度任用職員のほうを雇用させていただいております。申請に当たっても付きっきりでその辺をサポートさせていただいておりますので、特段不備というようなことは起こっていないと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。サポートがいてるということで、しっかりできているということで、分かりました。

それでは、令和2年5月に法改正に伴い通知カードの新規発行等の手続は廃止になり、それ以降、出生や国外転入により新たに個人番号が付番される方には個人番号通知書が送付されますが、通知カードと同じく個人番号通知書では本人確認書類及び個人番号、マイナンバーを証明する書類としては使用できないとなっていますよね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）以前に、通知カードの廃止ということで、手続で議会のほうでも説明させていただいたと思うんですけども、今、現行でお手元にある通知カード、そちらについてはマイナンバーが記載されておりますので、特段住所変更とかない場合は、それが個人のマイナンバーということで活用いただけると。

ただ、そこから住所地が変わったりとか、そういう形になれば、もうそれは使えないという形になります。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。住所変更等ある場合は、もうマイナンバーカードにということですよ。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ですから、そういう変更があった場合は、改めて通知カードというのは、もう廃止されていますので、新たに通知カードを作ることはできませんので、その際は、もうマイナンバーカードを作成してくださいということでお願いをさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

次、ちょっとマイナポイントについて質問したいんですが、現時点では2021年3月末までだったのを、4月末までにマイナンバーカードを申請し、カードが来たらマイナポイントの予約申込みをし、ICカード、電子マネーやQRコード決済、クレジットカードから成る100種類以上の決済サービスが対象になっており、2021年9月までにチャージまたはお買物をしたら付与率25%で、2万円の利用で上限5,000円分のポイントがもらえるようになっていたのが、それがこの12月末まで延長されましたが、そこで、子どものマイナポイントの予約申込みはどうやって行うのでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）子どもの予約に関しましても、基本的に手続として大きな変わりはないものと認識しておりまして、カードを使っていわゆる予約をした上で、キャッシュレスサービス会社、事業者のほうに予約を入れていただくという基本的な流れは特段何か変わるものではないというふうに理解しております。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）基本はそう思うんですが、0歳児、1歳児の方がそのポイントをもらうに当たってはその決済サービスを利用しないといけないとあるんですが、その子どもたちではできないと思うんですが、それは親が代理人として手続ができるんですかね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）あくまでもご理解いただいているとおり、ポイントについては、マイナンバーカードを申請、発行を促進するための任意の事業でありますので、子どもにすべからく広報するというものではないんですけれども、確かにポイントを授与するということに当たっては、お子さんの場合は親御さんが代理でされるようなケースもあるやには理解しております。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）今後、そのような相談等はあると思うんですが、その対応としてはあれですかね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）相談については、昨日の鯉谷議員のご質問にもお答えさせていただいたんですが、窓口もしくは電話での相談というのは日常的に頻繁に頂戴してしまっていて、それらについては非常に丁寧に、職員のほうで登録の代行的なことまで含めてサポートさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

先ほどの野津理事の答弁にもあったんですが、次の令和3年10月20日からマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用がスタートしましたが、利用するには利用登録が必要で、マイナポータルやセブン銀行ATM等で登録が可能だが、現在、熊取町で利用対応している医療機関等がありますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）医療機関については5機関、今時点で健康保険証のマイナンバーカードの対応をしている機関があるというふうに認識しております。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）5つ、5施設で。分かりました。

政府は、令和5年3月末にはおおむね全ての医療機関等での導入を目指すとしています。それになんで本年11月15日に、昨日も野津理事からもありました閣議決定されたマイナポイント第2弾で実施される予定ですが、新マイナポイントは最大2万円分を3段階に分けて付与され、1つは新規でマイナンバーカードを取得した人に第1弾と同じく5,000円分、2つ目はマイナンバーカードを健康保険証として利用登録をした人に7,500円分、3つ目がマイナンバーカードの預貯金口座をひもづけすると7,500円分がもらえるようになると言われておりますが、新マイナポイントの懸念点としては、段階的にポイントを受け取るため手間がかかりそうなのと、マイナンバーカードを健康保険証として使える病院がまだ少ないのと、マイナンバーカードに銀行口座を登録するのに心理的に抵抗があるように思います。

政府の目標は、2022年度末にはほぼ全国にマイナンバーカードを行き渡らせるとしているが、これから増えてくると思いますが、使える医療機関や薬局は11月21日時点で全国の7.6%で、多いとは言えません。また、導入施設でも保険証の1%程度の利用にとどまっている状況です。

第2弾は、まだ明らかになっていない部分がありますので注視してまいりたいと思いますが、近々では、山形市ではマイナンバーカードの申請が5倍に急増しているとニュースで見ました。また、それで熊取町のほうは最近はどんな感じなんでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）鯉谷議員のときにもお答えさせていただいたんですけれども、こういった特典、マイナポイントとか、こういった更新時期、締切りの時期ですね。申請の時期とかに合わせまして一定数増加は見られますけれども、ここ数か月での申請というのは軒並みちょっと平準化しているといったようなところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）それほどあれではないと、分かりました、現時点では。

それと、スマートフォンとマイナンバーカードで新型コロナワクチンの接種証明書が取得できるように12月頃から申請開始される予定となっているのをニュースで見たんですが、熊取町のほうではどういう対応をしていますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）マイナポータルを活用した形での接種証明書というものについては、まだ我々のほうについては、詳細、ちょっと情報が把握しておりませんで、この辺はしっかりと国の動きに沿いながら、対応については進めてまいりたいなというふうに認識をしております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。しっかりとよろしくお願いします。

それでは、2点目の今後の予定と課題はについて答弁願えますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目、今後の予定と課題について答弁申し上げます。

現時点で、国が示すロードマップに基づきますと、例えば令和5年度において戸籍関連情報の情報連携の開始、令和6年度において運転免許証との一体化などが予定されております。本町といたしましても、住民の利便性の向上に寄与する社会基盤として、引き続きマイナンバー制度の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

そのような中で、国は、令和4年度末においてほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指しておりますが、直近の国のデータに基づきますと、その普及率は、全国で、先ほど議員も触れられておりましたけれども39.1%、本町で、先ほど住民部長が答弁申し上げましたが44.2%となっております。マイナンバー制度の有用性への理解が進んでいないことが課題と捉えております。

本町では、これまでもマイナンバーカードの普及促進に向けた情報発信はもとより、マイナポイント制度の予約申込みサポートなどに尽力をしておりますが、今般国が示すコロナ禍における追加経済対策においてもマイナポイント制度が盛り込まれる方向となっておりますので、引き続き国の情報に基づき、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

今後は、2022年度目標で、今後以降は、マイナンバーカードの国立大学での利用促進やハローワークカードとしての活用なども見込まれ、また2024年度以降は海外からのインターネット投票など海外利用に対応もするという事になってはいますが、またスマートフォンのマイナンバーカードの機能の搭載も2022年度目標とあり、先ほど野津理事もおっしゃっていました2024年度にはマイナンバーカードと運転免許証の一体化も予定されており、これからはもっと便利になると思いますので、しっかりと対応のほうをよろしく願いいたしまして、この質問のほう終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）河合議員から先ほどありました世代別の交付人数等につきまして、すみません、まだ集計できていないんですけれども、恐らく確実に集計できるということですので、また改めて後ほど資料として提出させていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。よろしく願いいたします。

それでは、大きく2つ目のご当地ナンバープレートについてですが、ご当地ナンバーは2019年10月現在で、全国で600弱を数え、全市区町村のおよそ3分の1の自治体で導入されています。走る

広告塔と呼ばれるご当地ナンバープレートには、特産物や観光地、歴史的建物、建造物、行事や祭りなど地域の魅力がたくさん詰まっているもので、ご当地プレート、またデザインナンバープレート、またオリジナルナンバープレートとも呼ばれています。

その始まりは、2006年、平成18年に、通常のナンバープレートにアルファベットでN A R I T Aの文字を追加した千葉県成田市のもので、これに続いて2007年、平成19年に導入された愛媛県松山市のものは、司馬遼太郎さんの小説「坂の上の雲」の舞台であることにちなんで雲型のプレートが採用されていますが、熊取町でも、1点目の原付バイクのご当地ナンバーについて、これまで採用等の検討はありましたか。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、河合議員質問の2点目、原付バイクのご当地ナンバー採用の検討について答弁申し上げます。

まず、原付バイクのご当地ナンバーにつきましては、町のPRや郷土愛を深めるため、周年記念事業などの一環として、全国の自治体で導入されています。また、近隣団体では、過去に数量限定で導入し、現在は発行していない団体もございます。

本町においては、これまで要望もなかったことから、現時点ではご当地ナンバーの導入予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

先ほどの話の近隣でもという部分もあって、大阪府内では29の市町がやっており、近隣では岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市が導入しておりますが、この泉佐野市、田尻町、泉南市の2市1町は関空の開港20周年を記念して導入されたものであると、平成26年に導入されたと聞いております。

また、府内の町でやっているのが、先ほどの田尻町と能勢町、豊能町、太子町、河南町で、府内10町村のうちの半分の5町が導入されているとなっております。それ、この導入されたきっかけというのは様々なんですけれども、大体30周年、施行何十周年とか結構多かったので、この質問をしたのは、この70周年のときもそういった話も出たのかなと思ひまして質問させていただいたんで、先ほどの答弁ではないということなんですけれども、また今後そういった、今70周年ですけれど、80周年のときには作る可能性もないとは言えませんよね。

議長（二見裕子君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）実のところ、70周年でも案には上げたんですが、採用されなかった実例がございます。また、議員おっしゃるように80周年に向けて検討していきたいと思ひます。

議長（二見裕子君）河合議員。

11番（河合弘樹君）なるほど、案にはあったということで、全然なかったんじゃない。まあ、それを聞いてあれです。

それを作るに関しても予算もかかりますけれども、仮に記念で70枚だけ作る限定とか、そういったのはあってもよかったんかなと。80周年のときにそんな案があればと思ひますので、ナンバープレートだけにこだわったわけじゃないんですけれども、今後、地域振興と観光振興の取組の一層促進されることを期待して、このプレートについては80周年まで楽しみに置いておきます。

以上で、質問のほうを終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただきますのは、公共交通について質問をさせていただきます。

これまでも公共交通については何度か質問をさせていただいております。令和元年9月定例会で地域公共交通会議の設置をお願いさせていただきました。また、令和2年9月定例会では地域公共交通計画について、令和3年3月定例会ではデマンド交通について質問をさせていただきました。これまでの質問も踏まえ、改めて質問をさせていただきます。

それでは、1つ目の質問で、本町では令和3年5月14日に熊取町公共交通会議設置要綱を制定され、同24日に第1回目の会議が開かれました。その会議におきまして、今年度、令和3年7月20日から8月31日の間に熊取町公共交通に関するアンケート調査が行われました。1,500部配布、回収が636と、アンケートの結果については議員にも情報を共有させていただいております。

まずは、そのアンケート結果を見てどのように感じておられるのかをお聞かせください。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問の地域公共交通網についての1点目、熊取町公共交通に関するアンケート結果を見てどう思うかについて答弁申し上げます。

熊取町公共交通に関するアンケート調査につきましては、熊取町公共交通会議において各区・自治会の協力をいただき、全39地区の住民の皆さん及びひまわりバス、路線バス、タクシー利用者を対象に、議員先ほどご説明いただきました7月20日から8月31日まで調査を行い、1,500部配布したうち636件の回答があり、回収率が全体として42.4%となっております。

目的地や目的ごとに利用する公共交通機関を問う設問では、駅へは路線バス、買物へはひまわりバス、時間帯ごとでは、21時から深夜帯はタクシーを利用する方が多いなど、それぞれの公共交通の特色が表れた結果となっており、公共交通サービスの現状維持や公費投入の縮小を望む意見がある一方、サービス拡充を望む意見もあり、全体としての経済効率化を望む声と地域・個人単位として利便性向上を望む声に分かれる傾向が見られました。

様々な幅広い意見となっており、個別の結果を踏まえたよりよい公共交通網の検討につきましては、今後の熊取町公共交通会議の中で意見をいただきながら、しっかりと議論を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。アンケート数として熊取町民の総意であるというような数ではないので、一定のニーズ調査とか意識調査というのには使えるのかなというふうに思います。

先ほど答弁でもおっしゃられたんですが、回答で多いのが、やっぱり60代、70代、80代の人で61.6%、ひまわりバスの利用の方も60代、70代、80代で74%、路線バスの利用者の方の回答がすごく少ないんですが、こちらは20代、30代、40代、50代と働きに行かれている世代の方で64%と、半分を超えています。いろんなことが見てとれると思うんですが、ひまわりバスの利用者が高齢者が多いというのはもう以前から話に出ていますし、だからって、私の考えの中ではひまわりバスを福祉のほうに振ってしまうかというのはまた違う話にはなってくると思うので、公共交通の中で話をしていく中で、このアンケート調査をどのように生かしていくのか、公共交通会議でこれから話をされていくとは思いますが、幾つか何か面白いというか、こういうふうにすればもっと便利になるのかなというような意見もありました。

例えば、バスへの行き先ごとに色づけをして、子どもに乗りやすいように、何色のバスに乗ったらどこどこに行くよと教えてあげられると子どもが迷わずに乗れるとか、なかなかひまわりバスでは2つのバスで4路線走っているので、それはちょっと今すぐというのは難しいかなと思いますが、いろんな参考になる意見も出させていただいておりますので、これからしっかりとまた検討していただきたいと思います。

2つ目の質問なんですが、アンケートの問いの中にもありました、ひまわりバスの熊取駅への乗り入れについてですが、アンケートの問い10、ひまわりバスの熊取駅乗り入れについてという結果が、48.1%「乗り入れてほしい」というような結果が出ています。

いろんな意見が出ています。行くのは当然であるとか、いろんな極端な意見も含めて、たくさん

この部分では意見をいただいています。ひまわりバスで行けると便利になるとか、乗り入れは当然である。熊取駅は交通の要なので行かないという選択はないやろうという意見もありますし、路線バスの営業に差し障るので行くべきではないというような意見もありますが、これから熊取町としてどのように考えて、どのように方針を出していくのかというのをお願いいたします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問2点目の熊取駅への乗り入れについて、今後どのように考えていくかについて答弁申し上げます。

ひまわりバスの熊取駅への乗り入れにつきましては、ご質問の1点目でもございました熊取町公共交通に関するアンケート調査におきまして、ひまわりバスを日常利用する方、しない方、ともに要望する割合が約5割と半数を占める一方で、ひまわりバスを日常利用される方の中では要望しない割合も24%と低くなく、また、熊取駅の乗り入れは路線バスの撤退、縮小を招くおそれがあることから、ひまわりバスと路線バスのすみ分けや、次の質問でもございますが、デマンド交通実証実験での駅への利用の状況などを検証し、熊取町公共交通会議において新たな公共交通をデザインする上で重要な項目であり、しっかりと議論を進めてまいりたいと考えてございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

アンケートを取ったから一足飛びにひまわりバスを熊取駅に入れましょうという話にはなっていないのは分かっているんですが、アンケートを取ったがゆえに、ある程度の回答は出さないといけないというふうになってくると思いますので、ひまわりバスをそのままロータリーの中に入れてしまうのか、それとも路線バスとひまわりバスを時間帯分けですみ分けていくのか、それとも、もういっそのこと同一料金にしてしまうとかという案いろいろあると思います。同一料金にしてしまえば、町民の方全員が利便性というのを享受できると思いますので、そういう考えもあってもいいのかなというふうに思います。

今行われている駅西事業が終了すれば、泉佐野市のコミュニティバスが駅西口側に入ってくるというような話もありますので、しっかりと考えていただきまして、駅西事業が完成するまでにはしっかりとした答えを出していただきたいなというふうに思っていますが、それまでには何かしら方向性というのはつけられそうな感じですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）先ほどから公共交通会議での議論ということでご説明をさせていただいてございますが、公共交通会議におきましては、議員の代表としまして河合副議長と渡辺事業厚生常任委員会委員長のご参加もいただいております。必要に応じて議員の皆様方に対しても情報共有し、意見をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

ただし、大林議員がおっしゃられたように、アンケート結果を見ますと、本当に両極端の意見も出てございます。非常に難しい問題でございます。駅前までバスで行けるようになると便利になるという意見の一方で、民間の路線バス、熊取町には路線バスが駅には乗り入れてございます。アンケートの中でもございましたが、よそのコミュニティバスは駅に乗り入れている。コミュニティバスは駅に乗り入れるのが当たり前やというご意見も頂戴しましたが、ちなみに、よその市町村では路線バスが衰退した状態でコミュニティバスが駅へ乗り入れを担っているという状況でございます。熊取町におきましては、比較的良好な公共交通を構築しまして、路線バスが駅へ行く便として、コミュニティバスについては町内の施設を循環する、商業施設、病院等に活用いただくという役割分担を明確にしてございます。

そんな中で様々なご意見を頂戴しておりますので、公共交通会議の中で、そちらのほうには公共交通事業者の皆さん、それから運輸支局等も参画いただいておりますので、そういう中で、より

よい公共交通のサービスをゼロベースで見直していきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。いつまでにとこのようなあれはなかったんですが、しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ありがとうございます。

少しだけ、理事、議員もおっしゃっていただいたとおりでございます。いろんな意見があるという部分と、一方では、タクシー、バス事業者という部分の利害関係も当然絡んでくる、路線バスの衰退という部分も出てくるようなところがあるというふうなところで、後の質問でもございますが、最終的には地域公共交通計画マスタープランなんか方向性という形になってこようかと思えます。これにはやっぱりしっかり時間をかけなければならないし、かけざるを得んという部分も当然出てくるかと思えます。この部分がありますので、議員おっしゃっているように、駅西のという現時点では来年10月と、ここまででそういうことが整理できるかという、なかなかそれはやっぱり現実的には難しいのかなというのが今の現在のところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。急いでつくるものではないというのは理解していますので、できるだけしっかりとした議論を踏まえて、いい計画を練っていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問、デマンド交通について移らせていただきます。

本町では、今年度にデマンド交通について実証実験を行う予定をされておりました。その詳細が出ましたので、お尋ねをいたします。

まずは1つ目、実証実験の時期、実施方法、実施エリア、エリアの選定理由についてご説明をお願いいたします。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問3点目、デマンド交通の実証実験についての1点目、実証実験の時期、実施方法、実施エリア、エリア選定方法について答弁申し上げます。

熊取町A I オンデマンド交通実証実験につきましては、熊取町スマートシティ構想の政策分野の一つでもある高齢化の進行などによる買物難民やラストワンマイル問題といった課題解決に向け、きめ細やかな移動手段としてスマートモビリティを検証するべく、土日祝日を含む令和4年1月5日から2月28日までの2か月間において、小谷地区、五月ヶ丘地区、自由が丘地区で実施するものでございます。

実施方法につきましては、ルート設定等にA I を活用したタクシー車両1台による予約制の乗合運行で、各地区の乗降場所と目的地施設の間を双方向で行き来でき、1時間に2本程度、片道15分から30分程度の運行を想定してございます。使用する車両は5人乗りタクシーで、運転士を除き最大4名までの乗り合いでの実験となります。運行時間につきましては、9時から17時までとしており、主に買物や通院などのための外出支援を想定し、通勤・通学時間帯は除いてございます。

予約につきましては、電話またはネットでの予約が可能であり、電話予約については9時から17時、ネット予約は24時間対応となっております。電話での予約の場合は、運行事業者の第一交通の専用のオペレーターにつながりますので、乗降場所、出発時間、人数などの必要事項を伝え、予約を行います。ネットでの予約の場合は、予約サイトから基本情報を登録の上、必要事項を入力し、予約を行います。乗車の7日前から1時間前まで可能です。なお、年末年始は除きますので、実質令和4年1月4日からの予約開始となっております。

料金につきましては、1乗車大人200円、小学生以下の子ども100円、1歳未満の方や各種障害者

手帳などをご提示いただいた方は無賃としてございます。

実施エリアの選定につきましては、70歳以上の高齢者の割合が高い地区で、かつ、今回実施いたしました熊取町公共交通に関するアンケート調査による設問で、デマンド乗合交通の利用意向の割合が高い地区、さらに、路線バスやひまわりバスのバス停から200メートルの圏外となるエリアが広い地域として選定した結果、小谷、五月ヶ丘、自由が丘の3地区となったものでございます。この3地区については、大阪外環状線や旧国道170号を基本に、同一の経路を有し、タクシー1台で乗合運行が可能な地域でございます。また、3地区ともにラストワンマイルにおける高低差のある丘陵地などの地形的要因も抱える地域であり、実証実験に適しているものと考えてございます。

乗降場所につきましては、各地区内で3か所設定しており、目的地施設につきましては、JR熊取駅、医療施設である永山病院、商業施設である万代熊取店、ひまわりバスの結節点でもある熊取町役場、路線バスに乗り継ぎが可能である関西医療大学前の路線バス方転地とつばさが丘北口の路線バス方転地の計6か所としてございます。各地区内の乗降場所及び目的地施設の乗降場所には、乗降場所と表示した標柱などを設置する予定でございます。

なお、PRにつきましては、実施3地区への周知として、12月号の広報配布に合わせ、利用促進チラシの同時配布や自治会役員への説明会を実施し、また、1月号の広報においても各地区ごとの乗降場所の詳細図を表示した利用促進チラシの同時配布を予定してございます。また、住民への周知としてホームページに同様の記事を掲載し、ネットでの予約操作の方法も動画でアップする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。以前にも一度説明を聞かせていただいたので、そのときにちょっと聞きそびれたというか、今ちょっと聞かせていただきたいなど。

3地区についてはしっかりと周知を行っていただける予定なんですけど、その3地区の方以外の地区の方が乗られるということも可能性的にはあると思います。目的地に熊取駅とか永山病院、万代というのがあると、そこに実証実験というタクシーが入ってきたときに、私たちは知らされていないというようなことにはならないのかなと思ひまして、このあたりについてはどのように思われますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）おっしゃるように、物理的には予約すれば他地区の方でも乗車は可能となっております。

ただし、利便性の向上を図る、今回は公共交通サービスとしての役割ではなく、まずは実証実験として皆さん使われた方のお声を頂戴したいということですので、この3地区を選定させていただいて、その3地区の方にご利用いただいて、お声を頂戴したいというふうに考えているところです。

広くPRして乗っていただくことも必要かとは思いますが、まず実証実験としての目的のために、その地区の方が目的地に行ってくださいというところを目的としてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。

取りあえず実験最優先ということで、当然、実証実験という形で行うんですから実証実験の最優先でいいんですけども、もしそういう問合せ等々があれば、乗れませんよということではないということですよ。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）乗れませんよという、住所の確認はまずしませんので、電話で予約いただいたりする中でご利用いただくことは可能です。

広くPRはしておりませんが、町のホームページにもこういう実証実験をするというところでの

ホームページもアップしてございます、予約方法もアップしてございますので。ただし、一般的には目的地からその地域だけの足ですので、なかなか乗降場所に行っていただくまでが周りの地域の方は大変なのかなというふうには考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。問合せ等々があったら、しっかりと案内していただければなというふうに思います。

それでは、2つ目の実証実験の結果、実証実験後の計画についてお尋ねをいたします。

実証実験は1月4日から2月28日まで行われるということなのですが、終了後、実験のデータについては事業者から全ていただくというふうになると思うのですが、その結果については私たち議員にも共有していただけるのかということと、実証実験の結果について、全てデータが上がってきた時点でどのような分析をされるのか、また、それは熊取町で、例えば担当課のほうで分析を行うのかということか、それとも、そういう情報分析の専門機関のようなところに分析を依頼するのかということをお教えいただけますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）まず、2点目のご質問の実証実験の結果、実証実験後の計画につきましても、今回の実証実験後すぐに実装に向かうのではなく、実証実験利用者へのアンケート調査を予定しており、このアンケート調査の結果及びびさに実施しました公共交通に関するアンケート調査の結果を踏まえ、本町の公共交通の懸案課題の解決に向け、公共交通会議において時間をかけ、しっかり検討、議論いただきたいというふうに考えてございます。

そんな中で、議員ご質問のどう情報提供していくのかということですが、2月28日までの実証実験となります。その後、このアンケート、実証実験の結果については、モネ・テクノロジーズとこの実証実験については委託をしております、そちらのほうで検証をさせていただいて、一定まとめていただくと。モネ・テクノロジーズにおきましては、全国各地でこのようなデマンド交通を既に実装されておる経験値の高い会社でございますので、システムのほうもモネのほうで提供いただいております。そのモネ・テクノロジーズのほうで検証いただいた上で、まずは目標ですけれども、2月28日に取りまとめた上で年度内に一度、現在の熊取町公共交通会議のほうでご説明させていただいた上で、議員の皆様方にも、この8月に実施したアンケート調査でもご提供させていただいたように、この検証結果については情報共有をさせていただき、ご意見も頂戴できたらというふうには考えてございます。

そんな中で、公共交通会議が中心とはなっていくところではございますが、その中でしっかりと検討、議論いただき、熊取町のよりよい公共交通の実現を図ってまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

分析についてはモネ・テクノロジーズ、今回の実証実験を行う会社にて行っていただくと。いろんな情報が上がってくると思いますので、しっかりと分析していただいて、その結果もできれば共有していただければなというふうに思います。

先ほどご答弁いただきましたが、当然中心は公共交通会議での話合いというふうになってくると思いますので、公共交通会議後に私たちにも情報を提供いただければというふうに思います。これから公共交通会議で、いろんな事業者も含まれておりますので話合いを進めていただいて、しっかりとした、次の質問になりますが、地域公共交通計画を立てていただきたいと思います。立てていきますということも含めてしっかりと住民の皆さんに周知をしていただきたいと思いますというふうに思います。

では、次の質問の公共交通計画策定についてお尋ねいたします。

前回は、令和2年9月定例会でもこの質問させていただきました。その令和2年9月定例会からいろんなことが進んできました。公共交通会議も設置していただきましたし、ニーズ調査としてのアンケート調査も今回行っていただきました。デマンド交通の実証実験も始まりますし、このまま進んでいけば、当然地域公共交通計画の策定に向かって進んでいっていただけるのかなというふうに思っているのですが、これから先、公共交通計画策定に向けては法定協議会に移行しないとけないというふうなこともございますので、もしこれから先、思い描いているようなプランがございましたら教えていただければと思います。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問4点目の持続可能な公共交通についての地域公共交通計画の策定プランはあるかについて答弁申し上げます。

議員が令和2年9月にも議会で取り上げていただいた後、公共交通についての熟度も高まってまいっている状況の中で、地域公共交通計画につきましては、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもので、国の定める地域公共交通の活性化及び再生の推進方針に基づき、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業等について記載するもので、地方公共団体が開催する公共交通事業者、利用者、学識経験者等が構成員となる法定協議会において協議の上で策定するものであり、本町においても将来的に地域公共交通計画策定の必要があると考えてございます。

現在の熊取町公共交通会議につきましては、法令に基づかない任意の会議体として本年5月に立ち上げ、これまで熊取町公共交通の現状と課題についての意見交換、公共交通に関するアンケート調査の実施及び調査結果報告、熊取町A I オンデマンド交通実証実験の事業説明など計3回の会議を開催し、公共交通全体に係る課題の抽出整理を行っているところでございます。

来年度におきましては、公共交通に関するアンケート調査の結果や今回実施いたしますA I オンデマンド交通実証実験の検証を行い、熊取町のよりよい公共交通の検討をさらに進めるべく、法令に基づく会議体への移行を検討しており、地域公共交通計画の策定につきましても、熊取町公共交通会議において議論を進めてまいりたいと考えてございます。

今後も、地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。しっかりと進めていくというような答弁をいただきましたので、ぜひともお願いしたいなと思います。

調べている中で一番目に留まったというか、国土交通省が出している「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」の一番最初に、地域の移動ニーズに合わせて地域が自らデザインする交通へと書かれております。前回の答弁もチェックしていただいていると思うんですが、スマートモビリティの検討をしていきたい、将来の交通網をつくっていききたいというふうにご答弁いただいております。少しずつですが、目標に向かって進んでいっているのかなというふうに思っておりますので、ぜひともこのまま進めていただきたいたいなというふうに思っております。まず、公共交通会議に必要な委員を追加していただいて、法定協議会にさせていただくところから進めていただいて、地域公共交通計画策定に向けて進んでいっていただきますようお願いを申し上げます。

最後になるんですが、これから進んでいきます少子高齢化社会、人口減少の中で、まちづくりというものにおける公共交通網整備の重要性というのは、これまで以上に高くなってくると思います。誰がどこに移動するのにどんな移動手段が必要なのかというのは、今策定していただいている立地適正化計画の中にも、本来なら組み込んでいただきたかったなというふうには思っていますが、熊取町が移住・定住のターゲットにしている子育て世代の方々が便利に感じられたり、小さい子どもが一人でも迷わず乗れたり、高齢者の方がデマンド交通が利用しやすかったりと、全ての住民の方が利便性を享受できる、そして、熊取町に関わっておられる交通事業者の皆さんが持続可能

な環境を、熊取町がこれからはしっかりと整えていかないといけないというふうに思っております。

大変な計画になるとは思いますが、しっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。大変な計画になるとは思いますが、しっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。まして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、子宮頸がん予防についてです。

厚生労働省は、2013年から中止してきた子宮頸がんワクチン定期接種の勧奨を8年ぶりに再開すると発表いたしました。子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんです。子宮頸がんは若い世代の女性のがんの中で多く占めるがんであります。日本では毎年約1万1,000人がかかり、約2,800人の女性が亡くなっております。患者は二十歳代から増え始め、30歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう女性は毎年1,200人に上るそうであります。

子どもたちに分かりやすく説明している厚生労働省からの資料によりますと、こういった厚生労働省からの資料、今回ちょっと資料につけ忘れたんですが、こういった資料があるんですが、その資料によりますと、一生のうちに子宮頸がんになる人は1万人に132人、つまり1クラス約35人のクラスといたしますと、2クラスに1人というぐらいになるそうです。子宮頸がんて亡くなる人は1万人当たり30人、つまり10クラスに1人ぐらいとなります。原因の95%以上はヒトパピローマウイルス（HPV）によるもので、女性の半数以上が一度は感染すると言われております。予防にはワクチン接種と検診が効果的で、現在100か国以上で予防接種が行われ、イギリス、オーストラリア、カナダ等では接種率が80%を超えております。

日本では、小学6年生から高校1年生相当の希望する女子が対象で、3回接種の定期接種が2013年4月から実施されましたが、接種後に体の痛み等を訴える声が相次ぎ、6月に積極的勧奨は中止されました。厚生労働省の専門部会は、国内外でワクチンの安全性と有効性が確認されたとして、本年10月1日、積極的勧奨を妨げる要素はないといたしました。

そこで、お尋ねいたします。

まず、1点目ですが、現在の子宮頸がん予防ワクチン定期接種の接種状況、取組についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、子宮頸がん予防についての1点目、現在の接種状況、取組につきましてご答弁申し上げます。

まず、これまでの経過でございますが、今、先ほども議員から既にご質問の中でございましたんですけれども、ちょっと一部重複する部分がございます。申し訳ございません。

まず、これまでの経過を簡単にご説明させていただきますと、子宮頸がん予防ワクチンでありますHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンは、平成25年4月に予防接種法に基づく定期接種として位置づけられ、対象となる小学6年生から高校1年生の女子は無料で接種することが可能となりました。しかしながら、定期接種化直後から、接種後に体の痛みや運動障がいといった症状の報告が相次いだため、積極的勧奨が差し控えられ、現在も継続されている状況にありますことから、接種件数は年間で多くとも6件程度と、非常に低く推移してきたところでございます。

このような状況におきまして、昨年10月の国からの通知では、接種対象者や家族の方々で自身がワクチンの安全性、有効性の両面を理解し、接種について検討、判断することができるよう、市町村からの個別通知による情報提供を行うこととされたところでございます。この通知を受け、早急に対応すべく、ホームページや広報に加え、全対象者への個別通知による周知を昨年10月より実施したところでございます。個別通知による周知を開始して以降、令和2年度につきましては64件、令和3年度につきましては10月時点で153件と、徐々に接種件数は増加している状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。もう昨年から個別通知はしていただいているということだったんですね。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 個別の通知は、まず段階的に実施をさせていただきまして、まず昨年の10月、これはもう接種期間が迫っています高校1年生を対象に、まず個別に郵送をさせていただきます。その中には、先ほど議員、資料を概要版ということで、その必要性、そういったパンフレットも一緒に同封させていただきます。ただ、あくまでもこれは積極的勧奨ではございませんので、あくまでも情報提供という形で順次個別通知を行ってさせていただきます。

また、小学校5年生、新たに小学校6年生になる方についても、他のワクチン接種のご案内と同時に、小学校6年生になるとこのHPVのワクチンが接種できるというふうな、同じようなパンフレットを送付しているというところでございます。

それと、あと中学校1年から3年生の方については、こちらはもう公立の中学校を通じて配布させていただきました。私立中学等に通っているお子さんの世帯については個別に郵送したということで、基本的には全対象者のほうに個別通知というような形を取らせていただいております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。

もう昨年から、今回通知のほうはちょっと後の質問でも聞くんですが、積極的勧奨というところの通達 came というところですが、昨年からそういうふうに個別で通知もしていただき、中学生につきましては学校でもお知らせしていただいているということで、その接種された希望者の方というのが令和2年度は64件、そして令和3年度は153件というふうにご答弁いただきましたが、一応小学6年生から高校1年生の女子というのは、全ての方が対象になるわけですが、その方は何人いらっしゃいますか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 対象者なんですけれども、現時点で、令和3年11月時点ですけれども、対象者数は大体2,000人弱ぐらいだったと思います。

一番問題なのは、その中で積極的勧奨、この8年間で過ぎてしまったお子さんでございまして、その方の状況でいきますと、大体1,800人ぐらいが対象でございまして。平成9年生まれ以降でございまして、9年から平成16年生まれ、その中で約1,800人ぐらいのお子様を対象となっております。そのうち約25%ぐらいが接種が終わっているといったような状況でございまして。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。

一応小学校6年から高校1年生までの、学年でいえば毎年2,000人ぐらいは対象である中で、一応最初の積極的勧奨をしなかった、一旦中止した頃はなかったですが、昨年からそういうふうに64件、153件という形で、個別通知することによって希望者はあったというところのご報告かと思っております。その中で、現状はよく分かりました。

今、国のほうで積極的勧奨というふうになりまして、個別通知のほうの通達、今、この参考資料の中に、11月26日に各市町村長宛てに出された厚生労働省健康局長からの通達によりますと、その中に積極的に勧奨しなさいという文言等あるわけですが、そういったことを受けまして、どのように考えておられますか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、2点目の今後の取組につきましてご答弁申し上げます。

議員一般質問の資料にございまして、国におきましては、令和3年10月に積極的勧奨再開に向けた検討が開始され、11月26日付で定期接種の積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させ、

基本的に令和4年4月から接種の個別勧奨を実施する旨の通知が発出されたところでございます。なお、この積極的勧奨の差し控え中に接種期間を過ぎてしまった方への対応につきましては、国におきまして議論が開始されている状況でございます。

本町といたしましては、対象者等に対し、個別勧奨によりワクチン接種について検討、判断するために必要な情報提供などを行うなど、適切かつ迅速に対応できる体制整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。

そしたら、その個別通知につきましては、今、中学生も含めてそれぞれに通知をするということですね。それはいつからされますか。この通達の中では前倒しして、来年、令和4年4月からなっていますが、前倒ししても基本的には4月からになっているけれども、前倒しで実施することも可能であるというふうに通達の中ではあるわけなんですけど、もう即実施されるというところで理解させていただいてよろしいんでしょうか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） この通知が先月末に発出されたばかりで、その積極的勧奨を配布するということは、その辺につきましては事前に情報が、動きがありましたので、来年4月当初からの積極的な勧奨の体制ということで、当然接種の委託料等々も、予算の関係もございまして、その辺のあたりの準備は進めているところでございます。

また、当然のことながら、この通知にもございますように、やはり個別接種でございますので、医療機関との調整も、これも再々ある面でちょっと言っているんですけども、やはり3市3町での調整でありますとか、やっぱり医師会との調整、こういったところも必要になってこようかと思っておりますので、前倒しということになれば、それはそれであれなんですけれど、今、現時点におきましては来年4月から以降に、あまり遅くならないように順次実施できるような体制を整えていきたいというふうには考えてございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。4月から個別通知を出すというところで理解させていただきます。

今、ご答弁の中にもありましたが、医療機関との連携というものも必要で、そういったところのことにつきましてもこの通達の中にはありまして、そういった医療機関のほうとの連携によって、この対象者の方というのは、保護者の方もそうですが、再開というふうになりましても不安等を抱えていらっしゃる保護者の方もいらっしゃると思います。そういった中でのご相談とか、そういったところの体制というものはどのように考えておられますか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） こちらにつきましても、医師会等と3市3町、毎年ワクチン接種につきましては、説明会等々、手引等々は共通した部分で送付してございます。今回につきましても、当然、今、議員ご指摘の部分につきましては、3市3町と医師会、それでまた医療機関と、その辺はきちっと情報共有しながら進めていくというふうな形では考えてございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。しっかりと連携しながら、保護者の皆様、また対象者の皆さんに相談できるように、そういった体制をしていただきたいと思います。

先ほどもご答弁の中に、ちょっと聞こうと思っていたんですが、最後に、接種機会を逃した、そういった方たちに対してどうするのかというところは、今後どうするかというのはまた方針決定次第、厚生労働省のほうから通達が来るかと思うんですが、先ほどそれを聞こうと思っていたら、先ほどもう答弁でさっき1,800人ですか、いらっしゃるというふうに言っておられましたので、そういった方たちへの対応というものもしっかりとまた準備していただきたいと思います。これも公費ですのかどうかというところもあるかと思うんですが、またそういった連絡もありますので、し

っかり対応していただきたいと思います。

このことにつきましては、先ほど学校のほうでもというふうなお話がありました、中学生につきましては、だから、女性の命、また子どもたちの命を守るために、健康という面も考えて、子宮頸がんを予防するためには、まずワクチンもそうですし、まずもって2つありまして、ワクチン接種と検診と2つあるということが厚生労働省から出している資料の中にもあります。そういった面で、検診の必要性もまたしっかりと訴えていかないといけないかと思うんですが、子宮頸がんの、二十歳になったらまずは無料クーポンを発行しますよね。その分につきましては受診者の受診率というのはどうですか、検診受診率。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）すみません、検診のほう、私、ちょっと直接の所管じゃなくて申し訳ないんですけども、議員ご指摘のとおり、子宮がん検診、集団検診では子宮頸部のみで、個別検診で子宮頸部と子宮体部の検診を行っているということで、率にして、ちょっと記憶があれなんですけれども、2割、20%前後だったかというふうに記憶しています。

ただ、セットですか、レディースセットとかいろいろありますけれども、その受診率までちょっと私、把握していないんですけども、大体2割程度ぐらいだったかなと思います。二十歳以上で2年度に1回ですかね、受診ということで、多分私は、ちょっとすみません、記憶があやふやで申し訳ないんですけど、大体それぐらいのパーセンテージだったと思います。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。子宮頸がん予防についてということですので、まずはワクチンと検診の両方がやっぱり必要ですので、ワクチンもそうですが、検診についてもしっかりと推進をしていただきたいと思います。

その中で、子宮頸がん予防につきまして、先ほどちょっと言いかけたんですが、学校でのがん教育、そういったものも必要かと思うんです。こういった厚生労働省が出している資料を送付していると言っていました、学校でも授業の中で検診の重要性、また保健体育の時間等で実施していただくことが大切かなというふうに思うんですが、乳がん等につきましてはやっていたいんですが、この子宮頸がんにつきましても、できたら専門のお医者さん等に来ていただいて、そういった中で説明していただくことも必要かなというふうに思うんですが、その辺はちょっと、林先生いらっしゃるのでお聞きしたいんですが。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）がん教育につきましては、当事者の方に来ていただいて、中学3年生の女子あるいは男子対象に話を聞かせていただいて、自分自身の健康を自分で守っていく大切さというところを子どもたちにも伝えているところです。

おっしゃるとおり、子宮がんの当事者の方、子宮がんを克服なさった方のお話を聞かせていただくということで、まだ子宮頸がんというところには至っていないところではあるんですけども、あ、乳がんですね、失礼いたしました。というところではありますが、やはり自分の健康は自分で守っていく、そのために必要な検診であるということは、保健体育の授業であったり等を含めて、指導のほうは引き続きしっかりやってまいりたいというふうに思っています。

また、いろんな国から配布されている資料も活用しながら、子どもたちに指導を行っていききたいなというふうに思っています。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）よろしくをお願いします。

本当にこの資料、よく分かりまして、頸がんになる罹患原因とか現状とか、そしてまた、ワクチン接種することによりますリスクにつきましても詳しく載っています。そのワクチンを打ったからそれでやっぱり副反応があったという、そういった状況につきましても、1万人当たり9人の方がそういった症状があった、コロナのワクチンについてもそうですが、副反応が全くないワクチンな

んでないので、そんな中で重篤になった方もいらっしゃるというところの情報等も載っています。そういったことも知った上で、情報として全て提供した上で、自分の健康を守るということの大切さというものを子どもたちに教えていただきたいと思っておりますので、そういった意味でのワクチンの勧奨というものも、町のほうもしっかりしていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。ありがとうございます。

では、次、2点目へいきます。

2項目めは、ヤングケアラー支援についてです。

厚生労働省と文部科学省、両省の福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームによるヤングケアラーへの支援を盛り込んだ報告が取りまとめられ、国の骨太方針にも示され、来年度の概算要求にもヤングケアラー関連予算が盛り込まれております。国は、2022年度からの3年間を集中取組期間として、自治体の施策を後押しするとしております。

ヤングケアラーとは、本来なら大人が担うべき家事や家族の介護、身の回りのお世話等を行っている18歳未満の子どもの総称です。ケアがお手伝いの範囲であれば問題はないのですが、負担が大きいあまり学校に行けなくなったり、友人関係の行き詰まりや就職機会の喪失といった深刻な問題に発展するケースもあります。また、誰にも相談できずに一人で抱え込んでしまいがちな状況もあり、そういった状況を普通と思っている子どもも多くいるのが現状であります。

そういったヤングケアラーの実態調査につきましては、6月定例会で矢野議員が質問しておりましたが、私たち公明党も、国のほうで、そのプロジェクトチームの座長を務められた、山本博司参議院議員が座長を務めたんですが、そのプロジェクトチームで報告書を取りまとめ、ヤングケアラー支援につきましては施策に力を入れておりますので、今回、私のほうも質問をさせていただきました。

具体的に、本町としてのヤングケアラーへの相談窓口の設置と福祉との連携についてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、ヤングケアラーへの相談窓口の設置と福祉との連携についてどのように取り組んでいくのかにつきましてご答弁申し上げます。

ヤングケアラー支援につきましては、本年6月議会における矢野議員からの一般質問に対しまして、教育委員会と連携して実態調査を実施し、支援策の検討を進める旨のご答弁をさせていただいたところでございます。現在の状況を申し上げますと、実態調査につきましては、教育委員会と連携しながら小学校5、6年生及び中学校全学年を対象といたしまして、12月から令和4年1月にかけての実施に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

それでは、議員ご質問のヤングケアラーへの相談窓口の設置についてでございますが、子育て支援課が所管しております相談事業の一つに、18歳までの子どもを対象とした子ども・家庭相談がございます。当該相談窓口では、これまでも住民の方から子どもの擁護に関する相談もお聞きし、関係機関等と連携しながら必要な支援や見守りを行っておりますことから、今後におきましても、ヤングケアラーの相談窓口につきましては、子ども・家庭相談を窓口として対応していきたいと考えております。

次に、福祉との連携についてでございますが、ヤングケアラーに対しまして早期に必要な支援につなぐことが必要であり、住民の方々や学校などの関係機関からヤングケアラーに関する相談があった場合には、要保護児童対策地域協議会の対応に準じた形で、その世帯の初期調査及び全体評価を行い、福祉、介護、医療、教育等の関係課での支援策の検討を行った上で支援方針を決定し、具体的支援につなげていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

今、ちょっと国のほうの資料をつけさせていただきましたので、資料を見ていただきたいと思います。資料の7ページなんですけれども、そこに、今回、このヤングケアラーにつきましては国全体としても取り組んでいかなければならない問題というところで、この3年間かけてしっかり取り組んでいこうというところで、国のほうも予算をつけました。

その中で、まず7ページのところに現状と課題というふうにあります。

実際のところ、今、本町におきましても実態調査を行っていただくというところで準備していただいているわけなんですけど、その中で、まず、自分がヤングケアラーであることを自分自身が分かっていない方もいらっしゃると思います、子どもたちの中で。そういった中で、また、住民の皆さんの中でもそういったものについての認知度もないというところで、この現状の中に、ヤングケアラーの概念の認知度、そして支援につなぐ窓口が明確でないというところが現状と課題の中にあるわけなんですけれども、そういった意味で、今言う、先ほども子ども・家庭の相談窓口を設置しているということもございましたが、まずは、ヤングケアラーについての認知度を高めるために、また、教員の皆様にもそういったものについての対応等を研修していただくことも重要かと思います。

そういった意味で、国のほうも、次のその8ページのところに、実態調査の把握と、そして関係機関職員に対する研修というところで、そういった予算がついております。そういった研修等についての検討とかはされておられますか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）関係機関の研修についてでございますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、要保護児童対策地域協議会、要対協と、いわゆる児童虐待、そういった関係の協議会でございますけれども、その協議会の中にいろいろな下部組織として部会等々もございます。その中には、実務者、実際の現場に携わっている方、そういった方がメンバーとなって、それぞれの個別の支援ケースを検討するというような組織体がございます。いわゆる要対協のこの枠組みを利用して、今までも年に1回研修も行ってございます。その中には、関係機関として当然のことながら学校の先生、現場の先生もお入りいただいているという状況でございます。そういった要対協の研修を活用してヤングケアラーについての研修、そういったのもやってみてはどうかというのが、今ちょっと内部的には検討している状況でございます。

ヤングケアラーは、言ってもなかなか法的な定義にないということで、発信するにしても、我々もちょっと慎重にならざるを得ないなというところを持ってございます。ヤングケアラー、いわゆるお手伝いですよね、家のお手伝いである。ヤングケアラーイコール家のお手伝いをするのがちょっと悪いことなのかというイメージにもつながるといっても非常に懸念もしておりますし、国のほうも、周知ということになってございますけれども、いつか何か政府広報で、テレビとかでは放映されておりましたけれども、あまりちょっとポスターとかも、そういったことも、国を通じて何も配布のほうはされてきていない状況ですので、その辺はちょっと国の動きにも注視しながら、我々としてもできるところは進めていきたいというふうには考えております。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）ヤングケアラーにつきましては、やはり議員がおっしゃるとおり、社会的認知度が高くないというところ、当然学校においても、困っている子どものサポートは今までもずっとしてございました。ただ、その中でヤングケアラーという定義が出てきたところ、概念が出てきたところで、再度やはり先生方にそういった視点で子どもの様子をより丁寧に見ていただく必要があるというふうに考えております。

スクールソーシャルワーカーのほうもたくさん配置していただいておりますので、早速もう10月、11月には、スクールソーシャルワーカー対象に、ヤングケアラーとはどういうことなのかという研修、あと府のスーパーバイザーにも来ていただいて、実際の事例の検討会を2回やっております。

あわせて、各学校の生徒指導担当の先生方にも急遽集まらせていただいて、ヤングケアラーってどういうことなのかと気づいていない、そのことが社会の認知度、大人が気づいていないということ、

あるいはヤングケアラーってどういう人なのかと分かっていないところがあるから、先生方はまずそこを知ってくださいというようなことで、研修のほうも行わせていただいて、まず先生方がそこを知っていただくというところから、今始めていっているところです。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。国のほうもそういった研修の必要性を言っていて、予算をつけてくれておりますので、必要な講師の方、そういった費用、国の予算を利用しながら研修の機会をつくっていただきたいなというふうに思います。

大阪府も、昨日の新聞ですか、載ってまして、読売新聞なんですけど、大阪府のほうも実態調査して、大阪府立校につきましても実態調査したときに、生徒の6.5%、15人に1人はヤングケアラーやという実態が分かったというところで、その分につきましても、お手伝いの範疇というか、時間がどれだけその時間に、お世話するのに時間がかかっているかというところが、やっぱりお手伝いを超えているというところになってきますので、そういったところの認知度というところをしっかりと研修の中でしていただけたらなというふうに思います。

府教委の担当者の方も、本当にヤングケアラーにつきましても本人に自覚がないケースが多いというところで、教員の研修を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーとも連携して対応していきたいと府教委の方が、今、林先生もおっしゃっておられましたが、スクールソーシャルワーカーにしっかりとまた研修を受けていただきながら、対応していただくというところを進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の9ページを見ていただきましたら、それにつきまして、先ほど、子ども・子育て相談室ですか、あるというふうに言っていましたが、そういったところにつきましてのヤングケアラーコーディネーターの配置とか、そういった、またピアサポート等相談支援体制の推進、そしてまたオンラインサロンの運営、支援につきましても、国のほうで予算がつけております。先ほど相談窓口、ふれあいセンターのほうにあると言っていましたが、子どもたちがそれぞれ自分がそんな相談窓口に行けるわけがないので、そういった周知も必要ですし、またLINEで相談窓口があれば、子どもたちはそこで相談を受けやすい体制になるかと思えます。そういった面でこういった補助事業がありますので、そういったものについても検討していただけたらなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 当然のことながら、先ほど来、林理事からも答弁ありましたように、まずは関係機関の支援するほうの研修というところ、そこで把握した中で、実際、今度どういう支援につなげていくのかというところ、そこが一番重要なポイントと、福祉部局では十分認識しております。

今すぐに、そういうコーディネーターとかSNS、そういうところに一足飛びというのはちょっと現時点では考えておらないんですけども、とにかく今ある要対協の枠組みの中で、教育委員会、学校と連携しながら進めていきたいというふうに考えてございます。そのような状況を把握する状況の中で、やっぱり必要があれば必要に応じて事業化もする必要もあるのかなというふうには考えてございますけれども、現状におきましては、今現在の枠組みの中で進めていきたいというふうに考えて、それはもう教育委員会、学校現場とより一層の連携を密にしながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 分かりました。

その福祉につなげるためにも必要なのがコーディネーターかと思えますので、そういった分につきましても、国がそれぞれ10分の10を負担するんだということを予算の中で上げておりますので、しっかりと手を挙げてこういったコーディネーターを取り、その事業を取り込んでいき、そういった福祉につなげていくパイプ役を、今、それぞれ要保護児童連絡会議ですか、ありますが、その中

でそういったコーディネーターを置くことが、またヤングケアラー支援につなげていけるものかと思しますので、そういったものを、また国のほうでも予算をつけておりますので、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。いいですか、お願ひします。

では、次へいきます。

すみません。今のオンラインの相談につきましてはどうですかね。ちょっとオンラインの相談につきましては、LINE相談、LINEでの。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）現時点では、ちょっとLINE相談というのは、今の子ども・家庭相談では実施しておりません。

ただ、確かに先ほど議員ご指摘のように、お子さんから直接というのは、確かにそういう面では、こういう今みたいにSNSを活用したというところは非常に大事だと思っておりますので、その辺につきましても、今後の国の動きでありますとか近隣の動き、様々な動きをちょっと注視しながら検討のほうはしてまいりたいというふうには考えてございますけれども、現時点ですぐにSNSを通じた相談というのも、我々もちょっと、それも24時間常にすぐに体制できる準備はまだできておりませんので、今後の状況を見極めながらちょっと検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）LINEによる相談は、大阪府のほうが積極的に取り組んでいるかと思ひます。またそういったところと連携しながら、いじめとか、そういったものについても相談の窓口になっているかと思ひますので、本当に子どもの施策というか、本当に社会全体で子どもを守っていくんだというところ、また社会全体で子どもたちを育成していくんだということになったときに、そういった子どもの声を聞く、そういった窓口も必要かと思ひますので、LINEを使つての相談窓口につきましても、これはちょっと以前からお話、要望等としてきていますので、また取組を進めていただきたいなど。

大阪府がやっておりますので、それに連携してできないのかなというふうに思ひますが、その辺どうなんですかね。難しいですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）従来でありましたら、子どもたちが身近な大人に直接相談できるような関係づくりを、やっぱりつくっていききたいなという思ひは強くあるんですが、ただ、いろんなところで相談できる場所があるということで、子どもたちがしんどい思ひをそこで聞いてもらうことで気持ちが楽になるというよさもあるかと思ひています。

LINE相談については、以前からも言うていただいているところはあるかなというふうに思ひんですが、全ての子どもがLINEを見られる端末を持っている状況ではないというところもありますので、よさも分かっておるんですけども、なかなかそのところはどうしたものかなということで、今考えているところです。すみません。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。ちょっと積極的に検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、3項目めへいきます。

3項目めは、飼い主のいない猫不妊去勢活動支援の拡充についてです。

本町では、平成30年度より飼い主のいない猫不妊去勢手術費用助成制度を実施していただいております。飼い主のいない所有者不明猫がみだりに繁殖、増加することを抑制し、地域住民の皆さんの住生活に係る地域環境の衛生上の改善や住生活そのものに対する迷惑を防止するとともに、動物愛護意識の高揚を図ることを目的として、不妊去勢手術の活動を実施する方に対して手術費用の一部を助成するものであります。

補助額は1匹5,000円が上限で、30年度の予算は10万円、翌年度の令和元年度は20万円に拡充をしていただきました。予算の範囲内での実施とされております活動支援の現状についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、飼い主のいない猫不妊去勢活動支援の拡充につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の活動支援の現状でございますが、本町では、平成30年度に飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金制度を創設しており、その実績としましては、制度創設年度である平成30年度は予算額10万円に対し20頭で10万円、令和元年度は予算額20万円に対し36頭で18万円、令和2年度では、流用額10万円を含む予算額30万円に対し54頭、25万6,500円となっており、全ての申請に対し補助金を交付してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）令和2年度、54頭というところで、20万円の予算を超えて対応していただいたというところなんですが、令和2年度の決算委員会のときにもその報告を聞きまして、予算以上の対応をしていただいたということの中で、1頭5,000円の上限額になっている中で、超えた分、5,000円の45匹、あと3,500円で手術を行ったところは9匹という決算の中でも報告あったんですけども、3,500円でやってくださる病院がどこにあるのかなというふうに思いまして、ボランティアが本当に負担をしているんじゃないかなというふうに思ったわけなんですけれども、その状況につきましてはボランティアから何か聞いておられますか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）特段そういう、いろんな枠を広げてくださるよなんていう話ではないんですけども、以前会議の中でもお話があったと思いますけれども、申請のやり方について、ちょっと写真を撮るタイミングであるとかというところが課題やということでしたので、制度の見直しを行いまして、申請をやる前に写真を撮るというような形を取って、それで、手術を実施やった後にもう一度写真を撮るというような形になりまして、なかなかそういう実際現時的には難しいというようなご意見をいただきましたので、実施後の申請も可能だというような、臨機応変な対応で制度の見直しをやると、そういうこれまでのボランティアの方々の要望といいましょうか、課題をおっしゃっていただいたことに対しましては、対応しているのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）写真の件につきましてはそういう声があるというところで、環境課のほうに、そういった臨機応変な、ボランティアに負担のないような対応ということでお願いさせていただき、対応していただいたということ、ありがたく思います。

今言う実際のところ、やっぱり不明猫が増えているというところで、ボランティアは捕獲しながら手術の病院に連れていき、そういった手術をして活動して下さっているわけなんですけれども、その中で、今、令和2年度は54頭というところにつきまして、令和3年度、今現状はどうですか、この令和3年度は。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）11月の現在で32頭、15万9,000円のこれまでの実績となっております。若干予算の枠はまだあるかなというふうには考えております。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）20万円やから40頭なんで、まだ若干、8頭は入るところなんですけど、そういった中で、予算の枠を超えなかったらそれはそれでいいかと思うんですけども、実際、昨年そんなふうにとくさん枠を超えてあったというところの中で、予算のさらなる拡充ということも、まず

は、ちょっと考えているのかというところはまず教えてください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）議員ご指摘の、特別委員会の中でこのやり取りはあったかというふうには思っております。

予算額20万円なんですけれども、やはりそのときの答弁にもありましたように、まずは、令和2年度の実績が大きく予算額を上回っているという事実を踏まえまして、様子を見させてくださいという、そのときは答弁やったと思います。

複数年度やはり予算額を超えるようなことがあれば、やはりそれはボランティアの方々の財政的な支援という考え方からすれば、対応していく必要があるのかなというふうにも思っていますし、ふるさと応援基金のほうからも特定財源ということで考えられるということで、以前、やり取りがあったかと思えます。そういうようなところの活用も含めまして、財政当局と協議、調整、やってまいりたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）そのたびに超えたからふるさと寄附金を活用するとか、そんな、そのたび、超えるか超えへんかでどうするねんという感じではなくて、もう使えへんかったらそれで済むことなんで、増えるんだったら拡充という形で予算枠を拡充するなら、もう最初から最初の予算の中で拡充すべきやなというふうに思います。

手術費だけではないんです、ボランティアの負担というのは、やっぱり餌代もかかっております。そして病院、今回も3,500円でやってくださる病院というのは和歌山のほうに行かれたみたいでなんです。そんな遠いところまで病院に連れて行ってやってくださっているわけなんです。だから、そういった負担とか交通費とか、そういったものもこの手術費の中には入っておりませんので、そういったことを考えたときに、やっぱり予算、負担のないように拡充というところも、手術しかありませんが、そんな3,500円の安いところを探しに行かなくてもいいように、予算の枠を超えたから大変やという、そういう思いをしながら活動をするのは、またボランティアも大変だと思いますので、そういったことを踏まえて予算の拡充をお願いしたいんですが、それと併せて、拡充ができないのであるならば、次の2項目めなんです、2点目、質問させていただきます。

予算の枠内で補助事業が行われれば問題ないんですが、予算を超える場合もあると。令和2年度、そうでしたよね。そういったことを鑑みて、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業の行政枠というものがあります。そういったものに参加している自治体が、大阪府内でも30団体あります。それぞれ独自で、熊取町のように独自で助成している団体も22団体あるわけなんですけれども、今回資料につけさせていただいております泉佐野市や島本町は両方やっているんです。

さくらねこ無料不妊手術事業の説明を資料につけさせていただきました。本町もさくらねこ無料不妊手術事業に参加してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、2点目のさくらねこ無料不妊手術事業への参加につきましてご答弁申し上げます。

まず、当該事業でございますが、行政枠として参加した場合、公益財団法人どうぶつ基金において、協力病院における手術費用等の全額を負担してもらえることとなりますが、地域猫活動を行うボランティア団体などと連携しながら、捕獲、手術、元の場所に放すという取組に対し支援していくこととなります。

ご質問のこの事業への参加につきましては、今後、地域の理解が不可欠である地域猫に関する事業であることを認識し、その理解を得るための方策の一つとして、他団体の状況も踏まえながら前向きに検討してまいりたいと考えてございます。今後も、住民の皆様の良好な生活環境を守っていくため、町内における飼い主のいない猫のみだりな繁殖の抑制に取り組んでまいりますので、ご理

解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。前向きに検討していただけるということで、ありがたいと思います。

本当に泉佐野市等もやっておられます。阪南市も貝塚市も、このさくらねこ基金事業には参画しております。本町は独自で補助もやっておりますが、このTNR活動というものは、そのボランティアはされておられるんですね、地域猫。ちゃんと捕獲して、そして手術して、処置して、そして元に戻してあげて、あと餌をあげてという形のそういった活動をされている、そういった活動につきましての理解というものは、その辺の地域の方にもやっぱりしていただかないといけないところで、このTNR活動の周知という、そして、その理解に対する周知というところも、それはさくらねこ無料手術事業を行うことに対しての条件的なものですよね。それを今現在やっておりますので、全然町としては問題ないことかと思っておりますので、その辺、前向きに取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、病院につきましては、本当はボランティアもこれに参画してくれたら、あと、枠を超えたときには無料のチケットをもらえて病院に連れていけるので助かりますというボランティアはおっしゃっておられましたけれども、町が参画してくれたらありがたいですとおっしゃって来ていたんですけれども、実際、その協力病院というのがちょっと遠いところにあるので、その辺のところはやっぱり、ここ熊取町から見れば八尾市にある病院が一番近いようなんですが、そこまでボランティアは手術、猫ちゃんを連れていかないといけないという負担はあるにはあるんですが、でも、それをしてでもボランティアは、そういった無料チケットを頂けたらありがたいというふうにおっしゃっておられましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと併せて、また永楽ダムのほうで不明猫が、今現在、また増えてきているらしいんです。だから、そういったことを踏まえて、やっぱり猫を捨ててはいけないという、そういった動物への遺棄や、また虐待とか、そういったことをすれば犯罪ですよという、そういった啓発ポスターありますよね。そういうことをすれば1年以下の懲役または100万円以下の罰金が要りますよという、そういった啓発ポスターがあるんですけれども、そういったものもしっかりと、また永楽ダムのところにはポスターをもっと、前も言って貼っていただいたかと思うんですが、また最近増えているみたいなので、またそういった啓発も、動物をやっぱりちゃんと一生、飼った人はちゃんと最期まで面倒見るんだというところ、そういったところにつきまして、動物を捨てるということは犯罪なんだというところをしっかりとまた徹底していただきたいと思ひますので、その辺の周知もまたよろしくお願ひしておきます。

それでは、最後、4項目めは弱視の早期発見についてです。

昨年の12月議会で、3歳児健診における弱視の早期発見について一般質問させていただきました。そのときのご答弁は、導入している自治体の効果等を調査研究するというものでした。

今回、厚生労働省が屈折検査を3歳児健診に導入するよう全国の市区町村に促す方針を固めたとのことです。弱視は子どもの50人に1人はいるとされております。しかし、日本眼科医会が今年5月に公表した調査結果によると、3歳児健診で屈折検査を行う市区町村は3割程度とのことで、厚生労働省は全国で検査が受けられるように、検査機器を購入するに当たって2022年度に補助制度を創設し、購入費用の2分の1を補助すると方針を決めたようであります。

本町も、国の補助金を活用し、屈折検査機器による検査の導入を求めますが、いかがお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3歳児健診への屈折検査の導入につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、斜視や遠視などの弱視を早期に発見するための取組として、屈折検査機器の購入費用に対し2分の1を補助する制度が令和4年度の国の概算要求に計上されておりますこと

は承知してございます。

さて、3歳6か月児健診での屈折検査を導入するに当たりましては、既に導入している自治体への調査などから、幾つかの整理すべき点があり、まず導入に当たっては、全員への検査実施を必要とするため、そこへ対応するための看護師などの人員を新たに追加する必要がございます。また、屈折検査の会場は半暗室が必要となるため、会場のスペースに限りがある中で、健診全体の流れの見直しも必要と考えてございます。さらには、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施しており、導入による滞在時間の延長、密の発生などにも十分留意し、安心・安全な健診実施体制となるよう対策が求められております。

つきましては、検査を導入するに当たりましては、人員の確保や健診体制の全体的な見直しが必要となりますので、既に導入している自治体への調査研究に加え、次年度導入を予定する団体の状況を検証し、その上で導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 周りを見てから、みんながするんやったらやろうかという、そんな感じですか。

議長（二見裕子君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 現時点、大阪府下ですけれども、導入が7か所ですか、導入予定が1か所、1団体あるというふうに聞いてございます。

先ほどもご答弁申し上げましたように、人員の確保、健診全体の見直しというところも含めまして、導入に向けた検討を前向きに進めていきたいというふうには考えております。

健診自体も、確かにいろいろ導入している自治体のほうにもお聞きした内容におきましても、やはり健診のそういう精密検査の精度が上がったということのご意見も確かにございますので、町といたしましても、そういった今申しました課題等が早急にクリアして、可能な限り早く導入に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 国が2分の1を補助すると言っているこのときに、やっぱり手を挙げるべきやなというふうに思います。人員体制につきましては、導入すればちゃんとそういう体制を組めばいいのであって、体制を組んでから導入というのはおかしいと違うかなというふうに思います。前向きに検討していただきたいと思っております。

早く、やっぱり子どものことを思ったときに、弱視を早期発見することがやっぱり子どもたちのためになりますので、そういった中で、導入したところの状態、結果、導入に至る課題を聞くのではなくて、効果というところもしっかり聞いていただきたいなというふうに思います。

今年、高知市は導入したわけなんですけれども、573人中45の方が弱視というのが分かって、8%の方が分かったというところなんです。熊取町は昨年質問したときに303人中7人というところで2.3%というところの発見率やったんですね。だから、その辺、やっぱりランドルトだけで見ただけではなくて、ちゃんとそういった屈折検査をしてみたときに、8%の子どもがそういった弱視の傾向がある、検査しなければならぬという、その発見率が全然違いますよね。そういったことも考えて、その効果というものをしっかり検証していただくことのほうが、課題を検証するのではなくて、効果をしっかりと検証していただきたいことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（二見裕子君） 以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩をいたします。

（「11時57分」から「13時00分」まで休憩）

議長（二見裕子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1点目は、産業振興ビジョンの具体化についてであります。今年3月に産業振興ビジョンが改定されました。コロナ禍が続く下での産業振興、産業の活性化は大変困難ではありますが、一方で、極めて重要な課題でもあります。今年度は実施計画が策定される予定となっておりますが、その準備状況について説明を求めます。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） それでは、ご質問の産業振興ビジョンの具体化についての1点目、実施計画の準備状況について答弁申し上げます。

産業振興ビジョンは、上位計画である熊取町第4次総合計画と整合性を図りながら産業施策実施のための指針を定めるもので、今、議員おっしゃられましたように、令和3年3月に第3次熊取町産業振興ビジョンを策定いたしましたところでございます。

ご質問の実施計画の準備状況でございますが、産業振興ビジョンの方針に基づく具体的な取組を取りまとめた行動計画、産業振興アクションプログラムを今年度策定予定で、現在、その作業を行っているところでございます。具体的には、本年7月27日に第1回産業振興アクションプログラム策定委員会を開催し、事務局において作成した素案を基に委員の皆様と議論いただき、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、素案の修正を行ったところでございます。

現在、修正後の素案を基に庁内関係部署と調整しているところであり、今後は、今月、12月23日開催予定の第2回産業振興アクションプログラム策定委員会に修正案を提示する予定となっております。策定委員会において承認をいただいた案をもって議員の皆様にお示しさせていただく予定としてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 第2回目の策定委員会はいつとおっしゃいましたっけ。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 今月の23日を予定してございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 7月27日に第1回アクションプログラム策定委員会を開催し、そこで素案を提示して、委員の方々からいろいろご意見いただいて、それを基に修正をかけていると。修正をかけたものを今月23日の第2回アクションプログラム策定委員会に諮るといってございませうか。その後、また我々議員にもお示しいただくということになっているのかなと思いますけれども、先ほどの説明におきましても、アクションプログラムの素案を提示する段階では、素案は事務局で策定したというふうにおっしゃっておられましたが、それは、産業振興ビジョンの策定の段階でも、その素案の策定は事務局での策定であったのかと思いますが、素案の策定について何か専門家のアドバイスを求めるとか、そういうことは特になかったですか。

議長（二見裕子君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 議員のおっしゃられているところは専門家にということで、例えば外注してそういうふうな案を、意見を求めるというところではなくて、もともと策定委員会のほうにも各商工のほうのそれぞれ実際に携わっておられる方、また座長を務めておられます和歌山大学の先生にもご意見をいただいております。

また、産業振興ビジョンを策定する際にアンケートのほうも取らせていただいておりますので、そういったところのご意見を取りまとめ、また、ビジョンを策定する際に具体的な取組、こういったものを取り組んでいってほしいといったような声も上がっておりますので、そういうものを事務局のほうでまとめさせていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。事前にアンケートも取っているし、また、何かされている委員の方々のご意見も聞きながらということのようですが、私も町のホームページで見えておりましたら、第1回の策定委員会の議事録も出ておりました。そこで、各委員の方々のご意見も議事録の資料という形で添付されておりましたが、いろいろ意見出されておりますが、基本的には、そのような意見は反映された形で素案を修正するという運びになっているんですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）実際のところ、各委員のご意見を反映すると、それが実際ベースになっておると考えていただいて結構かと思います。事務局としてはそういったご意見を取りまとめたところで、非常になかなか苦労したというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

また、2点目、3点目の質問にも関係してくるかと思いますが、2点目の農業振興、農地の保全についてということに移ります。

産業振興ビジョンの中でも、この間の熊取町の様々な商工業者、そして農業者のそういう従事している人数の変動とか、そういったものが資料としてつけられておりますが、とりわけ農業従事者がどんどん減少し続けております。そしてまた、経営耕地面積も減少し続けております。もともと熊取町では経営規模の小さな農家が多く、農業経営は大変厳しい状況にあるわけではありますが、そして、引き続き農地の宅地化も進行しております。しかし一方で、農業振興は緑の保全という観点からも極めて大切であります。農地の保全にどのように取り組まれておりますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の2点目、農業振興、農地保全の計画の中での位置づけについて答弁申し上げます。

農業対策としましては、第3次熊取町産業振興ビジョンの第5章、産業振興の推進に向けた施策の中に、農林業の振興としまして、新たな就農者への支援、農業の事業継承・拡大への支援、農業用施設の基盤整備、地産地消の推進、遊休農地等の活用の5項目を施策として掲げてございまして、先ほどもご答弁申し上げたとおり、現在、各施策の実現に向けた取組について庁内関係部署と調整しているところでございます。

簡単ではございますが、以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）新規就農者への支援や遊休農地の活用等、いろいろとご説明ございましたが、アクションプログラムの素案を拝見いたしますと、その素案の中に体験農園に取り組む農地所有者を支援というふうに記載されているんですが、この体験農園に取り組む農地所有者を支援というのは、具体的にはどのような支援をお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まだ具体的なところというのはまだこれから、今取りまとめているところなんですけれども、要は、実際農地を提供する方についても、有償、無償というようなところとか、あと、貸すに当たって、できるだけそこに係る設備でありますとかそういったところに対しては一定行政のほうで何らかの支援ができないかと、そういったようなところを検討しているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）農地のそういう貸出しといいますか、そういうことで、農家の方から行政の側にいろいろと相談とか、そういうのはあつたりするんでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）今現状、施策でやっておりますレクリエーション農園という形でやっておるんですけども、そちらについては、一定町は貸出しのところの受付と仲介をしておるだけでございまして、実際、借主の方のクレームでありましたりとか、そういったのは直接貸主のほうへ行くんですけども、貸主のほうとしましては、ボランティアというような形で貸出ししていただいている中で、そういったところの対応までしかねるといったようなところのご意見は多少ありますので、そういったところについて何らかの支援ができないかというところが、一つ要因となっているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）レクリエーション農園、アクションプログラムの素案の中では、体験農園という表記もされておりますが、農地の貸出しをするというのは、それなりに結構、先ほどもおっしゃっていましたが、いろいろとトラブルがあったりとか、そういう農地の管理を、ただ単に貸すだけでなく管理をきちんとしていただかないといけないと、そういうふうな問題も生じてきますので、遊休農地の活用ということで農地の貸出しをしていくというのは極めて大事なことなんではあるんですけども、それをきちんと農地を提供してくれる方を支えながら、そういうレクリエーション農園、体験農園を維持、拡大していくというのは、やはり産業振興課にとってもこれから大事な仕事になってくるかなというふうには思います。

私の周りにもそういうレクリエーション農園、熊取町のものであったり、そうでなかったりもしますが、農地を借りて農業をされている方、農業といたしますか、そういう家庭菜園的なものをされている方が結構たくさんいらっしゃるんですが、人によってはちょっと規模の大きいものを借りたいとか、いろいろ農業をされる方のニーズも人様々で、現在町でやっているようなレクリエーション農園ではちょっと小さいとか、そういうふうに思われる方もおられます。様々なそういう需要ニーズに応えながら、レクリエーション農園、体験農園として市街地の農地を有効活用していく、今後より一層重要になってくるかと思われまます。ぜひこの辺の具体的な支援策を積極的に取り組んでいただきたいというふうには思います。

一方で、そういう行政として努力をしながらも、どうしても駅に近いところ、あるいは小学校の周辺とか、そういったところで宅地化がどんどん進行しております。農業を続けられない農家の方が宅地としてもう売却してしまうかどうか、あるいは体験農園に貸出しするかどうか、非常に悩ましいところではあるかと思うんですが、宅地化による農地の減少に対しては、町としては何らかの対策は考えておられるのでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）市街化区域内の農地の宅地化というところについては、議員のほうから、以前でしたら生産緑地というような制度の中でというお話があったかと思えます。産業振興課としましては、宅地化の中での、具体的に農地の宅地化についての対応策というのは、今、現状は持ち合わせてございません。

逆に、市街化調整区域で一定一団となった農地においても状況は一緒でございまして、そちらのほうは、やはり土地を借りる場合におきましても賃料云々というのは安うございますので、本町としましては、今取り組んでおりますのは、調整区域内におけるところで人・農地プランということで、空き農地、遊休農地と新規就農者、そちらの方のマッチングというようなところで、今、取り組んでおるところでございまして。申し訳ございませんが、市街化区域内の中での農地でのそのようなマッチングといった、そういったような取組、対策は、今現状、取ってございません。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今のご答弁では、もう市街化区域内に関してはなかなか町としては打つ手がない

と、半分もう諦めにも似たような感じに受け取ったんですが、それ以外に対策はないということな
んですかね。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）なかなか今現状、これとって思い浮かぶところがないというところござい
まして、その辺もしっかりと様々な情報を得るようにしながら検証はしていきたいと思いを
ます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。市街化区域内におきましても、できればレクリエーション農園、
体験農園というふうな形で農地が保全できるような、そういう形での町のサポートをぜひ考えてい
ただきたいなというふうには言っておきたいと思いを
ます。

産業振興の3点目ですけれども、基金の活用についてということで、これは、これまでの私の一
般質問、会派代表質問などで何度も申し上げてきましたが、産業活性化基金については毎年取崩し
でどんどん減少しております。そういう中で、産業活性化基金が減ってきているものだから、つい
つい基金の活用について消極的になっているという傾向が見られますが、産業活性化基金について
基金の積み増し、そして創業支援の拡充についてはどうお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）そうしましたら、ご質問の3点目、産業活性化基金の活用として、基金の積み
増し、また創業支援の拡充についてご答弁申し上げます。

産業振興ビジョンの推進、産業振興アクションプログラムの取組には、産業活性化基金を活用し
た一定の支援が不可欠であると考えてございます。しかしながら、令和3年度末の基金残高は約
6,600万円となる見込みであり、数年後には枯渇してしまう可能性もあることから、基金の積み増
しが必須であると考えてございまして、創業支援の拡充策も含め、現在、庁内関係部署と協議を進
めているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまの答弁で、産業活性化基金の積み増しについては必須であると、必要だ
ということでご認識を示していただきましたが、具体的に、創業支援を拡充という点では何かお考
えはありますか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）なかなか今ここで進めておる案をご提示することができないのが非常に歯がゆ
いんですけれども、創業支援につきまして、これまでも熊取町全域でありましたり、駅に特化して
というような形で取り組ませていただいております。一定の新たに開業されたお店が増えたとい
うところで成果はあったかと思っておるんですけれども、今回、新たにビジョンの改定、アクション
プログラムを策定するに当たりまして、やはりせつかくこういうような計画を新たにつくるとい
うところで、何か目玉になるものはつくる必要はあるんじゃないかというふうに事務局としては考
えてございます。

そういった中の一つの取組として、まだ本当に申し上げにくいんですが、そういった創業支援、
起業というところに対しまして、これまで以上に手厚い支援をちょっと今現行、事務局では考
えておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）起業ということに関して、これまで以上に手厚い支援を考えているというふう
におっしゃっていただきましたが、現在の産業活性化基金補助金の活用について、新たに町内で出店
される、事業を始められる方への支援策、もともと行っていたものを、あれはいつの時点でしたか、
1年余り前でしょうか、見直したときに、それまで町内全域が対象であったものが熊取駅周辺の近

隣商業地域に地域が限定されるというふうなことがありました。そのときに、せっかく有効な働きをしていたという創業支援策を駅周辺だけに限定するのはおかしいのではないかとというふうに私は申しましたが、このアクションプログラムの策定委員会の中でも、そのようなご意見もたしか出ていたというふうに思います、駅周辺だけに地域を限定するのはちょっとおかしいのではないかと。

それが1点と、それと、新規開業という点で、キッチンカーというふうな形での店舗を考える方もおられます。現にそういうキッチンカーで営業されている方もおられますが、キッチンカーの場合ですと、その店舗の場所がないわけですよね、あちこち移動していると。だから、キッチンカーへの具体的な支援、キッチンカーを最初作るに当たってのキッチンカー作成費に対する支援と、そういったことも、たしか策定委員会の中では意見として出ていたように思いますが、その辺の検討もされているということですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）まず、今、議員おっしゃられました令和元年度まで熊取町全域を、店舗、新規開業を対象にしておったと。令和2年度のときに見直して駅周辺にというところ、そこはもう議員おっしゃるとおりでございまして、先ほど議員おっしゃられたように、基金が減ってきた中で、基金の活用が消極的になってきておるといようなご発言があったかと思うんですけども、私どもとしましては、限られた財源の中で、令和元年度まで町域全域を対象にした中で、店舗がそれなりに数が増えたというところ、その中で、財源が減ってきた中で、有効に活用するために、やはり熊取町の玄関口である駅前をできるだけぎやかに、活性化にということで、限られた財源を有効に使うために駅前に焦点を当てさせていただいたところでございます。

先ほどおっしゃられましたように、策定委員の中にもそういったご意見等がございました。今現状、私どもの持っている案というのは、基本的には熊取の駅前を手厚くしつつも、一応町内全域も対象に広げるというような形の案となっております。

もう一点、キッチンカーについてでございますが、こちらについても、実際、これがはやりという言い方は正しくないも分かりませんが、確かにキッチンカーで営業される方が増えてございます。町内にも数店舗、そうやって町のイベント等に出ている事業者もございます。そういった方の声とかもお聞きしまして、次の案については、そういったキッチンカーで起業される方、そういった方にも何らかの支援ができるようなものというものは検討してございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

駅周辺に限定したという部分については、駅周辺を重点的にしながらも、町内全域に広げる方向で検討していると。そして、キッチンカーについても何らかの支援策を検討していきたいということで、前向きな検討をしていただいているということを理解いたしました。今、私申しましたことは、策定委員会の中の委員の方々のご意見であるということもあって、あえて質問させていただきました。ぜひその辺を具体的に素案の中に反映していただきますよう、お願いしておきたいと思っております。

産業振興ビジョンの具体化、アクションプログラムというのは、大変産業振興課にとって難しい課題ではあるかとは思いますが。コロナ禍の中で、業種によってコロナ禍の影響というのは様々ではありますけれども、現在持ち直してきている業種もありますし、なかなか持ち直すところまでいかない、原油価格の高騰というふうなことも影響しておりますので、全般的にまだまだ町内事業者の厳しい状況が続いている下で、産業振興という形での熊取町としてのよりきめ細かな支援策をぜひお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ありがとうございます。ただいま頂戴しました意見等につきまして、しっかりとまた案のほうには入れさせていただく、それを想定した上で検討させていただいて、また策定委員

のほうにお示しさせていただきたいと思います。

冒頭申し上げましたように、そこで案という形で、最終の案という形で、できたものをまた議員の皆様の方にご提示させていただくので、またその際にもご意見等もいただけたらと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

続きまして、大きな2番目の西保育所民営化についてであります。その1点目は、引継ぎ保育についてであります。

今年度は、移管先保育園との間の引継ぎ保育の期間となっておりますが、現在の引継ぎ保育の状況について説明を求めます。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、西保育所民営化についての1点目、移管先保育園との間の引継ぎ保育の状況につきましてご答弁申し上げます。

引継ぎ保育につきましては、令和4年度からの民営化に向け、令和3年度に約1年間かけて実施しております。全体的な計画といたしましては、まず、令和3年5月から12月にかけては、保育所の運営レベルでの引継ぎとして、西保育所の所長と施設長予定者の間で、年間行事予定やその行事の運営方法、保育所の年間計画などの全体的な保育所運営、加配職員の配置や食育の在り方、園内研修の内容、施設整備の把握などの詳細部分を、月に2、3回の頻度で行っております。

今後、令和4年1月から3月にかけては、クラス単位レベルでの引継ぎといたしまして、西保育所の各クラスの担任保育士と移管先の各クラスの担任保育士予定者との間で、令和4年度に担任する子どものクラスに入り、子どもとその保護者との信頼関係の構築とともに、一人一人の子どもの姿の把握やクラス運営の把握、令和4年度の年間計画の作成などを、週に2、3日の頻度で行ってまいります。さらに、引継ぎ保育の状況につきましては、保護者、移管先事業者、町で構成する三者懇談会の開催を通じて共有を図っているところでございます。

なお、引継ぎ保育の状況につきましては、12月9日開催の議員全員協議会において報告を予定してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）12月9日の議員全員協議会の中でも改めて説明をされるということですが、今年度の5月から12月にかけては、運営レベルでの引継ぎということで、所長といいますか園長ですか、そういった方が来られて運営面での引継ぎを行うと。1月から3月については、クラス単位のクラス担任の方が来られて、週に2、3日保育に入っていただくということで引継ぎを行うということなんですが、そのような引継ぎの内容というのは、これまでの民営化、何回か民営化をしてきましたが、それと同等の内容ということですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）直近で申しますと、現さくらこども園が民営化してございますけれども、そのときの実際の、今回我々が1年かけて実施しておる引継ぎ保育と言われるものが、実質1月から3月の3か月間で行われてございます。ですので、今回1年間をかけて行うというのは、今回の西保育所の民営化の引継ぎ保育が初めてということになります。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、今までの民営化の引継ぎよりは時間的にゆとりを持って引継ぎを行っているということですかね。

これまでの園長レベルでの運営の引継ぎで、何か問題点とか不安な点とか、それは特にありませんでしたか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）不安というところはもう一切、そういうことは聞いてございません。

行事につきましても、単に机上といいますか書面上でやり取りをするのではなくて、新しく施設予定者の方が直接その行事の中に入って行って、保護者との顔合わせをしたり、そういったことも行いまして、徐々にそういう保護者との関係づくりというふうに努めているところでございます。ですので、現時点におきましては、そういう不安材料というのは、今のところは生じてございません。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私ども、町立保育所の保育の内容というのはある程度把握しているんですが、移管先となるフレンド幼稚園、認定こども園ですか、フレンドの教育方針、保育の内容といったものについてはよく知っているわけではないんですけれども、町立保育所とはかなり違うんであろうということは想像はできるんですが、保護者の声として、町立保育所の保育を引き継いでほしいというふうな声はかなりあるんですけれども、急激に保育内容が変わることのないように、町立保育所の保育のよさを引き継いでほしいというふうな声はかなりあるんですが、その辺は、移管先の所長とかそういった方々にとっての受け止めはいかがなんでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員ご指摘のとおり、やはり町立保育所の保育の内容を引き継ぐというのが、まずもって我々町もそうでございますし、引き継ぐフレンド、また法人側、先ほど議員のほうから不安材料がないのかということのご指摘がございましたけれども、西保育所の所長と施設長予定者のみの間の協議だけではなくて、その中に協議内容の報告というのをフレンド側の法人側の職員、当然我々保育の職員も入って、そのあたりを共有して行っているという状況でございます。

町立保育所、西保育所の保育内容の引継ぎというのも、保護者説明会におきまして、フレンドのほうから、法人側のほうから、法人の職員も入りまして、その辺はしっかりと引き継いでいくということは保護者の前で表明しているという状況でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

保護者の声として、3か月程度の引継ぎで大丈夫なのかというふうな声も聞かれますが、これまでの経験から、これまでの民営化よりはより手厚い引継ぎ保育になっているという報告もありましたので、それを信頼したいとは思いますが、多くの保護者の方々は、急激な環境の変化ということで大変不安な思いも抱かれております。そういう中で、より緻密な引継ぎとなるように期待しておきたいと思いますが、2点目に移ります。

配慮を必要とする児童の保育、休日保育についてですが、町立保育所では、配慮を必要とする児童の保育において加配保育士を配置するなど、体制を整えてきました。移管先保育園での配慮を必要とする児童の受入れ体制はいかがですか。また、休日保育は予定されていますか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の移管先保育園での配慮を必要とする児童の受入れ体制、休日保育につきましてご答弁申し上げます。

まず、配慮を必要とする児童の受入れ体制についてでございますが、民営化移管先事業者の募集の際、町立保育所の保育内容などを継承することを条件とし、また、移管先決定後は、三者懇談会において、事業者が配慮を要する子どもの保育は西保育所が行う保育を継承する旨を保護者の皆様へ説明させていただき、民営化後におきましても、西保育所での対応が継続されることとなっております。なお、配慮を要する子どもの受入れに当たって加配の保育士を配置した場合には、町といたしましても、その人件費を補助する枠組みを設けて支援しております。

次に、休日保育についてでございますが、移管先事業者の募集の際、実施の検討を条件とし、移管先決定後は、三者懇談会において、保護者のニーズに対応するため必要に応じ行う旨を保護者の

皆様へ説明させていただいてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）配慮を必要とする児童の加配保育士の配置については、これは、それを移管先保育園においても実施するというので、それについては人件費を補助するというので決まっているようで、その点の一つは安心しましたが、休日保育については、実施を検討するというレベルにとどまっていて、まだ休日保育が実施されるかどうかは未定だということのようですが、そういう理解でよろしいですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）実施時期については、現時点では具体的には申し上げられません。

ただ、休日保育のやはりニーズ、先ほどご答弁申しましたように、ニーズがないことはないと思いますので、その点につきましては、基本的には休日保育の実施に向けて今後検討のほうを行っていただくという形になってございますので、熊取町全体での休日保育の状況から申し上げますと、現時点で実施しないというような方向性はないのかなというふうには考えてございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、新たな民営化後の保育所での保育が始まって、保護者の間にニーズがあれば実施を検討するというので理解しておきます。

ぜひ前向きに実施できる方向で町としてもサポートしていただきたいと思いますが、これまでは、いろんな場面でやり取りしてまいりましたが、アトム保育園で休日保育を実施している。一方で、すみれ保育園でも休日保育の受入れは一応している格好にはなっているんだけど、利用者がほとんどないという状況がずっと長らく続いてきております。受け入れますよと言っておきながら、すみれ保育園の利用者ですらすみれ保育園の休日保育を利用しないというふうな、それは何か原因があるのかと思われましますが、そういう点についても、きちんと町としてぜひ指導していただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員ご指摘の休日保育の実施、2園での実施のあまりにもちょっと差が、乖離があるということで、この9月議会におきましても田中豊一議員より、そのあたりのご指摘をいただいたところでございます。それもあまして、今のところ担当レベルではございますけれども、すみれ保育園のほうには休日保育、これの実施ゼロということで、今、議員がおっしゃられたように何か課題があるのかとか、そういったところをもう少し検証するなり、そういったところを、すみれを運営しています法人側のほうにも申入れを行っているといったような状況でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ぜひその辺の改善もよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、西保育所民営化の3点目の課題に移りますが、保護者の意見の尊重ということですが、これについては、熊取町としては、西保育所を民営化するということを決めた後で、保護者に対するアンケートとかそういうのを実施して、保護者の意見も聞くということをしていただいているわけなんですけど、令和2年度に実施されたアンケートの結果を見ますと、いろんな意見が自由記述欄で書かれておりますが、その中の多くの方々の方が町立保育所に対して非常に信頼を寄せているということが分かります。町立保育所が多くの方々に支持されているということが分かる結果となっていると思います。子どもを主体にしたゆったりとした保育が公立のよさだというふうに評価されています。そしてまた、子育てについて安心して相談できるという点なども支持されているように思われます。

今後、民営化を検討する際には、保護者の意見を民営化の是非も含めて尊重すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の民営化の是非も含めた保護者の意見についてご答弁申し上げます。

まず、西保育所の民営化に当たりましては、様々な保育サービスの充実など、子どもにとってよりよい保育環境の提供につながることを最優先に取り組むこととし、また保護者の皆様には、町の保育の現状や民営化の必要性、メリットとデメリットなど、公平な目線に立って説明を行うとともに、民営化についての様々な疑問にお答えし、ご意見をお聞きするなど、民営化に向けた不安の解消のために丁寧に対応してきたところでございます。

今後の民営化につきましても、西保育所の民営化への取組と同様に、子どもにとってよりよい保育の提供とともに、丁寧な説明等に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまの答弁では、保護者の意見を丁寧に聞くということはおっしゃっていただきましたが、私が質問している民営化の是非も含めてという点にはお答えになられていないわけなのですが、どうもその点については曖昧なままなのですが、再度そこをお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）民営化の是非というところでございますけれども、答弁の繰り返しになりますけれども、我々、先ほど議員のほうから、町立保育所の評価ということで保護者のアンケートの内容をご披露いただいたわけなんですけれども、当然、保護者様が不安に思っているところ、そこを我々はきちんと丁寧に説明して進めていくということが非常に大事だと思っております。町立保育所を評価していただいている部分についても、現西保育所と同様に、そこは継承しますと、町が責任を持って継承していくというところでスケジュールを組み立てていくというのは、これはもう当然のことだと考えてございます。

繰り返しの答弁になりますけれども、あくまでも保育サービスの充実、子どもにとってよりよい保育環境、そういったところを進めるための事業であるというふうに考えてございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）結局、今のご答弁では、保護者の意見は聞くけれども、それはあくまでも民営化ということを前提にした保護者の意見の尊重であって、民営化の是非、民営化すべきかどうか、民営化をよしとするか駄目とするか、そういったことについては、保護者の意見は聞く必要がないと、そういうふうに理解いたします。

たしか以前にもどこかで同じようなことを聞いたときには、民営化を決定した後で保護者の間に反対があったとしても、それで民営化を取りやめるというふうなことはしないというふうな、そういう答弁もどこかでいただいたというふうに記憶しておりますが、町としては、町立保育所を民営化するかどうか、あるいは廃止するかどうか、これはもちろん議会の判断というものもありますけれども、議会の判断を受けながら、町側で決めたことについては保護者の意見は聞かないと、保護者が町立保育所を残してほしいという声が非常に高まったとしても、民営化はどんどんやっていくんだと、そういうふうに理解しますが、それでよろしいですか。

議長（二見裕子君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、民営化につきましては、もう再々申し上げましたように、やはり保育サービスの充実等々のほうがまず第一目的としてございます。決して我々、町立保育所が全く必要ないというようなことは考えてございません。そういった意味でも、令和2年の6月議会、坂上議員のほうからのご質問でもご答弁させていただいてございます中身にもなるんですけれども、また、議員全員協議会のほうでもご説明させていただきましたが、やっぱり今後は町立保育所の在り方というのを子ども・子育て会議のほうでご議論いただくというふうなことは考えてございます。

我々、決して町立保育所が全く必要ないというふうなことは一切考えてございませんし、民営化することによって、それが保育サービスの低下につながるのか、そういうことも一切考えてございません。その逆で、さらに保育サービスを充実させ、そして、その保育サービスを効率的に実施していくと、継続していくというところが目的であるということもございませう中で、第3次行財政構造改革プラン「アクションプランプログラム」でも、そういうことを大前提に位置づけているという状況でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）町立保育所が必要ないというふうに考えているわけではないとおっしゃいますけれども、現に町立保育所は次々と民営化あるいは廃止されて、どんどん町立保育所が減少してきているわけですね。西保育所が民営化されれば、あと残る保育所は、中央、そして東、北、3か所、既に民営化されたものや新たに認可された保育園、認定こども園が6か所ということになります。だから、民間保育園や認定こども園に対して町立保育所がその半分と、2対1という形で町立のほうが圧倒的に少なくなってしまうという状況なんですけれども、他の市町村においても公立保育所の民営化がどんどん進行しております。自治体によっては、もう公立保育園はゼロになってしまったというところもあります。

高石市におきましては、辛うじて1か所の公立保育所が残っていて、1か所の公立保育所プラス通園施設、障がい児の通園施設が1か所残っておるといふような状況になっておりますが、高石市の状況を聞いておりますと、1か所残った公立保育所におきましても、やはり配慮を必要とする児童の割合が増えているということで、公立保育所に、言わばざっくりとした形で言えば障がい児保育が集中すると。障がい児保育やあるいは生活に困難な家庭のお子さんたちが公立保育所に集中してきて、公立保育所の保育がますます困難になるというふうな事態も発生しているというふうに聞いております。熊取町も、このままどんどん町立保育所を減らしていくと、高石市と同じような状況になっていく。

公立保育所におきまして、公立保育所のよさというのは、何か所か保育所があることで職員の人事異動が起こって、一定年数で職員の入れ替わりが起こると、これも公立保育所のよさなんです。そこにどれだけ意識されているか分かりませんが、そのことで職員の体制がリフレッシュする、そこで新たにまた気が引き締まるというふうなことも起こってまいります。公立保育所が1か所になってしまったら、そこにもう人の異動が起こらなくなって硬直化してくるといふようなことも起こってきます。

その辺のところは、そういう公立保育所の民営化の行き過ぎたあしき事例を研究していただいて、反省材料にさせていただいて、熊取町の3か所の町立保育所が多くの方々には支持されておりますので、ぜひ町立保育所を残しておいていただきたいと思いますが、参考までに、ここでアンケートの町立保育所を残していただきたいと思われる保護者の声を少しだけ紹介しておきますと、民営化することで行事など忙しくなり、保育士子どもへの対応がびりびりしないか心配。町立保育所の伸び伸びした保育が魅力で入所したので残念です、そのような声もございませう。現在加配保育をさせていただいておりますが、引き続き手厚く見ていただけるか、命に関わることなので。また、小学校にもしっかりと引き継いでくれるのか。保育士がころころ変わるようだと困る。現在とてもよく見ていただけている分、心配ですと、そのような声もあります。また、公立園のように伸び伸びした保育をしてほしい。習い事や幼稚園のような鼓隊はほしい。保育士の給料は公立保育士より下がるので、やはり質の低下が心配。処遇改善されるといっても少ししか変わっていないので、改善に力を入れてほしい、そのような声もあります。先生の入替わりで子どもが順応できるかが一番心配です。3、4か月は保育士の方が合同で保育をすると説明会でありましたが、少し期間が短いように感じました。もう少し早い段階から始めてほしいです、そういった声がいろいろと寄せられております。

もちろん民間保育園に期待する声も寄せられてはおりますが、全体的には町立保育所を非常に信

頼んでいるという声が非常に多かったように感じます。ぜひとも、今回の西保育所の民営化は既に決まっていることですので、これは安心して引継ぎができるように万全の体制を取っていただいて、今後については、やはり保護者の意見、声を大いに尊重しながら、安易な民営化はしないでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目、熊取町老人福祉センターについてということで、これは3月の定例会でも質問させていただいたんですけども、そのときは熊取町の資産の稼働率ということで聞かせていただきましたけれども、1点目、2点目ですけれども、利用者が少ないので3月議会で質問したが、現在も予算を投じて施設を更新する考えかということと、非常に安価に耐震補強できるとの答弁であったが、耐震補強するだけで地域共生社会の拠点にできるのかということでご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、1つ目にご質問の熊取町老人福祉センターについての1点目、現在も予算を投じて施設を更新する考えかについて及び2点目の耐震補強するだけで地域共生社会の拠点にできるのかについて、併せてご答弁申し上げます。

老人福祉センターにつきましては、昭和50年に建築された施設であり、旧耐震基準の建物であることから、平成29年度に耐震診断を行い、その結果、耐震補強工事のみの諸経費などを除いた、いわゆる直接工事費では約40万円と少額な費用で耐震補強を行えることから、必要な改修を行えば新たな利活用が可能と判断いたしまして、令和3年2月に策定の熊取町公共施設総合管理計画の個別施設計画で、その改善計画をお示したところでございます。

また、この施設は、地域共生社会の拠点施設としての活用とともに、現在、ふれあいセンターの事務所や会議スペースが非常に手狭となっていること、さらに、災害時に救護所や福祉避難所となることに加えまして社会福祉協議会が事務所を置いていることから、ボランティアの受入れ拠点ともなっており、ふれあいセンター本来の機能を確保するため、代替スペースの確保が急務となっております。これらを総合的に解決する方策といたしまして、社会福祉協議会事務所を老人福祉センターに移動し、そこを地域共生社会の担い手として運営してもらうということを検討しております。

なお、2点目の耐震補強するだけで地域共生社会の拠点にできるのかにつきましてでございますが、ご指摘のとおり、耐震補強以外にも長寿命化対策や、エレベーターがかなり古くなっております。エレベーターの更新等必要な改修経費もでございますので、個別施設計画の中でお示した、いわゆる長寿命化による効果額なども参考にいたしまして、必要最低限で効率的な改修となるように慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）大体事情は分かりましたけれども、次に、3番目の地域共生社会の拠点づくりは現在の老人福祉センターを利用してやらなければならないのか、ほかの施設で対応できないのか、ほかの全公共施設を含めて考えた結果であるのか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目の地域共生社会の拠点づくりは現在の老人福祉センターを利用してやらなければならないのかについてご答弁申し上げます。

老人福祉センターの個別施設計画においては、施設の稼働状況を鑑み、稼働率の向上につなげるため、高齢者に限定することなく多世代での事業展開を図ることを課題とし、今後の社会経済情勢の中で、災害時の活用など施設のさらなる有効活用を検討すると施設の現状をお示しており、現在、地域共生社会の拠点づくりについて検討しているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、社会福祉協議会が地域共生社会の要として事業を実施していくこ

とを想定し、検討しておりますが、事業を展開していく上では関連部署との連携が必要であり、距離的にも密接に連携を図れる施設であると考えております。また、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、ふれあいセンターでは事務所や会議スペースが非常に手狭となっております。また、社会福祉協議会が実施する事業の多くがふれあいセンターのスペースを活用していることもあり、そのスペースを隣接する老人福祉センターに移すことも含めまして、最寄りの老人福祉センターが最適というふうに考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）もう一度、ちょっと分かりにくかった部分があるので、ほかの全部の公共施設を含めて考えた結果、全部の熊取町の部署を含めて考えた結果、今の老人福祉センターでやるのがベストやという全庁的な意見でここになるということですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この利用計画、個別計画につきましては、総務のほうで全て取りまとめをしてくれております。それに際しましては、全庁的な視点でもって総合政策のほうも関与していただいております。全庁的に眺めた中で、この移動案、社会福祉協議会が、今ふれあいセンターの3階ということでちょっとなかなか上がりにくい面もございますので、老人福祉センターの平屋のところに事務所を構えていただいて、行きやすい、誰もが気軽に寄りやすい、そういう施設として仕上げていきたいというところで考えたものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今の中で、単純な話、社会福祉協議会が3階であることが少し問題なのかなというところが僕は思ったんですけども、社会福祉協議会の事務所を1階に持ってくるだけでは駄目なんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それも一応案の一つではあるんですが、1階は、これはもうふれあいセンターというのは、そもそも保健センターという機能が第一優先になります。となりますと、1階では、もうこれ健診が日々行われておりますので、そのスペースは必ずもう確保しなければなりません。したがって、1階にその事務所スペース、我々、今入っているところでも窮屈の上の窮屈という状態で、そこに社会福祉協議会がさらに入るとするのは、これはもう事実上不可能でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。狭いという事情は見て分かっているんで、ちょっといろいろ聞かせていただきました。

でも、ただ、この計画をつくったときに、公民館のホール、新しく造るところまでこの計画の中には入っていなかったのかなというふうに思うんですけども、公民館のホール、新しく場所を変えて建てられるというところで、そこを新しい公共施設が増える中で、まだこの古い施設を使って場所を広げる、固定資産を増やしていくんかというところの意見はどうですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）公民館、それからホールというお話でございますが、こちらのほうもいろいろな活動に活用するべく効率的に、それこそ必要最小限で考えられている施設でございますので、なかなかちょっと余裕スペースというのがないのかなというふうには、それは考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）新たな施設ができる中で、古い施設をもう一回そこに予算を突っ込んで使っていく、

それがもしかしたら今後得なのかもしれないですけども、予算というか、お金的に今後はそれが得なのか損なのかという部分で、そういった、考えた、試算した結果はありますか。どうですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、経年的に数値を積み上げてという、そこまでのものは持ってございませんが、やはりないスペースを確保するとなれば、新たに造ったと言いつつも、その新たな部分ももともとあった公民館とホールでございますので、それが倍増されたというわけでは、これ決してございません。いわゆる造り変えたというところに、老人福祉センターはもともとあるところ、それをさらに利活用させてもらうという考え方で我々おりますので、それをうまくこの機会を捉まえて利活用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）これ、3月議会のほうでも言ったんですけども、国から来る地方交付税ですか、それってここ何年も増えていない中で、新しい町民会館のホールを造ったり、それは住民のニーズであるから造ったほうがいいのかとも思いますけれども、やっぱり施設が増えるとなると、そこでコストが増えてくる。今後、新しい施策というか、いろいろなところに予算を投じていかなければならないのに、現在ある施設にもう一回お金突っ込んで、また、当初建てた目的と違う利用目的で予算突っ込んで、それをまたその資産を使っていくというところは、もうちょっと慎重に考えたほうがいいのかないかなというふうな考えで、1年の中で2回質問させていただいております。

そういった中で、町長がよくおっしゃる身の丈に合ったという言葉があるんですけども、そこは、資産は増えるのに、どこか削らない、削る必要がないのかもしれないですけども、もうちょっと慎重に考えたほうがいいのかないかなというふうに思います。その辺で、いつも町長がおっしゃる身の丈に合ったというところで、町長の意見を、この辺についてはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）身の丈に合った行政運営ということで、それを胸に置いてやっているんですけども、公共施設が増えるということではないのかなというふうに思っております。

今ある公民館と町民会館ホールを解体して、ホールだけ対岸というんですか、反対側に新築するということです。その老人福祉センターについては、これはもう効率的に耐震診断をしたところ、十分耐えられますよというふうな結果をいただいておりますので、これを改めてリニューアルをして、役所、ふれあいセンター、公民館、老人福祉センターに、先ほど来提案しています社協の皆さん方をそこで入ってもらって、地域共生社会というものの一翼を担っていただくと、こういう形で、中枢機能をこの辺に置くというのが効率というふうな考え方をすれば、それに沿うような形になるのではないかなというふうに思います。

増えているわけではないということだけは、私の頭ではそういうふうに理解しているんですけども、そういうことで進めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

増えているか減っているかというか、建物は1個新しくできるけれども、今ある機能をちょっと動かすだけやという意見もあるかもしれませんが、今までは建てて増やしていつている時代やったかもしれませんが、これからは、建てた資産というのをどうしていくかというのは、もうちょっと皆さんに考えていただきたいと思います。全ての施設において更新するという計画になっているはずですので、必要であれば置いておかなければならないんですけども、もう建てた当初の役目を終えるような施設はどんどん減らしていくほうが、この先何かと行政運営、楽になると思いますし、以前も言いましたけれども、今使っているうちに、どうなったらその資産を除却していくかという基準は必ず皆さんに考えていただきたいなということで、この質問をさせていた

いただきました。

何も僕が熊取町の老人福祉センター、もう古いから要らんやんというだけで質問したわけではなくて、利用者が目立って少ないなということで、この施設を取り上げて質問させていただきました。なので、ぜひいろいろな熊取町の全ての公共施設において、どうなったら除却していくんだという基準をもっと明確に持って行政運営に当たっていただけたらなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）総務のほうから答えがないようですので、これについて、議員のおっしゃるとおり、そういった基準を設けながら、効率のいい将来展望を図りながら、公共施設の在り方、これを考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）どうもありがとうございます。

2つ目です。

ふるさと納税についてということで、1つ目、熊取町のふるさと納税の返礼品はタオルが多く、ほかの種類は少ない。これは町が意図したラインアップであるか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、ふるさと納税についての1点目、タオルのラインアップが多いのは町の意図かにつきまして答弁申し上げます。

ご承知のとおり、令和元年6月1日からふるさと納税制度が大きく変更され、寄附に対する返礼品につきましては地場産品に限るとの基準が示されたところでございます。本町におきましては、この基準に適合するよう返礼品の見直しを行い、その結果、熊取産のタオルを含め一部の返礼品のみが引き続き提供できることとなったところでございます。その後、新しい地場産品基準を遵守しながら、2度にわたり総務省を訪問するなど、関係機関との協議を踏まえ、寄附者にとって魅力のある返礼品を提供すべく、他市町村と差別化を図るため、泉州熊取産タオルのブランド力を高める取組を進めてまいりました。

ご質問の町の意図につきましては、結果としましては意図したものでございまして、泉州熊取産タオルのブランド力を活用したラインアップでございまして、この地道な取組を継続した結果といたしまして、令和元年度は約2億2,300万円、令和2年度は約4億4,500万円の寄附実績を上げることができたものであり、返礼品のラインアップにタオルが多い点につきましては、本町の戦略が功を奏したものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

ふるさと納税については頑張っていたいただいているので、特段、駄目やんかという文句ではないんですけれども、これ2番目なんですけれども、一般に人気ある返礼品は、肉や米、魚介類である。食品を強化する考えはないか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、続きまして、2点目の一般的に人気のあるお肉、お米、魚介類などの食料品を強化する考えにつきまして答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、現在のふるさと納税制度におきましては厳しい地場産品の基準がございまして、一般的に人気のお肉やお米、魚介類などの食料品につきましては、当該地方団体の区域内において生産されたものであること、または、当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであることという基準を満たす必要があり、現時点では、本町において当該基準を満たす食料品が乏しい状況でございまして。

このような厳しい環境ではありますが、議員ご指摘の食料品についての検討も進めてございまして、熊取町産のお米や野菜を返礼品として提供できるよう地域の事業者とも協議を進めているところでございまして、ご存じのとおり、現時点では水なすや自然薯、熊取コロケや熊取カレーといった食料品をラインアップするなどして、できることから地道に進めているところでございます。

議員ご指摘の人気の高いお肉や魚介類の生産がなく、また、製造工場もないといった環境ではございますが、今後におきましても、熊取町産の食料品のブランド化の観点からも、「くまとりやもん♪」を中心に、また、ブルーベリーも一定視野に入れながら、魅力ある返礼品の開発、検討に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）確かに熊取町で食料品というか、そういうお肉を作っていたりというのではないかなと思うんですけども、この返礼品の開発に対しては、熊取町は補助金とかは出していませんか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）返礼品というカテゴリーでは補助金はございませんが、先ほど坂上巳生男議員からございました産業振興ビジョンの産業活性化基金事業、そちらのほうで、ブランド化ということで補助金のほうを出してございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、補足で、今、総合政策部長が申しあげましたように、そういった形でブランド化、特に先ほども出ました「くまとりやもん♪」という形で認定させていただいた後、その企画、開発、また広報、そういったところに関する支援ということで補助を一定はさせていただいてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）この商品化促進支援事業補助金とか、販売力強化支援事業補助金というところを見ると、ブランド創造というところは、言葉はあるんですけども、お金を出すんやったらこれだけじゃもったいないですよねというのが思ったんです、熊取町としては、ここに何か一言、ふるさと納税の返礼品という部分は、そこはリンクしていなかったのかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）当初、「くまとりやもん♪」を立ち上げてやっていくというところの目的の一つに、当然ブランド化プラス、最終的には熊取町のふるさと納税の返礼品、そういったところを目的にしておったかと思えます。

当初からそういう目的を持って取り組んできておったんですけども、そこを認定基準の際に明確にございませんでしたので、この令和3年度、審査をするに当たりまして、基準として熊取町らしさとか品質、そういったところにプラスしまして、市場性及び将来性というところで安定供給のめどが立っているとか、もちろん、ふるさと納税の返礼品ということで全国に配送が可能である、冷蔵・冷凍も含むと、そういったところ、そういった商品であることを審査基準とさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）もうちょっと分かりやすいほうが補助金を出すときにいいですよ。

ふるさと納税の返礼品を提供するに当たって、熊取町内にも事業者はたくさんあると思うんですけども、あまりうち関係ないよねと思っている方が多いと思うんです。その方々に、皆さんにこの補助金を使っていたら、いろんな商品を開発していただいたほうが、熊取町にとってもプラ

スやし、事業者の方にとっても、ふるさと納税に返礼品を提供できることによって、何が当たるか分からないし、普通の市場では売れないけれども、ふるさと納税にラインアップされていることで出ていく商品というのもあると思うんです。

そういった中で、ここの、いい補助金やと思うんです。ただ、その中で、そういう返礼品に提供してくださいねとかという文言があれば、もう少し使ってみたいとか、興味ある事業者は増えるんじゃないかなと思うので、ぜひその辺は2つの部署が協力してやっていただきたいなと思いますけれども、どうですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、ご意見ありがとうございます。

「くまとりやもん」ブランド認定募集要領等、毎年その辺、若干修正しながらも取り組んできておるところなんですけれども、今、議員おっしゃられたような形で、分かりやすく言うと、例えば熊取町のふるさと納税の返礼品をつくってみませんかみたいなのではないですけれども、そういった分かりやすい表現を入れるなり、そういったところは、先ほど坂上巳生男議員の中でもありましたように、今現在、アクションプログラムで基金のほう見直しをしてございますので、そういった中でしっかりと検討していきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）補助金なんで、どんどん使っていってもらほうがいいですし、お金も出ていくばかりやとあれなんで、そういった中で、ふるさと納税の返礼品を開発していただくほうが熊取町としても返ってくるお金もあるので、そこは絶対効率的やと思いますので、その辺、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、この補助金のブランドというのも、より近づくんではないかなと思ひますので、ぜひその辺よろしくお願ひいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより2時40分まで休憩をいたします。

（「14時19分」から「14時38分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、矢野議員。

12番（矢野正憲君）それでは、一般質問のトリを務めさせていただきます。

大きな質問事項として2つ用意をさせていただいております。学習用タブレットの使用トラブル、情報モラル教育について、それから、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体整備についてという形でご用意をさせていただいております。

まず、1点目、学習用タブレットの使用トラブル、情報モラル教育についてでございます。

GIGAスクール構想に基づいて、小学生・中学生に1人1台配備された学習用タブレットの不適切な使い方や学校でのトラブルが全国的に問題となってきたようでございます。本町では、クロームブックの活用が昨年度、令和2年度の3学期から始まっております。

そこで、1つ目の質問でございます。

子どもが安心・安全にタブレットを利用する上での課題やトラブルはどういったものがあるか、どれぐらいの件数が発生しているのか、資料で頂きたいというふうな質問でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）矢野議員のご質問、学習用タブレットの使用トラブル、情報モラル教育についてご答弁申し上げます。

昨年11月末の東京都の事案により、貴い命が失われたことはとても残念なことであり、同じよう

なことを起こさないためにも、教育委員会としては、クロームブックの学習での利活用促進とともに、情報モラル教育について各校と連携しながら丁寧に進めていく必要があると認識しております。

まず、1つ目のご質問についてですが、各校に配備されたクロームブックを使って授業の狙いと異なったプログラミングゲームをするなど、目的外の使い方をしている児童・生徒への個別の指導はあるものの、児童・生徒間のトラブルは現時点で確認しておりません。クロームブックの導入当初より、児童・生徒が個別やり取りできるチャット機能については、教育委員会として使えないように設定しております。また、パスワードにつきましても、本人以外の児童・生徒が容易に予想できるものにしておりません。各校において、児童・生徒の発達段階に合わせた情報リテラシー教育を行いながら、パスワードの管理、保管については適切に行っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） 分かりました。

今の答弁は、目的外の使用でのトラブルというのはあるけれども、世間一般に言われているようなネット上でのいじめがあるとか、あとはパスワードの漏えい、フィルタリングを解除して不適切なサイトへの接続というやつはないというような、そういった答弁であつたんですよ。分かりました。

資料を下さいというような形でお願いをしておって、事務局のほうから、目的外はあるけれどもというふうな話で、ないというふうなことですというふうなのは一言聞いておつたんで、そうなかなかというふうには思いつつ、にわかには信じられへんというふうなことも、実は実際に感じておりました。

あとは、考えておつたのは、情報収集の能力がちょっと悪いのかなというふうなことも実は感じました。ないというのが不自然やなというふうに思っておつたんですが、昨日、浦川議員と教育委員会とのやり取りを聞きながら、何となく言われていた答弁の中であつたのが、準備をしっかりしているので効果的に使えているというような林先生からの答弁等もあつたんで、まあ、それもそうやなというふうには感じたところではあるんですけども、やっぱりネットいじめが最近急増しているというふうなことが新聞の紙面等で躍っている中で、熊取町がないというのは、昨日僕が感じたことですよ、を正直に述べると、やっぱりタブレットの使用頻度が低いんだなというのが感じたところです。

小学校5年生で、週に1度授業で使っているというのが3割、逆の言い方をすると、授業で使っていないというのが7割あるというふうなことですよね。中学校の1年生、2年生が週に1回使っているのが4割、これは大阪府と全国レベルで言うたら少し高いほうやというふうなことになりましたけれども、それでも6割は授業で使っていないというふうなことなので、僕自身は、昨日最初思っておつたのは、そんなことないん違うかなというふうなことと、情報収集が少しおかしのかなというふうな思いと、不自然にないねんというふうなことを感じておつたのが、昨日のやり取りを聞いていて、そこまでに至っていないんやなと。問題が出てくるまでにまだ至っていないんやなというのは、ちょっと正直そう感じました。

これからの、昨日、阪上次長のほうが答弁されていましたが、長期休みのときにタブレットを持って帰ってもらうようなことも、教育委員会の中で議論しなければいけないというふうなことを言われていましたね。だから、まだ熊取町の小学生、中学生はタブレットを家に持って帰ってくることをよしとされていない状況にあるんですよ。そういうふうなことが、恐らく子どもたちにとったら使用頻度が低くて、ネットいじめであるとか、そういう問題が出るまでに至っていないんだなというふうには、僕は認識をしました。これはこれで大きな問題ではないのかなというふうなことも、実は感じたところでございます。

国がやはりGIGAスクール構想をうたって、3か年の計画を1年でやったわけですよ、コロナ禍があつたために。そういったことを考えると、国は大きな予算を立てました。熊取町も大きな

金額で1人1台タブレットを入れたというふうなことを考えると、教育委員会が、僕、慎重になり過ぎているのと違うのかなというふうに、昨日、浦川議員と教育委員会の皆様のやり取りを聞いていて率直にそう思ったところです。それが一つの大きな要因になっているがために、問題として出てきていないんだろうなというふうに感じたんですが、この辺についてはどうでしょうか。僕の考えている、こういったことというのは、要因、当たっているのかなと僕自身は思っているんですが、その辺はどのように考えておられますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）確かに、家庭への持ち帰りというのはWi-Fiの環境接続テストという際に持ち帰ただけですので、家庭での使用というのは現時点ではあまりできていないところです。ただ、授業の中ではたくさん、本当に2学期あたりから使っております。

準備期間に丁寧に指導してくれたかなというふうに、矢野議員のほうからも言っていたんですけども、やはりICT支援員2名もいらっちゃって、先生方もやはり丁寧に、例えばパスワードを渡すときも、子どもたちが自分でしっかり管理できるようにというような話しながら渡しております。また、例えば写真を取り込むような授業のあるときは、やっぱり肖像権のことであったりとか、取り込む際の注意点等を都度都度先生方は伝えながら使っております。そういったことが今トラブルにつながっていないというふうに、教育委員会としてはそう感じたいと思っているところです。

ただ、使用頻度については、昨日、次長からもご答弁申し上げたとおり、家に持って帰るところもしっかり検討しながら努めていく必要があるのかなというふうに思っています。そして、子どもたちが文房具としてこのタブレットを使えるように、正しく使えるように、指導、支援していかなくちゃいけないかなというふうに思っているところです。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）分かりました。そういうふうな見方もできるし、僕のような見方をするやつもやはりおると思うんです。それ、どっちが正しいかというのは、多分どっちとも正しいんやと思います。

タブレットの使用頻度を、僕、上げていかないといけないと個人的には思っております。というのが、11月の末に田尻町のほうで、学習センターでしたかね、新しく夏にオープンして、11月の末でしたかね、見学会があるというふうな形で、僕自身は一人で応募して現地へ行ったら、二見議長と渡辺議員がおられたというふうな状況にはなっておるんですけども、そこでいろいろと教えていただきました。

田尻町は小さい町なので、小学校、中学校は1校ずつ、保育所と幼稚園も1校ずつで、一貫教育やっていますよというふうな形であったんですが、驚いたのが、やはり特徴、特色を生かしながらやっていますから、田尻町の先生方は、教育大を卒業する、違う教育学部を卒業されて、ほぼほぼ6年ぐらいまでを田尻町の小学校、中学校で経験を積むというふうな形のことをおっしゃっておられました。だから、30歳手前ぐらいまでの若い先生がほぼほぼおられると、マシンになっておるといふようなことなので、逆に、熊取町ではICT支援員は2名やけれども、田尻町はもう入れなくて大丈夫やと、日頃から使い慣れているんで大丈夫なんです、その代わりにICT支援員のところにももらったやつをお金かけるのではなくて、デジタル教科書にお金をかけていますというふうな説明も頂戴しました。それも実際我々は見させていただきましたけれども、僕はそれを見たときに、ああ、近い将来の公教育ってこうなるねんと思いました。

だから、田尻町の子どもたちは毎日のようにタブレットを使っているわけでしょう。熊取町の場合は、昨日、浦川議員が指摘をされたように、小学校5年生では、大阪府と全国に比べたらやっぱり落ちていて、中1と中2は4割使っているから、だから平均より上やというふうなことになっていますけれども、質問をよう見たら、1週間のうちに1回以上でしょう。というふうなことなので、それでイエスと言うたっても、やっぱり使用頻度って僕はまだまだ全然低いんだなというふうには認識をしています。

だから、これは、今後やはり教育委員会としては使用頻度が高まるように、やっぱり検討もしないといけないし、いろんな問題も出てくるわけやから、そこにもやはり光を当てながらやっていかないとということふうなことだな、これからの課題だな、そういったことを阪上次長は昨日おっしゃったなというふうには認識をさせてもらっています。

ということは、熊取町も、これからネット上でのいじめであるとか、あとはフィルタリングを解除しての不適切なサイトへの接続であるとか、他人のIDとかパスワードを利用しての不正アクセスですね。こういった事例が増えてくるのかなと認識をしています。こういったものが増えてきたときに、今はないんですよ。増えてきたときの対応というのはどうされるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）学校のほうから配っておりますクロームブックについてのトラブル等は、こちらのほうではつかんでいないというか、上がってきていない状況ですが、当然子どもさん個別に持っておられるスマホであったりパソコンを介してのSNS上のトラブル、子どもたち同士がうまくいかないことについては、件数は何件か学校のほうから上がってきております。

その際は、必ず丁寧な聞き取りをした後、やはり情報をどう扱うかということ個別に指導するとともに、学校のほうでは、情報モラル教育、セキュリティ教育については当然計画の中に入れてやっておりますが、再度そのあたりがしっかり子どもたちに届いているかどうかというを見直しをしながら、あるいは、時にはさらにその指導を継続してやる、あるいはその授業を持ってくると、使う前に丁寧にその話をすると、あるいは子どもたちに考えさせるというような機会を持ちながら、子どもにしっかり伝えていく必要があるかなと思っています。

これは、誰にでも起こることではありますので、加害者にも被害者にもならないように、保護者の協力も得ながら、今も進めておりますが、やはりしっかり進めていかなくちゃいけないなというふうに思っておるところです。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）ありがとうございます。そのとおりやと思います。

子どもたちを守らないといけませんから、やはり教育委員会としてすべきことはたくさんあって、それを一つ一つ消されていっているようなところであるのかなというふうな思いも持ちますし、やはりいきなり、最初は3か年で、中学校、小学校の高学年、低学年みたいな形で入れるような段取りやったのが、1年でどかっと入ったというふうな形になっているんで、教育現場はそれなりに大変なんだろうなと思います。いろんなことを想定していても、実際やると想定外のこともやはり出てくるだろうから、そういったものにも対処しなければいけないんで、まあまあやはり大変な授業をされておられるなというふうなことは分かるんです。分かる中で、さっき言うているようなことというの、やはりしっかり捉えていただいてやっていってもらわないと、やはり大きな予算をかけて入れているというふうなこともありますから、その辺はしっかりやっていただきたいなというふうには思っています。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） すみません。ちょっと割り込んで、ごめんなさい。

やっぱりタブレットを入れるということで、今までないものが入っているということで、やっぱりもろ刃の剣的などところがあると。やっぱり便利になる部分もあるけれど、気をつけなあかん部分もあるというのがあると思います。

うちに入っているクロームブックも日々グレートアップというか、アップデートされていきますので、いろんな追加機能が増えてくるということも今後ございます。特に、いろいろ報道で問題になっているチャット機能という部分については、これ最初から実装されていたわけなんですけれども、これはやっぱりちょっといろんな面でデメリットもあるよねということで、本町のほうは、そこは、最初タブレットを渡して子どもたちに自由に使ってもらおうというのもいい面があるんやけ

れど、ここはちょっと怖いよねということで、一旦そこは止めていると。ただ、授業の中で、子どもが思っていることについての画面共有とかという部分については、積極的に先生方は使っていただいていますので、そのあたり、ちょっと新たな機能が増えてくる中で、やっぱり先生方が、これ子どもにとっていいのかな、よくないのかな、ちょっとここは危ないでというところは、校内あるいはうちの指導主事も含めた中で、いろんな判断をした中で使っていただく。その辺が若干ちょっと慎重になり過ぎているのかなというご意見もいただきましたけれども、そこら辺はまた、ある程度子どもに自由に使わせるというところも踏まえながら進めていけたらなというふうに思います。またいろんなご意見があればいただけたらなと思います。よろしくお願いします。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）ありがとうございます。

使用頻度で熊取町と田尻町を比較すると、田尻町のほうが子どもたちの使用頻度が高いというふうなことになるのかなというふうに思っているんです。でも、そうでもなさそうですね、その反応を見ていると。

だから、そういった格差が出んようなことというのは、やっぱり考えないといけないのかなというふうには思うんですが、その辺についてはどう考えておられますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）クロームブックはこの1月、2月に入りましたので、今の時点ではやはりたくさん使いながら活用できる、あるいはタイピング等の技術を身につけていくことが大事であるということですから、たくさん使っていかなあかんという思いと、やはり有効にこのクロームブックを使いながら、子どもたちの主体性であったりとか、考える力であったりとか、友達と共に考えたりということができるようなツールとして、有効なツールとして使ってきたいなというところもありますので、使用頻度については、もしかしたら田尻町にかなわない部分もあるかもしれませんが、しっかり力をつけていくというところでは、結果つけられるかどうか分からないですけれども、しっかりつけていけるように学校と協力しながらやっていきたいという思いは強く持っておるところです。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）分かりました。

ちょっと意地悪な質問をしていて、えらい申し訳ないなとは思ってはいるんですけれども、ただ、僕がこの質問つくったときに、昨日、浦川議員とのやり取りを聞いている中で、僕はもう圧倒的に使用頻度が低い、使用頻度が低いから世間一般で言われているような問題というのが表に出てきていないだけや、そこに至っていないだけやというふうに感じているというふうなところなんです。その辺は違うというふうな、いろんな見方がありますから、これからタブレットの持ち帰り等も議論されるというふうなことなので、になってくると、そういうふうな問題も出てくるのかなというふうに思っていますので、しっかりと対応はしていただきたいなというふうに思っております。

次に、情報のモラル教育です。

しっかりやらないといけないというふうなことで、今のところ熊取町はそういった問題に直面はしていませんけれども、そういったモラル教育、この辺について、今現在もされているとは思いますが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）3つ目のところのご回答をさせていただいたらよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続いて、3つ目のご質問に……

（発言する者あり）

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）すみません。

次に、2つ目のご質問についてですが、校内での児童・生徒間トラブルについては、平素から校内で情報共有しながら組織的に対応しております。また、その内容につきましても、学校から教育委員会に報告されるような仕組みになっております。クロームブックを使った児童間のトラブルがあった場合についても、これまでと同様、各校と教育委員会が連絡を密にしながら適切に対応していくとともに、クロームブックの機能についても、必要に応じて迅速に見直しを行ってまいります。

続いて、3つ目のご質問についてですが、各校では、年度当初に情報教育の年間指導計画を立て、情報モラル教育や情報セキュリティ教育も含めて、発達段階に合わせてつけたい力を明確にしながらか指導を行っております。また、消費者教育やSNSの正しく活用するといった観点からも、消費者アドバイザーや携帯電話会社などの外部講師を招いての指導も行っており、児童・生徒が学校内外にかかわらず情報モラルを正しく身につけ、安心・安全にクロームブックを使うことにつながるよう指導しております。

いずれにつきましても、子どもたちが安心・安全に学校生活を送れるよう、各校において学校全体で児童・生徒のささいな変化に気がつき、トラブルを未然に防ぐことが大切と考えております。教育委員会としましても、引き続き児童・生徒の健やかな成長を見守ることができるよう、各校と連携を密に取っていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） ありがとうございます。

2つ目のほうは、今でも組織的に対応をやっていますよというふうな形で、これはタブレットに限ったわけじゃないですよというふうなことですね。今後とも、そういったタブレットでこういうふうな問題が出てもしっかりやりますというふうな答弁でしたね。それはもうよく分かりました。納得をいたしました。

3番目のほうですけれども、モラル教育も計画立ててやっておるといふふうな話でございました。ちょっとお聞きしたいんですが、うちの娘、息子でも、やはり家へ帰って戻ったらタブレット使ったりとか、スマホ使ったりとかというのはよくやっています。それ見ていると、もう親の我々よりもたけているような使い方をしているんです、実際問題でしたら。そういった問題は、恐らく学校の先生の知識よりも、ひょっとしたら子どもたち、学生のほうがたけているん違うかというようなケースって多々あるんじゃないのかなというふうにも、親として実感するときも多分にあるんですが、その辺はどうなんですかね。やはり同じような形ですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 先生方の知識量より子どものほうが知っていることが多いというあたりにつきましては、実は平成29年あたりから、町教育委員会としてもやっぱり先生方にSNSに係る危険性であったり、知識等をつけていただくということで、夏には教育講演会ということで、ネット対応アドバイザーの方に来ていただいて、全教職員対象に研修を行ったこともありました。その翌年、平成30年、31年あたりも、各学校でのやはり子どもたちのSNSのトラブル等について先生方が知る機会が大事だろうということで、専門家を招いての研修、また保護者にも周知させていただきながら、そのような研修を、特に29年から31年あたりにさせていただいたところもありますので、ある程度先生方も知識をつけてくださっているかなというふうには思っているところです。

今現在、例えば生徒会担当の先生でありましたら、府の研修等へ行ったときに、その際にそういった専門家の講演を聞く機会もあります。また、うちの生徒指導担当の指導主事も府の研修へ行った際、そういった情報入りますので、その内容を各校にお伝えしながらというふうな形でやっているとところです。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君）よく分かりました。

ネット対応アドバイザー等にも入っていただいているというふうな話で、それは平成29年から平成30年、31年、3か年ぐらいかけて一生懸命やったということですよ。そのときは、PTAであるとか親御さんにも一緒に来てもらってみたいという形で講演会やったということですよ。今、平成でいうと33年とか34年になるんですか、2年ぐらい空いているわけですよ。ここは、例えば今から、来年からとかというふうな、その辺はどうなんですかね。多分最初の3か年というのは、府から事業費出たとか、そういうふうなことですよ。今はもう出ないというふうな形なんですよ。その辺はどんな感じなんですかね。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）答弁のところでもお伝えをさせていただきましたが、町の産業振興課のほうでいらっしゃる消費者アドバイザーの方に来ていただいて、毎年、小学校5年生と中学1年生対象に、ネット上のトラブルあるいは正しい使い方ということで、各学校に来ていただいて各クラスごと、あるいはオンラインを通じてお話をいただいております。そのあたりをずっと継続して、これは随分前からさせていただいておりますので、当然そこには先生方も聞きながら、その話を聞かせていただきますので、ここ最近のトラブルの内容等についても、その機会を通して知ることができるかなというふうに思っております。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）産振のほうの消費者アドバイザーに毎年毎年、それはもう小学校も中学校も8校全てというふうな形でやってもらっているというふうなことですよ。分かりました。

そういった効果が出ているのかもしれないというふうなことで、そういうふうな林先生の答弁になられたのかなというのを感じんこともないんですけども、ただ、やっぱりこれから使用頻度が上がっていけば、さっきも言っていますように、いろんな問題が出てくるんじゃないのかなというふうに思っていますので、その辺の対応はしっかりしていただきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

次が、コミュニティ・スクールです。コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体整備についてというふうなことをございます。

熊取町は、小・中学校8校全てに地域学校協働本部を導入、この辺の表現がちょっと間違っているかもしれませんが、地域学校協働本部というのを立ち上げておるというふうな形になってございます。ただ、その反面、コミュニティ・スクールは導入をされていないというふうな現状であります。文部科学省は、2022年度までに全公立校でコミュニティ・スクールの導入を目指しているというふうな考えのようであります。これはもう強制ではないんですかね。その辺の本町としての対応をお伺いしたいというふうに思っております。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働本部の一体整備についてご答弁させていただきます。

まず、地域学校協働本部の設置状況につきましては、社会教育法に基づき平成20年度に設置し、地域学校協働本部であるくまもり地域教育協議会を通じ、全小・中学校で、地域住民と学校が協働し事業を実施しているところです。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、現在、導入はしていませんが、各校に学校協議会を設置しており、教育委員会から委嘱された委員が校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べるなど、保護者や地域住民等の意向を把握し、家庭及び地域と連携しながら学校づくりを進めているところです。

一方、子どもたちの取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しており、その課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長には、社会総がかりでの教育の実現が不可欠であるという観点から、コミュニティ・スクールの導入を文部科学省が推進しているところです。コミュニテ

ィ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、育てたい子ども像、目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組みのことです。平成29年3月に法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務となりました。併せて、施行後5年の令和4年を目途として協議会の在り方について改めて検討を行うことが附則に明記されております。

現在、令和4年度の義務化についての数値や情報等は文部科学省から出されていませんが、各校でのコミュニティ・スクール設置を見据え、学校や地域住民、関係課との調整等、着実に準備を進めてまいりたいと考えています。地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む、地域と共にある学校を目指し、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体整備を進めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） 私、資料を用意していますので、ちょっと見ていただきながらと思います。

まあまあややこしいんです。コミュニティ・スクールというのが学校運営協議会で、もう一つあるのが、地域学校協働活動の本部というふうなやつがございます。これ、それぞれ立てつけが、法律がまた変わってきているんです。今、先生がおっしゃってくれた社会教育法というふうなやつでやっているのがコミュニティ・スクールじゃないほうですよ、ないほう。コミュニティ・スクールというのが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というやつが立てつけになっているんですよ。この2つがあるんで、それぞれ別仕立てというふうな形になっております。

熊取町は、コミュニティ・スクールじゃないほう、地域学校協働活動本部のほうは8校全てが、本部が1つあって、小学校5つ、中学校3つがその中に入っていると、傘下に収まっているみたいな感じなんですかね、ちょっとその辺のイメージが分からないんですけども。

議長（二見裕子君） 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君） ご質問の地域学校協働本部につきましては、今、議員おっしゃられたとおり、本部として1つ、そして、組織としては各小・中学校に8個あると。ただ、その会議体ということで、日々の会議でございますけれども、会議といたしましては3ブロックに分けて行っているというのが実態でございます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） ありがとうございます。

見ていると、3名の地域コーディネーターが任命されているわけですよ。この3名というのは、それぞれの中学校区で活動しているというような認識でいいんですかね。その辺、ちょっと教えていただけますか。

議長（二見裕子君） 原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君） 今現在、先ほどちょっと答弁しましたとおり、3つの会議体に分けているということで3名ということでございますが、こちらは、小学校区単位ということとか中学校区単位ではなくて、中ブロック、北ブロック、南ブロックという形でちょっと3つに分けて、中ブロックにつきましては中央小学校、西小、熊中、北ブロックにつきましては北小、北中、南ブロックにつきましては南小、東小、南中という、こうした3つのブロックに分けてございますので、それぞれに3名という形になってございます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） 分かりました。

これは、それぞれ小学校へ上がる中学校単位で決めているみたいな形で考えたらいいんですよ。これが3つでやっているというのが、コミュニティ・スクールじゃないほうですね。これは、もう既に平成20年から熊取町としては設置してやっておるというふうな状況にあります。

いろいろこの資料を見ていると、両方とも持っているような、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動本部を2つとも持っている各自治体が増えてきているというような形になっておりますね。これについては、今後、前向きに捉えてやっていくような形で考えていいんですか。その辺はどうでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほどご答弁でも申し上げさせていただいたとおり、来年からの義務化というのは、まだ国から示されていない状況ではありますが、やはりしっかり準備を進めてまいりたいというふうには思っております。

当然、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を、やはりそのところを連携しながら、連携していただく人もつけながら、学校協議会、運営協議会で考えたことを実際動く場所として地域学校協働本部が働くことができるように、また、地域の課題、学校の課題を地域住民にも入っていただいで一緒に考えていく機会、今も学校協議会でやっていっているんですけども、より一歩進めるためにも、コミュニティ・スクールというのは有効であるかとは思っております。そのあたり、しっかり準備を進めてまいりたいというふうには思っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）分かりました。

今、ちょうど学校運営協議会みたいなものとおっしゃっていましたよね。資料に、ここ、類似団体みたいなことも書いていますけれども、そういった感じで捉えていいんですか。これがCS、要はコミュニティ・スクールに格上げしていくというような形のイメージでいいんでしょうか。その辺どうでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）現在、各小・中学校全てに学校協議会というのを設置しております。学校協議会というのは、地域の方、例えば民生委員であったりとか区長、またPTAの会長等に入っていて、今、学校はこんなふうな感じで運営しているんですけども、何か地域の方から思うところはないですか、あるいは子どもの様子を見ていただいて感想をいただいたり、あるいはこんなふうにしたほうがいいんじゃないかなという意見をいただいたりしております。

ただ、学校協議会の場合は、校長の求めに応じてそういった意見をいただいております。コミュニティ・スクールになると、一定の権限と責任というところで、意見を求めて言うのではなく、もう最初から意見をいただいて、あるいは学校の運営方針をご承認いただくというようなところ、少し地域の方の権限というか責任が重くなっていくというようなところもあるかと思えます。よりそのあたりの声を学校運営に反映しやすいというようなところもありますので、そういった利点もコミュニティ・スクールはあるかと思えます。

ただ、地域とどう連携して、それをどなたにやっていただくのかというのは、やはり検討していく余地があるのかなというふうには思っておりますので、丁寧には進めながらも着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）矢野議員。

12番（矢野正憲君）ありがとうございます。

今の学校協議会が、今度CSになったら、学校運営協議会に変わるんですね。今のところは、そのメンバーの皆さんにとっても負担は負担でしょうけれど、大きな責任というのは伴っていないような形なんですかね。それが学校運営協議会のメンバーに入ると、それはそれなりの責任が生じてくるというような、そういった立てつけでいいんですかね。その辺はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）立場上は特別公務員というような立場になっておりますので、謝金等も発生することになります。やはり責任を伴うお立場になっていただくということで、その

あたりの謝金もお支払いしながら、ご意見をしっかりいただきながら、その意見を反映するという
ことになろうかと思っております。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） 分かりました。イメージでいうたら社会福祉法人の評議員みたいな、そんな感じ
ですかね。そういった形で考えて、謝金も出ますし、そういったところですかね。分かりました。

その準備というのは着々と進んでいて、令和4年度までにはその移行というのはできそうなん
ですか。その辺はどうなんですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 令和4年度に向けましては、国のほうから義務化というよ
うな話のほうはまだ聞いておりませんので、令和4年度、今も実は生涯学習推進課、学校教育課と話し
しながら、ずっとこの何年間は協議をしております。実際に動き始めると、当然どなたに推進員の
役割を担っていただくかということもありますので、令和4年度にその準備を丁寧に行って、令和
5年度あたりにコミュニティ・スクールスタートというふうにできたらいいなというふうに思っ
ております。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） 分かりました。

熊取町として協議会は持っている。それが今度、発展的に運営協議会になっても、そうなるこ
とによって抜けるメンバーもおられるかもしれないけれども、大体やっぱりお願いをしながらやっ
ていけるというふうな形で、それが令和5年度ぐらいには形になるであろうというふうな、そんな
スケジュール感を持っておられるというふうなことです。分かりました。

いずれにしても、いろんな形で開かれた学校にしなきゃいけないとかもありますし、同時にやっ
ぱり外の目も入れないといけないような、そういった時代にもなっています。そういった外の目
を入れるというのは、もう学校現場ってなかなか得意じゃないですよ。逆に言うたら、教育現場の
先生方が邪魔をすると言ったら語弊ありますけれども、いろいろとというふうなことも出てこん
でもないのかな、やはり自分らがやっていることが外の目で見られるというふうなことから。そ
の辺についての話合いというのはもう始まっているんですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） コミュニティ・スクールのこと、また法的に義務づけされてい
くかもしれない等の内容につきましては、当然もう昨年度あたりから校長には伝えております。

ただ、実際に令和5年度を目指してコミュニティ・スクールスタートというときに、やはり先生
方にもコミュニティ・スクールの目的であったりとかということをしっかり伝えていく必要がある
かと思います。そのあたりは、今後することというふうに考えておりますけれども、教育委員会の
ほうから先生方にそういった研修等をするということの必要性は感じておりますので、そのあたり
も準備の中に含めて進めてまいりたいというふうに思っています。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） ちょっと補足なんですけれども、今、やっぱり全国的にもコミュニティ・スク
ールの数というのが、議員提供の資料のほうを見ましても3割を切っているということで、なか
なかやっぱり進んでいないというのが国のほうも思っているという状況で、実際には4年度という年
度を切っているけれども、なかなかそこに向けて国のほうも動いていないのかなと。

今、生涯学習における職員が、国のほうにもおった人間が生涯学習のほうでいるんで、僕もいろ
ろと彼にも聞いたんです。実際、先進事例でどんなことをやっているのというようなところもいろ
いろ聞かせてもらたんですけども、やっぱり多いのは地域の課題、という中で、学校として何が
一番取り組みやすいのかなと考えたときに、やっぱり自分ところの、自分の住んでいる町を知るこ
と、郷土に、生まれた町に対する愛着を持ってもらうというところが、何か全体的な肝になると
ころなのかな。そういうようなところを地域の人と一緒に、例えば地域でいろんな活動をしている、

今もう学校で職業体験とか行っているけれど、そういうようなところで地域の人、今まで熊取町ってこんな町やったよというのを聞いてきた、そういうような中でつくっていくのかなという話になるのかなというふうな話を、その職員ともしていたんですけども。

やっぱり今、学校の先生方、非常に、先ほどのGIGAスクールの関係等もあっているいろいろ忙しいと。そこに対しては教育委員会のほうも事務軽減になるように校務支援システムを入れようかと、いろんなことをやっているんですけども、やっぱり先生方の理解も要る。地域の人のそういうふうな核になっていただく人もやっぱり必要になってくるなということで、やっぱりそういうふうな人を探して行って、学校とうまくつなげていくということら辺が大事なのかなということで、ちょっとある程度やっぱり時間がかかってくるなということで、いろんな先進の市町村の事例とかも参考にしながら、どういうふうなことが熊取町の小・中学校の課題になってくるのかなというふうなところも見極めながら進めていけたらなというふうに思っています。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

12番（矢野正憲君） ありがとうございます。

やはりいろんな形で皆さんに協力してもらいながらつくり上げていくというふうなものだとは思いますが、時間かかるというふうなこともありますけれども、やはりしっかりと説明していただいて、熊取町の皆さん、結構協力してくれる方も多いでしょうし、また、PTAの会長の経験者もそれなりにおられますから、そういった人たちもちょっと手伝ってもらいながら、前に前に進めていただけたらなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

このことをちょっと述べまして、私の一般質問といたします。終わります。

議長（二見裕子君） 以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

議長（二見裕子君） 次に、日程第4 議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

令和4年1月1日より産科医療補償制度の掛金が引き下げられることを受け、出産育児一時金等の支給総額を維持するべく、健康保険法施行令等を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布され、出産育児一時金の支給額を引き上げる必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、第6条第1項中、出産育児一時金の額について、現行の40万4,000円を4,000円引き上げ、40万8,000円に改めるものでございます。

続いて、附則でございます。

第1項は施行期日でございまして、この条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございます。この条例の施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によると規定するものでございます。

なお、3ページに新旧対照表を資料掲載しておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第5 議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについてをご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございますが、広域福祉課につきましては、泉佐野市以南の3市3町で、平成25年度より福祉部局の事務の一部につきまして共同処理を実施しているところでございます。このたび広域福祉課の執務場所である泉佐野市役所におきまして住居表示が実施されることにより、所在表記に変更が生じることから、規約の一部を変更するに当たり、お諮りするものでございます。

変更内容につきましては、議案書3ページの新旧対照表のとおり、右の現行の執務場所である「大阪府泉佐野市市場東一丁目295番地の3」を左の変更案「大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号」に改めるものでございます。

なお、変更日は、住居表示実施日である令和4年1月11日でございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託をいたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第6 議案第65号 指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第65号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についてご説明申し上げますので、議案書のほうをご覧ください。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるとでございます。

まず、施設の名称でございますが、熊取町学童保育所でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、所在地が大阪府泉南郡熊取町小垣内一丁目10番18号、中内ビル2階、特定非営利活動法人熊取子どもとおとなのネットワーク、理事長高橋淳でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

なお、今回の指定管理候補者につきましては、公募によらず随意選定とする方針を決定し、選定結果に対して住民の皆様への高い説明責任を果たすため、公募の場合に比べ要求項目を増やすとともに、高い要求水準を設定し、学識経験者等で構成する熊取町学童保育所指定管理者選定委員会に

おける慎重かつ綿密な審議を経て決定したものでございます。

以上で、議案第65号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託をいたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第7 議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、熊取町版緊急生活・経済支援として、小学校給食費無償化、保育所等副食費無償化、ひまわりバス無償化の年度末までの延長に係る経費、東保育所大規模改修工事費などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,840万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ155億5,307万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

款 民生費、項 児童福祉費、東保育所改修事業1億4,947万6,000円でございますが、東保育所大規模修繕工事の期間が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものがございます。

次に、款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業1,364万円でございますが、普通河川雨山川災害復旧事業におきまして、物件補償費算定委託料を予算計上していたものがございますが、事業期間が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものがございます。

続いて、6ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、国際交流事業派遣業務委託につきまして、令和4年度、ミルデュラ市への派遣に係る契約行為を今年度中に行うため、令和3年度から令和4年度までの期間で限度額を807万6,000円と設定するものがございます。

続いて、7ページをご覧ください。

第4表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、まず、東保育所改修事業につきましては、東保育所大規模修繕工事に対するものございまして、今回1億3,450万円を増額し、限度額を1億4,190万円に変更するものがございます。

その下、ごみ処理施設整備事業につきましては、ごみ処理広域化計画調査業務負担金の環境影響評価業務に対して借り入れるものございまして、今回1,230万円を増額し、限度額を7,480万円に

変更するものでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 民生費負担金の保育料365万9,000円の減額につきましては、町コロナ対策として0歳児から2歳児の副食費相当額を保育料から減額するものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金155万円の増額につきましては、自立支援医療費の見込み増に伴うものでございます。その下、子どものための教育・保育給付費負担金605万2,000円の増額につきましては、令和2年度と同負担金の精算額確定に伴う追加交付でございます。その下、障がい児通所給付費等負担金1,505万2,000円の増額につきましては、障がい児通所給付費の見込み増に伴う国庫負担金の増でございます。

次に、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金101万4,000円の増額につきましては、会計年度任用職員経費に対するものでございます。その下、子ども・子育て支援事業費補助金874万7,000円の増額につきましては、児童手当法の一部改正に伴うシステム改修経費に対するものでございます。

次の目 衛生費国庫補助金の定期接種マイナンバー情報連携体制事業費補助金8万4,000円の増額につきましては、ロタウイルスワクチン定期接種に係る健康管理システム改修経費に対するものでございます。その下、感染症予防事業費補助金40万3,000円の増額につきましては、新型インフルエンザ予防接種に係る接種記録システム改修経費に対するものでございます。その下の健（検）診結果情報標準化整備事業補助金259万6,000円の増額につきましては、健診結果の利活用に係る健康管理システムの改修経費に対するものでございます。

次の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金162万2,000円の増額につきましては、当初予算に計上済みの防災マップ作成等委託料に対するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障がい者自立支援給付費負担金77万5,000円の増額につきましては、国庫と同じく自立支援医療費の見込み増に伴うものでございます。その下、子どものための教育・保育給付費負担金306万8,000円の増額につきましても、国庫と同じく令和2年度同負担金の精算額確定に伴う追加交付でございます。その下、障がい児通所給付費等負担金752万6,000円の増額につきましても、国庫と同じく障がい児通所給付費の見込み増に伴うものでございます。

次に、項 府補助金、目 民生費府補助金の子ども・子育て支援交付金25万3,000円の増額につきましては、国庫と同じく会計年度任用職員の任用に伴う経費に充当するものでございます。

その下の目 農林水産業費府補助金の新規就農者確保事業費補助金150万円の増額につきましては、農業次世代人材投資資金に係る補助金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金6,582万7,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金7,692万6,000円の増額につきましては、町コロナ対策、東保育所大規模修繕工事、災害対策用ドローン購入経費、体組成測定に係る備品等購入経費の財源とするものでございます。

次に、項 特別会計繰入金、目 下水道事業会計繰入金4,825万3,000円の増額につきましては、令和2年度下水道事業会計繰出金の精算による繰入れでございます。

続いて、12ページ、13ページをご覧ください。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入の副食費433万3,000円の減額につきましては、町コロナ対策として保育所等の副食費無償化に伴う減でございます。

次に、款 町債、項 町債、目 民生債の東保育所改修事業債 1 億3,450万円の増額及びその下の目 衛生債のごみ処理施設整備事業債1,230万円の増額につきましては、第4表でご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

14ページ、15ページをご覧ください。

なお、職員人件費の補正である各職員給与関係事業につきましては、後ほど34ページ以降の補正予算給与費明細書の中で一括してご説明させていただきます。また、財源振替の項目は説明を省略させていただきます。

それでは、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費3つ目の人事一般事務経費、人件費等負担金546万2,000円の増額につきましては、水管理担当の兼務に伴い、下水道事業会計への兼務職員人件費等負担金でございます。その下、非常勤職員関係事業、会計年度任用職員報酬104万3,000円の増額につきましては、突発的対応等に係る会計年度任用職員報酬でございます。

その下、目 自治振興費の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金71万7,000円の増額につきましては、町コロナ対策として、ひまわりバス無償化に係る経費でございます。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

ページ一番下の款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、自立支援医療審査支払手数料8,000円の増額につきましては、審査対象件数の増によるものでございます。その下の自立支援等医療費310万2,000円の増額につきましては、新規対象者の増によるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

2つ目の目 ひとり親家庭医療助成費のひとり親家庭医療費助成事業、会計年度任用職員報酬41万3,000円の増額及びその下の費用弁償8,000円の増額につきましては、担当職員の他課業務応援に伴う事務補助員の任用経費でございます。その下、ひとり親家庭医療費公費負担額144万5,000円の増額につきましては、所要見込額の増によるものでございます。

次の後期高齢者医療費の後期高齢者医療事務事業、療養給付費負担金628万円の増額につきましては、令和2年度後期高齢者医療定率負担金の精算によるものでございます。その下の後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金15万円の増額につきましては、人件費の見込み増に伴うものでございます。

続いて、20ページ、21ページをご覧ください。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金901万8,000円の増額につきましては、町コロナ対策による副食費無償化に伴う経費でございます。その下の病児保育事業負担金61万7,000円の増額につきましては、利用者増による加算分などの増額でございます。その下の施設型給付費121万5,000円の増額につきましては、町コロナ対策による副食費無償化に伴う経費でございます。その下、国・府支出金等返還金671万円の増額につきましては、令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金などの確定による返還金でございます。次の児童手当事務経費、消耗品費1万2,000円の増額及び印刷製本費4万2,000円の増額及び通信運搬費22万3,000円の増額につきましては、児童手当の制度改正に伴う周知用チラシなどの経費でございます。

次に、目 児童福祉施設費の2つ目、保育所運営事業、大規模改修工事費1億4,947万6,000円の増額につきましては、東保育所大規模修繕工事費でございます。次の児童発達支援事業、障がい児通所給付費3,010万5,000円の増額につきましては、利用者数の増によるものでございます。次の子育て支援事業、国・府支出金等返還金2,387万円の増額につきましては、令和2年度子ども・子育て支援交付金の確定による返還金でございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金290万8,000円の減額につきましては、退職に伴う人件費補正でございます。

続いて、22ページ、23ページをご覧ください。

項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金99万4,000円の増額につきましては、人事異動等に伴う人件費補正によるものでございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の2つ目、保健衛生一般事務経費、電子計算システム開発委託料402万6,000円の増額につきましては、健診結果の利活用に向けた健康管理システム改修経費でございます。その下の母子保健一般事務経費、会計年度任用職員報酬136万5,000円の増額及びその下の期末手当15万8,000円の増額につきましては、職員の他課業務応援に係る会計年度任用職員保健師の勤務日数増分でございます。

次の目 予防費の子ども等予防接種事業、国・府支出金等返還金240万7,000円の増額につきましては、令和2年度感染症予防事業費等国庫負担金の確定による返還金でございます。その下の母子保健事業、国・府支出金等返還金82万3,000円の増額につきましては、令和2年度母子保健衛生費国庫補助金の確定による返還金でございます。その下の健康増進事業、消耗品費6,000円の増額及び庁用器具費89万6,000円の増額につきましては、体組成測定に係る備品等購入経費でございます。

続いて、24ページ、25ページをご覧ください。

款 農林水産業費、項 農業費、目 農業振興費の農業振興事業、農業次世代人材投資資金150万円の増額につきましては、新規就農者に認定された方への補助金でございます。

ここから人件費が続きますので、28ページ、29ページまでお進みください。

3つ目の表の款 消防費、項 消防費、目 災害対策費の防災事業、防災備品費97万3,000円の増額につきましては、災害対策用のドローンの購入経費でございます。

続いて、30ページ、31ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校給食費の小学校給食事業、給食費補助金2,639万5,000円の増額及びその次でございます項 中学校費、目 学校給食費の中学校給食事業、給食費補助金1,473万8,000円の増額につきましては、町コロナ対策として小学校及び中学校の給食費無償化に伴う経費でございます。

続きまして、32ページ、33ページをご覧ください。

款 公債費、項 公債費、目 元金の町債元金償還事業、町債元金償還金36万円の増額につきましては、令和3年度償還見込額の増によるものでございます。

その下の目 利子の町債利子償還事業、長期借入金利子394万4,000円の減額につきましては、令和3年度償還見込額の減でございます。

続きまして、34ページの補正予算給与費明細書をご覧ください。

まず、1の特別職でございますが、一番下の段の比較の行のところ、共済費の列におきまして12万8,000円の増額でございます。こちらは保険料率の変更によるものでございます。

次に、35ページにつきましては、一般職の総括になりますので、36ページをご覧ください。

アの会計年度任用職員以外の職員でございますが、上段、給与費をご覧くださいと、比較の行のところ給料が2,235万4,000円の減、職員手当が1,097万円の減、次に、共済費で610万7,000円の減となり、合計で3,943万1,000円の減でございます。職員の退職や育児休業及び人事異動等に伴う補正となっております。

続いて、イ、会計年度任用職員の表でございますが、同じく上段、給与費をご覧くださいと、比較の行のところ報酬が282万1,000円の増、職員手当が15万8,000円の増、合計で297万9,000円の増でございます。今回の補正予算における会計年度職員の報酬及び期末手当の増でございます。

次に、37ページの給料及び職員手当の増減額の明細をご覧ください。

ここでは、上段が給料で下段が職員手当の区分により、人件費の補正につきまして整理をしております。

以降、38ページ、39ページにつきましては給与費明細書が続きまして、40ページは債務負担行為の補正調書、41ページは地方債の補正調書となっております。後ほどお目通しいたきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）37ページ、給与及び職員手当の増減額の明細というところで、職員手当、超過勤務手当1,058万6,000円の増額ということですが、主な理由を教えてください。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません、細かなところはちょっとあれなんですけれども、一定集中した課の各部ごとで超過勤務手当が4月からこの秋口ぐらいまでの部分で伸びている部分がございます。その課が複数、5つぐらいの課が伸びてございまして、その影響もあり、その分の手当を積ませていただいた部分と、あと、コロナの関係の業務、その部分の不足分ということで計上させていただいています。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）コロナの関係は分かるんですけれども、土木関係とか、そういうところで増えているところがあって、それ以外のところが減額になっているところもあるんで、それを知りたいんです。

議長（二見裕子君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）すみません。ちょっと細かい資料を持って示せたらいいんですけれども、今ちょっと持ち合わせていませんが、大きくですけれども、いわゆる学校関係の改修の事務の部分であったりとか、今、議員が言われた都市整備部関係の工事の関係の部分であったりとか、あと介護の部分、そういったところの部分であったりとか、そういったところが増えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第8 議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第9 議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第10 議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第67号、第68号及び第69号についてご説明申し上げます。

それでは、まず、議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、人件費の減額補正となっております。

1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,623万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与等繰入金290万8,000円の減額につきましては、歳出予算における人件費の減額によるものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業の290万8,000円の減額は人件費の減額によるものでございまして、10ページの補正予算給与費明細書、総括のほうで説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

まず、上段の給与費でございますが、年度途中における職員1名の退職によるものでございまして、比較いたしますと給料が157万1,000円の減、職員手当が87万9,000円の減となり、合わせて245万円の減額、その横の共済費が45万8,000円の減額で、これらを合わせた総額が290万8,000円の減額となります。

なお、12ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして、議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容ですが、人件費の増額補正となっております。

1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,478万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の事務費繰入金15万円の増額につきましては、歳出予算における人件費の執行見込額の増額によるものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業は、職員に係る人件費の補正でございまして、10ページの補正予算給与費明細書の総括で説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

まず、上段の給与費のうち、給料には増減がなく、職員手当が17万円の増、その横の共済費が2万円の減となり、これら差引きで15万円の増額となるものでございます。職員手当は、超過勤務手当と児童手当の不足見込額を増額し、共済費については、余剰見込額を減額とするものでございます。

12ページの給料及び職員手当の増減明細につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しいた
だきますようお願いいたします。

以上で、議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終
わらせていただきます。

それでは、続きまして、議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）に
つきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、人事異動等による人件費の補正でございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ40億1,747万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によって説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括
的支援事業・任意事業）1万5,000円の増額、その下の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支
援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）7,000円の増額、また、その下の款 繰入金、項 一
般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）7,000円の増額につきま
しては、歳出における包括的支援事業・任意事業の人件費の増額に伴いまして、法定負担割合に応じ
て増額するものでございます。

次に、その下の目 その他一般会計繰入金のうち、節 職員給与費等繰入金98万7,000円の増額
につきましては、歳出における一般管理費の人件費増額分を一般会計から繰り入れるものでござい
ます。

続いて、その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金173万6,000円の減額につきま
しては、今回の補正予算における減額、財源調整のために補正するものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業の98万7,000円の増額
及びその下の款 地域支援事業費、項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費の職員給与
関係事業174万5,000円の減額、その下の款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、
目 包括的支援事業・任意事業費の職員給与関係事業3万8,000円の増額、いずれも人件費の補正
となりますので、10ページ以降の補正予算給与費明細書でご説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

まず、給与費でございますが、比較のところでは給料が28万7,000円の減額、職員手当25万4,000円
の減額、共済費17万9,000円の減額となりまして、合計で72万円の減額となっております。給料、
職員手当、共済費につきましては、人事異動等に伴う減額補正となっております。

なお、12ページの給料及び職員手当の増減明細以降につきましては、後ほどお目通しいた
だきますようお願いいたします。

以上で、議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を
終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第67号、第68号及び第69号、い
ずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第11 議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が、令和3年4月組織改編に伴う兼務職員人件費等に対する一般会計からの負担金の補正、2つ目が、令和3年4月人事異動等に伴う人件費の補正、3つ目が、令和2年度一般会計繰入金に係る基準外繰入金返納に伴う補正を行うものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

第1条の総則でございます。令和3年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和3年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額に546万2,000円を増額し、補正後の額を5億9,758万円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業収益の補正後の額を11億2,349万6,000円とするものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額に108万4,000円を増額し、補正後の額を9億6,563万5,000円とし、第3項 特別損失の既決予定額に4,825万3,000円を増額し、補正後の額を4,875万3,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を11億2,759万8,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,292万5,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,347万5,000円」に、「減債積立金7,617万7,000円」を「減債積立金8,617万7,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金9,167万8,000円」を「当年度分損益勘定留保資金8,222万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に55万円を増額し、補正後の額を5億2,232万3,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を10億2,714万4,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の既決予定額に163万4,000円を増額し、補正後の額を9,679万円とするものでございます。

次の2ページは、令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

詳細については、7ページからの説明書でご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

収益的収入の表をご覧ください。

第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益の他会計補助金546万2,000円を増額は、組織改編に伴う兼務職員の人件費等に対する一般会計からの負担金でございます。以上により、収益的収入合計の既決予定額11億1,803万4,000円に補正予定額546万2,000円を増額し、11億2,349万6,000円とするものでございます。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の管渠費108万8,000円を増額、総係費4,000円の減額は、人事異動等に伴うものでございます。

次に、第3項 特別損失の過年度損益修正損4,825万3,000円の増額は、令和2年度下水道事業会計決算確定に伴う一般会計繰入金に係る基準外繰入金の返納でございます。以上により、収益的支出合計の既決予定額10億7,826万1,000円に補正予定額4,933万7,000円を増額し、11億2,759万8,000円とするものでございます。

次に、8ページの資本的支出の表をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費55万円の増額は、人事異動に伴うものでございます。以上により、資本的支出合計の既決予定額10億2,659万4,000円に補正予定額55万円を増額し、10億2,714万4,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和3年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございます。

4ページから5ページは、補正予算給与費明細書でございます。

また、6ページは、令和3年度下水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。

いずれも、このたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（「16時19分」散会）

12 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和3年12月定例会会議録（第3号）

月 日 令和3年12月16日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	10番 田中 圭介
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅	総 務 部 長	林 利秀
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	教 育 次 長	阪上 敦司

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）

議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについて

議案第65号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について

議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

追加付議議案

議案第71号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第8号）

議員提出議案第8号 飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に求める意見書

議員提出議案第9号 沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月8日の午後1時30分から、委員7名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしまして、理事者提出の議案として、令和3年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件、議員提出議案として、飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に求める意見書の件、沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書の件、以上3件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の1件及び議員提出の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、議員提出議案の意見書2件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（二見裕子君）それでは、これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。本件は、12月3日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月3日の本会議において本委員会に付託されました議案1件の審査を行うため、12月9日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、総務文教常任委員会の委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第66号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、日程第2 議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについての件、日程第4 議案第65号 指定管理者の指定(熊取町学童保育所)についての件、日程第5 議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件、日程第6 議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件、日程第7 議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件及び日程第8 議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件は、12月3日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(渡辺豊子君)おはようございます。

それでは、事業厚生常任委員会報告をさせていただきます。

去る12月3日の本会議において本委員会に付託されました議案7件の審査を行うため、12月8日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 指定管理者の指定(熊取町学童保育所)についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第63号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第64号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第64号 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更について関係市町と協議することについての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第65号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第65号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第67号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第68号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第69号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号 令和3年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第70号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号 令和3年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第1 議案第71号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事（東野秀毅君）それでは、議案第71号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金として、子ども1人当たり10万円を一括給付するもの、くまとりふるさと応援寄附が想定寄附額である2億5,000万円を上回ったことから、想定寄附額を5億円に変更し、必要となる関連経費を計上するものとなっております。

なお、今般の追加議案につきましては、令和3年12月8日に開催されました議会運営委員会におきまして、補正総額を4億8,942万5,000円とご説明いたしました。その時点では国の方針に基づき、子ども1人当たり給付額を先行分5万円として積算し、補正予算を作成してございました。本日皆様にご覧いただいている補正予算案につきましては、給付額を現金一括10万円支給を可能とする国の方針変更があったことから、1人10万円の単価で再積算し、本日お示しさせていただいているものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億4,942万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億250万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金7億2,000万円の増額につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業に対するものでございます。

次に、款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億2,942万5,000円の増額につきましては、くまとりふるさと応援寄附事業の歳出補正額と同額を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、クレジットカード等決済手数料742万5,000円の増額につきましては、寄附金の決済サービスに係る所要見込額の増によるものでございます。

その下、返礼品委託料1億円の増額につきましては、謝礼品に係る所要見込額の増によるものでございます。

その下、ポータルサイト使用料2,200万円の増額につきましても、ポータルサイトの使用に係る所要見込額の増によるものでございます。

次に、款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の子育て世帯等臨時特別支援事業、子育て世帯臨時特別給付金7億2,000万円の増額につきましては、対象見込み児童数7,200人に対して1人当たり10万円を給付するものでございます。

なお、公務員を除く児童手当受給者、つまり中学生以下に対しましては申請なしのいわゆるプッシュ型で12月23日木曜日に10万円を一括給付するべく準備を進めており、公務員及び高校生につきましては申請を受け付け、順次支給してまいります。

なお、今回の特別給付に伴うシステム改修や給付対象者への通知などに必要な事務費につきましては、予備費で対応を進めているところでございます。

以上で、議案第71号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。子育て世帯臨時特別給付金の件ですが、国のほうもいろいろと方針を転換されて、今回一括10万円でも現金給付をオーケーということで、そういうふうの方針転換していただいた中で、今回補正予算上げていただいたかと思っております。私たち熊取公明党といたしましても、現金給付ということ町長のほうにも要望等させていただいておりまして、国のほうの方針転換とマッチしまして、今回このように対応していただきました町長のご英断に感謝いたします。ありがとうございます。

ちょっと実務的なことをお尋ねしたいと思います。今ご説明の中で、当初5万円のときも23日に

振り込むということがホームページ等でも載っていたんですが、今もう23日に振り込むように段取りしているということでしたので、その分はよかったかなというふうに思っておりますが、児童手当対象の方で、23日にプッシュ形で申請しなくても振り込めるという対象の方というのは何人になるんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）12月23日に一括お振込をさせていただく方々の人数につきましては、対象児童数で申し上げますと約4,900人になっております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。この方たちにはまた通知のほうは出していただくというところで、それと、あと気になるのが申請が必要な対象児童なんですけれども、高校生相当に当たるかと思うんですが、その分については何人いらっしゃるのかと、それと、高校生の対象の方の中でも兄弟がいらっしゃる方、14歳以下の兄弟がいらっしゃる方は申請しなくていいのか、その辺のところを教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、ご承知のように、今回児童手当のスキームを活用して至急に給付を行いなさいというのが国の考え方でございます。本町のほうで現在、児童手当の給付対象者、こちらのほうはシステム上完備されておりますので、そちらを活用してプッシュ型の給付を行うというのは今議員ご指摘のとおりでございます。それ以外の部分、つまり高校生であったり、あるいは公務員の分も各市町村ということになりますので、こちらのほうも熊取町の中でのシステム上は現在そのデータは存在しておりませんので、こちらがいわゆる申請が必要ということになります。ちなみに公務員も含めまして高校生の対象児童数が約4,200名ということになっております。それから、公務員の分につきましては、これは中学以下につきましてもデータのほうがございますので、こちらのほうで約750名程度。こちらの分につきましては、今議員のご指摘のとおり申請を送って、そして所得制限等の審査をして給付に向かうと。そういう一定作業が生じます。

それから、あともう一つ、同一世帯で高校生、中学生ある場合のご質問かと存じますが、こちらにつきましては、今現在システム上、中学と高校、これは分けてシステムのほう組み上げておりますので、同一世帯で高校生いらっしゃっても、申請のほうは別途いただかざるを得ないと。そういうような仕組みということで今現在作業を進めておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。今ちょっと人数を教えていただいた中で、プッシュ型で、申請しなくても給付していただくのが4,900人と言っていましたよね。申請しなければならぬ方が4,200人と。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、ちょっと聞き取りにくかったかも分らないです。申し訳ございません。いわゆる申請が必要な高校生が約1,400名でございます。それから、公務員の方についても、これはデータがございません。こちらのほうも申請が必要となります。それが約700名から720名程度というふうに今目算しておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。ちょっと聞き取りが悪かったですね。人数が7,200人超えるから、あれと思ったんですが、分かりました。そしたら、それで高校生等は申請していただかないといけないというところですが、申請する分につきましてはどういうふうになっているのでしょうか。申請して、いつ給付してもらえるのかというところの説明もお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）現在それも鋭意作業中でございます。年内に対象者宛て申請書のほうをご送付できるべく、頑張って作業中でございます。それを受けまして、申請を恐らく年明けから順次いただけるのかなど。いただいた分をまとめて振込をさせていただくということで、可能であれば第1回目、1月の中旬以降、下旬あたりに1回目の給付日を設けたいというふうに考えております。あと、一定の数が集まれば、それに応じて何回かの給付日を設けて振込を続けていくというようなイメージでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。1月中には全て申請された方に関しては振り込んでいただくことができるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）申請をいただいて、いわゆる所得情報の突合作業がございますので、いただいて、すぐというわけではなくて、ちょっと一定の時間を頂戴することになると思います。それから、1件、2件で個別振込ではなくて、やはり一定の数がまとまって振込日を定めて、その日に振込を一括してさせていただくと。それを1回ではなくて何回も回数は重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）分かりました。本当にいろいろと手続等、担当課におきましては大変かと思っておりますが、漏れなく給付できますようによろしくお祈りしたいと思います。

それと、またもう一つお尋ねしたいんですが、今回は国のほうで所得制限960万円というところでライン引かれたわけなんです。公明党としましては、やっぱり子育て世帯全ての方を対象にというのが最初の思いでありまして、そういった面を見たときに、所得制限というところ、18歳までの全ての方に給付できないかというところで、岬町とか泉佐野市は所得制限なしで給付するというふうに聞いておりますが、その辺のところもちょっとお尋ねしたいなと思ひまして、所得制限なしとなった場合にはあと何人ぐらい。だから、対象外となる世帯数というのは何世帯ぐらいありますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘のように、所得制限なしというのは大阪府内、今調査等がありまして出ている中身では、泉佐野市と岬町のこの2団体のみというふうに伺っております。それと、本町の場合、具体的にそうしたときに所得制限を超えるであろうと思われる今想定の数でございますが、児童数で約300名が所得制限によって対象外となっておりますという見込みとなっております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）300名ということは、10万円が3,000万円になりますが、何とか、ふるさと応援寄附金も増額、今想定より上回るというような当初の説明もありましたが、その分を鑑みて、全ての方を対象に、ほほえみ子育て熊取町として対応してはいかがかと思うんですが、いかがですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃられるように、給付は、可能な分であれば、おっしゃられる部分もよく分かるんですけども、やはり今回の制度そのものの目的というのが、これはもう国のほうから示されておきまして、コロナウイルスの感染症が長期化し、その影響が及ぶというようなことを鑑みて、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、児童を養育している者の年収960万円以上の世帯を除きという国の明確な考え方が示されてございます。やはり均等に同じ額をというのがおっしゃられる中身だろうと思ひますが、やはりその負担もそうでございますけれども、

給付に関しましても一定所得に応じた対応というのが、これが逆に公平という観点もございまして、熊取町といたしましても、この国の考え方に従った対応をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）残念ですが、もう少し検討をお願いしておきます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）本当に職員の皆さんご苦労さまでした。大変やったと思います。この対応。2日から12月議会が始まっているのに、ちょっとあまり議会のほうに説明がなくて、7日の日に対象者対応ではがきを送付して、10日に一旦ホームページでアップされているんですね。そのことにあまり私も気がつかなかったんですが、ネットを見ていたらマチイロの中でそれを発見して、こんなこと決まってきたんやと思って、国の対応が短期の間でころころ変わるので、職員さんも一生懸命やってはるんやなということを理解しながら状況を見ていたら、14日に国のほうが方針を変えたので、また職員のほうが、町長の判断もあったんでしょうが、14日の日に10万円現金支給というのが決まり、15日、昨日、送付したりホームページアップしたりと、とても大変な中やられたと理解しております。本当にお疲れさまでした。

細かい内容については先ほども渡辺議員が聞かれたのであれなんですけど、今回LINEも流してあったので、朝の登校見守りのときでもお母さんたちがこの話で盛り上がって、よかったねという話を聞きました。職員さんがすごく頑張ったということがすごく身に染みて分かりました。先ほど渡辺議員が言ったように、18歳以下全員一括で給付金を払うような事業であれば、本当に職員さんも楽やったん違うかなと思うんです。所得情報を入力したりすることなく喜んでもらえたのになど。だけれど、国が基準を示したから、この考え方に沿って従った。国のとおりやるのが熊取町だというのがよくここで分かりました。でも、やはり子どもたちのことを考えたら、職員のことも考えたら、18歳以下で全員で出せるならば、そうしてあげてほしかったというのが感想です。

高校生なんですけれども、結婚されている高校生というのが対象外ということで明記されておりました。それと、どちらにしても高校に行っていない18歳未満の方もおられますよね。そういう方々にも申請を送ってご案内し、支給することになっているんでしょうか。結婚されている方は駄目だということなんですか。それは国の考えなので仕方ないということでしょうか。その辺お願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃっていただいたように、今回の分は高校生相当ということで、高校に通われていない方においても、年齢がいわゆる高校生相当ということでの対象区分ということになっておりますので、そちらの対象者のほうへは、当然、世帯単位での申請ということで、申請書のほうは送付をさせていただく予定となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。それと、先ほどの答弁の中で、対象でない300名ぐらいの世帯なんですけれども、これは18歳以下ということでしょうか。これは小中までの世帯ということでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは所得制限を超えるということになります。ちょっと内訳まではあれなんですけれども、対象の18歳以下、いわゆる0歳までの人数を合わせて、ざっと300名と見込んでおるところでございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）私どもも、やはり18歳以下という国の方針が出されているならば、ぜひとも全員に

ということを要望しておきます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）渡辺議員、江川議員からいろいろ質問いただいて大体のことは分かったんですけども、今回、早急な対応で、それと、熊取町は本会議の日程が早かったので大分大変やったかなということで、それと、あと12月23日に一括送付されるということで、感謝申し上げます。ありがとうございます。

ちょっと細かいことなんですけれど、幾つかちょっと聞かせていただきます。まず、さっきの説明で、対象者7,200人。先ほど数字言っていた4,900人の児童手当ですか。それと1,400人の高校生相当。それと720人。これ合わせたら7,020人で、あとの残りは新生児を想定されているのかお聞きします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃるとおりでございます。10月から3月末までの新生児の想定で、町のいわゆる児童手当の対象になってくるであろうという方と、それから公務員の分についても、これは見込み数でございます。ざっとでございますけれども180人程度を見込んで、合計で7,200人という数字をはじき出しております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）よく分かりました。

それと、あと補正予算の説明の中で、東野理事から事務費の話が出まして、予備費からということですけども、この事務費ってどのぐらい要るんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、こちらのほうは予備費対応ということで、要はシステム改修等、事前に着手しなければならなかったため、この対応とさせていただいております。今の見込みといたしましては、人件費、それから通信運搬、紙代、印刷製本、それから口座の振込手数料、システムの改修費等で、約620万円から630万円ぐらいの予算が必要というふうに見込んでおります。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）これらの六百二、三十万円という数字は国の補助の対象になるのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらに係る経費については10分の10国費が当たるというふう聞いております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。よく分かりました。

これからはちょっと要望になるんですけども、先ほど渡辺、江川両議員から所得制限の撤廃をお願いしたいという話があったんですけども、調べますと、泉佐野市が1,200人対象で1億二、三百万円の予算を組むということで、追加予算ということで出ていました。うち、人口割にしたら300人ってちょっと少ないような気がするんですけど、これはもう間違いはないですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この分については児童数の見込みということで、すみません、全体の5%として見込ませていただいて、300名程度というふうに申し上げたところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）今お忙しいと思うので、今これは国の対象になっていないということなので、ちょっと今後のこともあると思うので、もう少し精査していただいたら。泉佐野市が人口の割に1,200

人あつたら、うちも五、六百人あるのかなというふうに思つたんですけども、たしか岬町も想定から言うたらもう少し多かったかな、90人ぐらいあつたように思うんですけども、その点お願いします。

もう一つは、泉佐野市は単独で、新生児が令和3年度中に生まれた家庭に対して、これは1世帯当たり10万円の新生児臨時交付金ということで、1世帯10万円で630世帯を予算上げているんですけども、これは熊取町のほうは今後計画ございませんか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）今現在、臨時国会のほうなんですけれども、このコロナ感染対策の地方創生臨時交付金6.8兆円という補正予算が審議されておりまして、ちょっとこの10万円の部分がクローズアップされておりますが、本体で6.8兆円、そのうちの1.2兆円がいわゆる地方単独分ということで、この後21日ぐらいに可決された後に、また熊取町への割当額というのが示されてくるものと思っております。その中で、また熊取町のほうで、今議員がおっしゃられたような泉佐野市がされている追加の新生児に対してのプラス10万円であったりとか、あるいは、子育てばかりに今のところ我々としてもちょっと行き過ぎているかな、行き過ぎているという表現はちょっとあれなんですけれども、高齢者世帯等々も含めました熊取町に必要な経済対策というのを、その交付金も活用しながら考えてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今、臨時国会でのコロナ対策の臨時交付金ということで説明があつたんですけども、ぜひともこの新生児の分についてはうちの独自ということでお願いしたいのと、高齢者に対しても、いろいろ、子どもの世帯ばかりかというような声もちらっと聞いていますので、ぜひともお願いしたいなということで、そのときはまた内容をある程度精査されたら議会のほうにも説明をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）僕も所得制限の件なんですけれども、今のところ見込みで300人ということなんですけれども、もうちょっと頑張ったら、この見込み300人なんですけれども、支給できるん違うかなというのが感想なんですけれども、これは今のところ国の方針に従うというのは一旦分かるんですけども、今後ずっと、今年度中この考えには変わりはないんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）子育て世帯へのコロナの関連の給付金というのは今回初めてではなく、令和2年度から実施してきてございます。今回につきましても国の目玉事業として実施された。ただし、やはり所得に応じた対応はすべきであろうという議論が、国会の中でもかなり議論された中での話だというふうに聞いてございます。本町といたしましても、やはり所得に応じた対応。もちろん施策の内容によっては所得に関係なく、政策目的によりまして均等に、所得制限関係なくということも当然取っていくケースもございますけれども、今回の分については、その予定というのは今時点ございませんというのが現在の考え方でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）これの対応のほうもころころ変わっているの、現時点で所得制限に従うというのは分かるんですけども、今回10万円の支給の目的というのはコロナの影響でということなので、所得高い方も一定影響は受けているわけですし、ここは政治判断かなと思うんですけども、町長に関しては、この辺は、今後のお考えというのはどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南和仁君）先ほど来から山本部長あるいは明松部長のほうから答弁させていただいておるところでございますが、今回のこの給付金の制度に関しましても、非常に迷走した中で、やっとなら政府

のほうが一定の見解を出していただいて、それに合わせて地方自治体もかなり時間のない中で担当も頑張って、ほとんど徹夜状態で事務をしたということも報告を受けています。そういった中で、国の方針が迷走する中で、それに合わせていくのが自治体の仕事ということで、今現時点では所得制限は一定設定させていただいて、給付をさせていただく。これが今の現時点での本町の考え方ということに一定の理解をしていただきたいかと思っています。ただ、先ほど明松部長のほうから申し上げたとおり、新たな交付金、臨時交付金が下りてきます。その中で、また熊取町が独自でどんな支援ができるのか。これまでもご存じのように何段ともなく熊取町は独自の支援をやってまいりました。現在も3月まで副食費、給食費の無償化というのでも延長してやってまいります。そういった形で、新たな交付金をどんな形で国がやっていくのか。その中で、熊取町がその隙間をどう埋めていけるのかというのをしっかりと検討しながら、またそのときには議員の方々のご意見も聞きながら進めていきたいと思っておりますので、まず現時点での状況を十分にご理解いただきたいなど。新たな支援は熊取町としても十分考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）現時点での対応が、国の方針に従うというのは十分理解するところなんですけれども、やはり今回の10万円の支給というのは不公平感が多いというのは報道でもされているところですし、僕の周りの話を聞いていてもそういう話を多く聞きますので、ぜひ早い段階でこの辺、どうやって不公平感を埋めていくかというのは、もうここは本当に町長の政治判断やと思いますので、これは僕だけじゃなくてほかの議員からも意見が出ていますし、ぜひ町長にはいい判断をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）もう一度言います。この所得制限につきましては、皆さんほかの議員も言っているんですが、960万円ということですが、共働きの家庭があったときに、それぞれ奥さんとご主人が800万円の所得があるところも、960万円を超えていないので対象になっているわけなんです。だから、夫婦合算したときには1,600万円あるところも対象になっているわけなんですよね。1人の所得が960万円以下なので。そういったところも踏まえて、国は児童手当法にのっとった施策でそういうふうにやっているんですが、そういったことも踏まえながら、熊取町独自として子育て世帯全ての世帯に不公平感のないように手当てしていただきたいというふうに思います。今、副町長のほうが地方創生臨時交付金と言っておられましたが、それを当てにするんじゃなくて、この施策につきましては町独自で、先ほどもありましたがふるさと応援寄附金等、そういったものも検討していただくなれば、町独自で判断ができるのではないかなというふうに思っておりますので、併せて要望を再度させていただきます。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）私が申し上げましたのは、これまでも、交付金、臨時交付金の枠を超えて、熊取町独自で、ご存じのようにふるさと応援基金を繰り出しをしながらその支援をしてきたという経過があります。それも十分ご理解いただいて、交付金があるからする、しない、その対象になっていなかったらしないというわけではございません。本町はそれ以外の上乗せをし、一般財源を投入しながら、これまでも5段に分けて支援をしてきたという経過もご理解いただきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）理解させていただいて感謝させていただいておるんですが、今回この分につきましては300人を残さず、子どもは所得ないので、子どもに所得で線引きしないで対応していただきたいと思って、またもう一度お願いさせていただきました。

その上でもう一点質問なんですけど、くまとりふるさと応援寄附事業につきまして、11月の臨時会でも補正が上がっていたんですけども、返礼品も6,000万円、そしてポータルサイト使用料も2,450万円補正があって、その分は2億円を見込みというところでしたんですかね。そして今回5億円で見込みを増として上げていただいているわけなんですけど、今現在、ふるさと応援寄附金は幾ら来ているんでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）月曜日時点で3億5,000万円を突破したということで確認してございます。以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）3億5,000万円ですよ。ですので、その分もきちっと財源として検討できますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つ聞きたいのは、ポータルサイト使用料というのは、ちょっと分からないので教えてほしいんですが、臨時会のときに1,450万円。それで今回2,200万円というところなんですけど、これというのは1件に幾らという形になっているんですか。ポータルサイト使用料というのは。

議長（二見裕子君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）ポータルサイト使用料のほうは、実績額に大体約8%。今現在、熊取町のほうではポータルサイトを三つ使わせていただいておりますけれども、予算が足りなくてはいけませんので、念のために一番高いポータルサイト使用料の8%で計算させていただいております。ですから、5億円掛ける8%という計算で4,400万円になるんですけども、11月専決のときで予算現額が2,200万円ございましたので、4,400万円引く2,200万円で、今回2,200万円の補正計上というところでございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第2 議員提出議案第8号 飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に求める意見書及び追加議事日程第3 議員提出議案第9号 沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第8号 飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に求める意見書、議員提出議案第9号 沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書、以上の2件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第8号をお開きください。

議員提出議案第8号 飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に求める意見書。

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令に伴う営業時間短縮の要請に協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に支給される協力金については、その制度の趣旨に照らし、1日も早く飲食店に支給を完了することが必要不可欠であることは言うまでもない。

しかしながら、大阪府では、申請から支給に至るまで数ヶ月を要することが珍しくなく、大阪府ホームページ（寄せられたご意見）にも「緊急事態宣言が発出されるたび、休業要請や営業時間短縮要請に応じた飲食店には協力金が一向に振り込まれず、大変な状況に追い込まれている。きちんと協力金等を支給してほしい」といった声が数多く届けられており、新聞やテレビでも、他の自治体に比べて支給率が最も低いと報じられるなど、大阪府の対応の遅れが問題となっている。

大阪府は、人員体制を強化し対応に当たっているとのことであるが、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の期間内であっても協力金を支給することができる、いわゆる「先払い制度」についても、しっかりとした人員体制の強化を図っていただきたい。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、営業時間短縮の要請に協力いただいた飲食店等の事業継続を支援するため、本件協力金の支給が遅れることによって、営業時間短縮の要請に協力したくてもできないといった飲食店等の声にも真摯に耳を傾け、より一層、飲食店等の側に立った大阪府の対応が今こそ強く求められるところである。

以上のことから、本議会は、大阪府に対し、飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月16日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第9号をお開きください。

議員提出議案第9号 沖繩戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		坂上	昌史
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書。

沖縄県では、太平洋戦争末期に住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命がうしなわれた。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園にある平和の礎には、昨年6月時点、沖縄戦で亡くなった24万1,593人の氏名が、国籍や軍人、民間人の区別なく刻銘されている。

摩文仁を中心に広がる沖縄本島の南部地域は、1972年沖縄の本土復帰に伴い、戦跡としては我が国唯一の国定公園に指定されたが、同地域には、沖縄戦で犠牲となった民間人や軍人の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

そのような場所を掘り起こし、遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用することになれば、それは人道上許されることではない。

平和の礎に刻銘されている犠牲者は沖縄県民のみでなく、昨年6月時点で大阪出身者だけでも2,339人に上るなど、戦争の犠牲者は全国に及んでおり、遺骨収集は日本全国で取り組むべき問題である。

よって、本町議会は政府及び国会に対し、下記の事項に速やかに取り組むことを強く要望する。

記

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと
 2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上2件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件について、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第8号 飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議員提出議案第9号 沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての

件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会議事規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和3年12月定例会閉会から令和4年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和3年12月定例会閉会から令和4年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（二見裕子君）それでは、ここで私から、議会改革検討特別委員会の調査状況の経過報告をいたします。

去る12月8日、委員6名出席の下、議会改革検討特別委員会を開催いたしました。

まず、案件1、10月1日から10月30日の間において実施いたしました熊取町議会に関する住民アンケート調査の結果については、パブリックモニターの方をはじめとした計81名の方からの回答の取りまとめにつき、議会事務局長からの報告を受け、今後の議会改革にしっかりと反映させていくことを確認いたしました。

次に、案件2、新規改革事業の追加及び既存事業の改善についてですが、9月15日に開催した本委員会の中で抽出されました項目について、活発な議論を行いました。

新たな取組として、1、一層の情報発信が必要であるという認識の下、SNSの活用を含め、情報発信の強化について協議していくこと。2、これまで実施してきた勉強会なども含め、議会としての政策立案や町長への政策提言などに取り組むため、政策討論会、議員間における自由な討論の実施について協議していくこと。以上2点について確認いたしました。

また、既存事業の改善として、議会だよりについては、より一層見やすい紙面構成や記事の内容の企画を行うことなど、広報委員会において引き続き検討していくこと。4、議会報告会については、全ての区自治会に出向き、ご協力を得ながら実施してきましたが、今後の開催に向け、場所、回数、対象など、どのような形での開催がよいかについて協議していくこと。以上2点について確認いたしました。

次に、案件3、通年議会の導入の方針につきましては、迅速な議会の開催、また、議会開催のイニシアチブは議会にあるべきという観点から、その導入に向けて継続して議論してまいりましたが、迅速に議会を開会し審議することが可能となる一方、専決処分が全くなくなるということは難しく、デメリットとなる状況が発生し得ること、また、現在、必要に応じて臨時会を開催するなどにより議会への情報提供が適切になされていることから、本委員会としては、通年議会の導入は実施しないことに決定いたしました。

最後に、案件4、議員定数、議員報酬の見直しに係る今後の進め方につきましては、活発な議論の結果、引き続き調査検討を進め、令和4年3月定例会の会期中において本委員会を開催し、その方針を決定することを確認いたしました。

以上、議会改革検討特別委員会の経過報告といたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました点につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展につながるよう努力してまいりたいと存じますので、議員皆様方により一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年も残すところあと半月余りとなりました。緊急事態宣言解除後においても、変異ウイルスの感染拡大が懸念されるなど、住民の皆様にとっては不安な状況が続いております。

新型コロナワクチンの3回目の追加接種やPCR検査費用の補助など、引き続き新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組み、住民の皆様が安心して健やかに過ごせますよう努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、行政との緊密な連携をお願いいたしますとともに、一丸となってこの難局を乗り切っていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

時節柄くれぐれもご自愛いただき、新年を健やかにお迎えになられますようご祈念申し上げます、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。
議長（二見裕子君）これをもちまして、令和3年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時18分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年12月16日

熊取町議会

議 長

二 見 裕 子

議 員

矢 野 正 憲

議 員

江 川 慶 子